

令和 6 年度
石垣市の教育

－石垣市教育委員会－

はじめに

近年、国際化や情報化、さらには少子高齢化など、急激な社会の変化が進んでいます。本市でも、こうした変化に主体的に向き合い、多様な個性を発揮しながら新しい時代を切り拓く人材の育成が求められています。

このような状況の中、本市の将来の担い手となる子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばし、新しい時代に必要な資質や能力を確実に育成していくため、行政、学校、家庭、地域が連携し、子どもたちの豊かな心の育成と学力向上を推進するとともに、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身につけていかなければなりません。

本市教育委員会では、教育基本法に基づいた教育理念を踏まえ、国の教育振興基本計画や沖縄県教育振興基本計画を参考にしながら、本市の第3期石垣市教育大綱に掲げられた目標である「一人ひとりの個性を尊重し、国際性と人間性豊かな人材の育成を目指す教育の推進」を図るため、子供たちをはじめ学ぶ市民を主役として学校教育や生涯教育など幅広い分野において、社会の変化に伴う長期的な見通しのもと、将来を見据えた施策を着実に推進してまいります。

学校教育では、勇気づけの教育を核とし、各学校において自立・自律した学習者の育成や多様な人との協働体験などの取り組みを進めてまいります。そのような中で、小・中共に、「問い」を持ち主体的に学ぶ授業の実践、「指導の個別化」「学習の個性化」による個別最適な学びの実現を図り、全国水準の学力を保障する取り組みを進めてまいります。また、知識基盤社会を生き抜く人材育成のため、ICT教育のさらなる充実を図ってまいります。

学校施設に関しては、安心・安全な教育環境整備事業を中心に各種事業を推進してまいります。

生涯学習の推進については、本市主催の「高齢者大学」を始めとする生涯学習講座や各放課後子ども教室に市文化協会とも連携した「スマムニ教室」の実施、地域公民館とも連携した学校・家庭・地域連携事業により地域教育力の向上につなげてまいります。

文化財については、文化財指定など文化財愛護思想の高揚に努め、引き続き保護と活用を図ってまいります。また、本市の歴史や文化を後世に伝えるべく、「石垣市史」を編んでまいります。

八重山博物館については、郷土の自然、歴史、文化についての理解を深めるため、こども博物館教室や体験講座、企画展などに取り組んでまいります。

図書館においては、移動図書館やブックスタート事業、団体貸出の推進、学校図書館との連携の充実、地域文庫活動への支援など市民ニーズに沿った図書館サービスの向上と家読（家族ふれあい読書）事業の推進に取り組んでまいります。

青少年健全育成については、児童生徒・若者の自立支援を継続し、子ども若者総合相談支援事業などを推進してまいります。

本冊子は、石垣市教育委員会の組織と活動概要をまとめたものであります。ご高覧いただき、本市教育へのご助言と、より一層のご協力を賜れば幸いに存じます。

令和7年1月

石垣市教育委員会
教育長 崎山 晃

目 次

第1章 総説

1 石垣市の概況	1
2 市政	2
3 第5次石垣市総合計画の概要	2
4 第3期石垣市教育大綱	3

第2章 教育行財政

第1節 教育行政

1 教育委員会の概要	5
2 歴代教育長	6
3 歴代委員長	6
4 歴代委員長職務代理者	8
5 歴代教育長職務代理者	9
6 沿革	10
7 石垣市教育委員会組織機構図	23

第2節 教育財政

1 石垣市一般会計予算	24
2 歳入歳出予算内訳	24
3 教育費歳出予算内訳	25

第3節 教育主要施策

1 令和4年度 石垣市教育委員会 教育主要施策体系	26
2 教育主要施策事項	27

第3章 学校教育の充実

第1節 石垣市立幼・小・中学校における

「指導の努力点」の体系	30
-------------	----

第2節 石垣市立幼・小・中学校における

指導の努力点	31
--------	----

第3節 幼児教育施設における指導の努力事項

第4節 小学校・中学校における

指導の努力事項	40
---------	----

第5節 石垣市の特別支援教育

第6節 石垣市の「集合学習指導」

第7節 石垣市学力向上推進委員会の

組織と構成	63
-------	----

第8節 教育研究所	65
-----------	----

第9節 学校教育施設整備事業	69
----------------	----

第4章 生涯学習の推進

第5章 伝統文化の保存継承

第1節 文化財課主要事業	76
--------------	----

第2節 石垣市所在指定文化財一覧	77
------------------	----

第3節 市史編集事業	86
------------	----

第4節 石垣市立八重山博物館の概要	88
-------------------	----

第6章 石垣市立図書館の概要

第7章 石垣市立学校給食センターの概要

第8章 石垣市青少年センターの概要

資料編

幼稚園施設保有状況	106
-----------	-----

小学校施設保有状況	107
-----------	-----

中学校施設保有状況	108
-----------	-----

小学校・中学校・幼稚園一覧	109
---------------	-----

幼稚園・こども園別在籍数	110
--------------	-----

石垣市立小学校・中学校学校別学級数	
-------------------	--

・児童生徒数	111
--------	-----

幼稚園児の動態（過去10年間）	112
-----------------	-----

児童生徒数の動態（過去10年間）	113
------------------	-----

学校医・学校歯科医・学校薬剤師一覧	114
-------------------	-----

第1章 総 説

1 石垣市の概況

(1) 位置と気候

九州と台湾の間約 1,200km の海上に点在する島々を南西諸島と呼びます。その南西諸島の中の南西端に先島諸島があり、そして先島諸島の中の西端に八重山群島があります。

石垣島は八重山群島の政治、経済、教育、交通、運輸の中心地で、沖縄県内では沖縄本島、西表島に次いで 3 番目に大きい島です。

石垣市の行政面積は 229 km²（尖閣諸島を含む。）あり、沖縄県 11 市の中で最も大きな行政面積を有しています。北緯 24 度 20 分、東経 124 度 9 分に位置し、那覇市へは 410km ありますが、台湾とは 277km しか離れていません。

石垣島は県内最高峰の於茂登岳（526m）を中心として、八重に連なる山々を背に、南には平坦地が広がっています。そこに河川が形成され、湾岸、半島、岬などの自然環境が多様な風景を織り成しています。平均気温は 24 度、年間降水量は 2,000mm で、梅雨時と台風時に降雨が集中しますが、梅雨時に雨が少なく、台風が接近しない年には、干ばつに見舞われることもあります。

(2) 人口と産業

全国的に少子化が進み、多くの自治体で人口が減少しています。石垣市の人口も、近年は、概ね 4 万 9 千人台後半で推移していましたが、以前の増加傾向から横ばい傾向へと変化しています。国勢調査では平成 27（2015）年に 47,564 人、令和 2 年（2020 年）に 47,637 人、令和 6 年 3 月末日の住民基本台帳では 49,232 人となっています。

石垣市の産業構造は第 3 次産業が大部分を占めていて、令和 2 年の国勢調査では第 1 次産業が 8.0%、第 2 次産業が 13.1%、第 3 次産業が 78.9%の比率となっています。

(3) 学校

石垣市は市立の幼稚園 10 園、小学校 19 校、中学校 9 校（内小中併置校 4 校）で、他市と比較して格段に学校数が多い自治体です。その理由は行政面積が広く、島の海岸端に形成された各集落に学校が設置されていることにあります。

しかし、市街地以外の学校では児童生徒数の減少が著しく、多くの学校が小学校 5 学級以下、中学校 2 学級以下の過小規模校になっていて、中には複式学級あるいは学年によって児童生徒がいない学校もあります。

2 市 政

市長 なかやま 中山 よしとか 義隆

副市長 ちねん 知念 えいいちろう 永一郎

議長 がきや 我喜屋 りゅうじ 隆次

副議長 ひがしうちほら 東内原 とも子

令和 6 年 9 月 1 日現在

3 第 5 次石垣市総合計画の概要

総合計画は、長期的な視点に立って市町村の将来を展望し、その実現に向けた行政運営を行うための、まちづくりの方向性を総合的・体系的にまとめた、その都市におけるまちづくりの最上位計画となるものです。

■基本理念

「いつの世までも 魅力と幸せあふれる 島づくり」

■将来像

誰もが自分らしく幸せに暮らせる 持続可能な交流都市 いしがき

■目指すまちの姿

- ① 地域の魅力と活気があふれるまち
- ② 一人ひとりの個性を尊重し、発揮するまち
- ③ 安全で快適に生活できるまち
- ④ 島の自然環境を守り、活かすまち

4 第3期石垣市教育大綱（令和4年度～令和6年度）

教育大綱は、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。市長が招集する総合教育会議において、教育委員会と協議・調整し、3年ごとに大綱を策定します。

■基本理念・基本目標

「豊かな風土の中で誰もが自分らしく育つ いしがき」を基本理念とし、「一人ひとりの個性を尊重し、国際性、人間性豊かな人材の育成を目指す教育の推進」を基本目標とします。

■基本方針

1. 自ら学ぶ意欲を育み、潤いと生きがいのある生涯を通じた学習の推進

行政・学校・家庭・地域が連携して、子ども達の幼児期からの豊かな心の育成と学力の向上の推進を図り、社会の変化に対応できる能力の育成に努めます。また、市民の多様化・高度化する学習ニーズに応え、「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習体制の整備とスポーツ・レクリエーションの推進、高等教育機関等の誘致等に努めます。

2. 国際化・情報化社会に対応した教育の推進

国際化へ対応した学校教育を推進するため、石垣市の地理的特性を活かした、国際性豊かな視野の広い人材の育成を図ります。また、急速に進展する情報化社会へ対応するため、情報及び情報手段を主体的に選択・活用できる人材の育成を目指します。

3. 学校・家庭・地域の連携を図り、青少年の健全育成の推進

青少年の健やかな成長を図るため、学校・家庭・地域が連携し、家庭教育への支援を充実させると共に、社会奉仕体験や生活・自然体験活動を通して未来の担い手となるための資質や能力の育成に努め、地域の教育力の活性化を図ります。また、不登校やひきこもりなど、様々な問題を抱え、サポートを必要とする家庭への支援を強化します。

4. 郷土の自然・文化を学び、地域に誇りを持てる教育の推進

石垣市の郷土の歴史や文化に触れ、伝統文化や文化財に対する理解を深めると共に、自然・歴史・伝統に誇りと愛着を持つ、郷土教育及びスマムニの普及・継承を推進します。

5. 就学前教育の充実、保育基盤の整備、地域の子ども子育ての支援

子ども一人ひとりが、健やかに成長していくことを支援するため、人材の確保と幼児期における質の高い教育・保育を受ける環境づくりに努めると共に、保育基盤の整備や地域の子ども子育て支援等、保護者の就労に応じた施設利用等の環境づくりを図ります。

第2章 教育行財政

第1節 教育行政

1 教育委員会の概要

(1) 教育委員会とは

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育の政治的中立性と教育行政の安定を確保することを目的とし、首長から独立して教育に関する事務を処理するため、都道府県、市町村に設置される合議制の執行機関です。

石垣市教育委員会は、教育長と4人の教育委員で構成され、教育長及び教育委員は、市長が議会の同意を得て任命しています。任期は、教育長3年、教育委員4年で再任も可能です。

教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が事務を執行します。事務局は教育長の統括の下、教育委員会の権限に属する事務を処理します。

(2) 教育長及び教育委員（令和6年5月1日現在）



崎山 晃
(教育長)



南 和秀
(教育長職務代理者)



金城 綾子
(委員)



浦崎 美紀子
(委員)



新里 裕樹
(委員)

職名	氏 名	任 期
教育長	崎山 晃 ききやま あきら	令和4年4月1日～令和7年3月31日
教育長職務代理者	南 和秀 みなみ かずひで	令和5年4月1日～令和9年3月31日(2期目)
委 員	金城 綾子 きんじょう あやこ	令和3年4月1日～令和7年3月31日(2期目)
委 員	浦崎 美紀子 うらさき みきこ	令和3年12月19日～令和7年12月18日
委 員	新里 裕樹 しんざと ゆうき	令和3年12月19日～令和7年12月18日

(3) 教育委員会会議

教育委員会の会議は、月1回の定例会と臨時に開催する臨時会があり、令和5年度の会議開催数、付議件数と主な内容は次のとおりです。

	定例会	臨時会	合計
会議開催数	12回	4回	16回
付議件数	72件	6件	78件
主な内容	・人事に関すること。 ・条例、規則に関すること。 ・教育予算に関すること。・附属機関等の委員の任命・委嘱に関すること。		

2 歴代教育長

代	氏名	期間
初	宮良 徹二	昭和47年(1972年)5月15日～昭和48年(1973年)4月20日
2	入嵩西 清佐	昭和48年(1973年)4月26日～昭和51年(1976年)4月20日
3	大田 正吉	昭和51年(1976年)10月13日～昭和54年(1979年)3月31日
4	長田 紀良	昭和54年(1979年)4月26日～昭和56年(1981年)8月17日
5	藤田 長信	昭和56年(1981年)10月21日～昭和58年(1983年)3月31日
6・7	浦本 真正	昭和58年(1983年)5月30日～平成元年(1989年)10月8日
8	石垣 榮一	平成元年(1989年)10月9日～平成2年(1990年)3月16日
9	仲本 英清	平成2年(1990年)4月23日～平成4年(1992年)3月31日
10	前津 栄一	平成4年(1992年)4月8日～平成4年(1992年)12月21日
11	宜野座 安祐	平成5年(1993年)1月7日～平成7年(1995年)12月20日
12	宮良 正惟	平成7年(1995年)12月21日～平成9年(1997年)2月27日
13	仲山 忠亨	平成9年(1997年)3月21日～平成11年(1999年)12月20日
14	村田 栄正	平成12年(2000年)1月6日～平成14年(2002年)12月20日
15	内原 英忠	平成14年(2002年)12月24日～平成18年(2006年)6月30日
16	波平 長吉	平成18年(2006年)7月3日～平成21年(2009年)10月2日
17	江川 三津恵	平成21年(2009年)12月1日～平成22年(2010年)6月30日
18	玉津 博克	平成22年(2010年)10月1日～平成26年(2014年)9月30日
19	石垣 朝子	平成26年(2014年)12月5日～平成28年(2016年)3月31日
20・21	石垣 安志	平成28年(2016年)4月1日～令和4年(2022年)3月31日
22	嶺山 晃	令和4年(2022年)4月1日～

3 歴代委員長

代	氏名	期間
初	入嵩西 清佐	昭和47年(1972年)5月15日～昭和48年(1973年)4月20日
2	米盛 松	昭和48年(1973年)4月26日～昭和50年(1975年)4月20日
3	大田 正吉	昭和50年(1975年)4月25日～昭和51年(1976年)10月12日

4	亀川 安兵衛	昭和51年(1976年)10月13日～昭和52年(1977年)4月20日
5	米盛 松	昭和52年(1977年)8月22日～昭和54年(1979年)8月21日
6	定歳 実勇	昭和54年(1979年)8月30日～昭和55年(1980年)8月20日
7	藤田 長信	昭和55年(1980年)8月30日～昭和56年(1981年)10月20日
8	黒島 安典	昭和56年(1981年)10月21日～昭和59年(1984年)1月24日
9	慶田 正介	昭和59年(1984年)2月3日～昭和60年(1985年)10月8日
10	仲本 英清	昭和60年(1985年)10月9日～昭和61年(1986年)10月8日
11	慶田 正介	昭和61年(1986年)10月9日～昭和62年(1987年)10月8日
12	定歳 実勇	昭和62年(1987年)12月15日～昭和63年(1988年)12月14日
13	仲本 英清	昭和63年(1988年)12月15日～平成2年(1990年)4月22日
14	松本 當正	平成2年(1990年)4月23日～平成3年(1991年)4月22日
15	次呂久 信次	平成3年(1991年)4月24日～平成4年(1992年)4月23日
16	糸洲 マサ	平成4年(1992年)4月24日～平成5年(1993年)10月8日
17	新城 知子	平成5年(1993年)10月18日～平成6年(1994年)10月17日
18	宮良 正惟	平成6年(1994年)10月18日～平成7年(1995年)10月17日
19	金嶺 功	平成8年(1996年)10月18日～平成9年(1997年)10月31日
20	宮里 テツ	平成9年(1997年)11月1日～平成11年(1999年)3月31日
21	東 洋一	平成11年(1999年)4月1日～平成12年(2000年)3月31日
22	當山 房子	平成12年(2000年)4月1日～平成13年(2001年)3月31日
23	大仲 國夫	平成13年(2001年)4月1日～平成14年(2002年)3月31日
24	潮平 俊	平成14年(2002年)4月1日～平成15年(2003年)3月31日
25	大仲 國夫	平成15年(2003年)4月1日～平成16年(2004年)3月31日
26	小底 弘子	平成16年(2004年)4月1日～平成17年(2005年)3月31日
27	宮良 祐成	平成17年(2005年)4月1日～平成18年(2006年)3月31日
28	波平 長吉	平成18年(2006年)4月1日～平成18年(2006年)6月30日
29	宮良 祐成	平成18年(2006年)7月1日～平成19年(2007年)3月23日
30	田本 徹	平成19年(2007年)4月1日～平成20年(2008年)3月31日
31	島仲 玲子	平成20年(2008年)4月1日～平成21年(2009年)3月31日
32	江川 三津恵	平成21年(2009年)4月1日～平成21年(2009年)12月15日
33	島仲 玲子	平成21年(2009年)12月16日～平成22年(2010年)6月30日
34	仲本 英立	平成22年(2010年)10月1日～平成23年(2011年)9月30日
35	石垣 朝子	平成23年(2011年)10月1日～平成24年(2012年)9月30日
36	高木 健	平成24年(2012年)10月1日～平成25年(2013年)12月15日
37	石垣 朝子	平成25年(2013年)12月26日～平成26年(2014年)9月30日
38	仲山 久紀	平成26年(2014年)12月5日～平成28年(2016年)3月31日

4 歴代委員長職務代理者

代	氏名	期間
初	米盛 松	昭和47年(1972年)5月15日～昭和48年(1973年)4月20日
2	屋部 憲一	昭和48年(1973年)4月26日～昭和49年(1974年)4月20日
3	宮城 光男	昭和49年(1974年)6月15日～昭和49年(1974年)11月26日
4	亀川 安兵衛	昭和50年(1975年)4月25日～昭和51年(1976年)10月12日
5	米盛 松	昭和51年(1976年)10月13日～昭和52年(1977年)8月21日
6	長田 紀良	昭和52年(1977年)8月22日～昭和54年(1979年)4月25日
7	藤田 長信	昭和54年(1979年)8月30日～昭和55年(1980年)8月29日
8	定歳 実勇	昭和55年(1980年)8月30日～昭和62年(1987年)12月14日
9	慶田 正介	昭和62年(1987年)12月15日～平成元年(1989年)10月8日
10	松本 當正	平成元年(1989年)10月9日～平成2年(1990年)4月22日
11	次呂久 信次	平成2年(1990年)4月23日～平成3年(1991年)4月22日
12	前津 栄一	平成3年(1991年)4月24日～平成4年(1992年)4月7日
13	宜野座 安祐	平成4年(1992年)4月24日～平成5年(1993年)1月6日
14	宮良 徹	平成5年(1993年)1月7日～平成5年(1993年)10月8日
15	宮良 正惟	平成6年(1994年)2月3日～平成6年(1994年)10月17日
16	富川 八十八	平成6年(1994年)10月18日～平成7年(1995年)10月17日
17	金嶺 功	平成7年(1995年)10月18日～平成8年(1996年)10月17日
18	宮里 テツ	平成8年(1996年)10月18日～平成9年(1997年)10月31日
19	東 洋一	平成9年(1997年)11月1日～平成10年(1998年)1月26日
20	金嶺 功	平成10年(1998年)2月1日～平成10年(1998年)4月7日
21	東 洋一	平成10年(1998年)4月22日～平成10年(1998年)10月31日
22	當山 房子	平成11年(1999年)4月1日～平成12年(2000年)3月31日
23	大仲 國夫	平成12年(2000年)4月1日～平成13年(2001年)3月31日
24	潮平 俊	平成13年(2001年)4月1日～平成14年(2002年)3月31日
25	内原 英忠	平成14年(2002年)7月16日～平成14年(2002年)12月23日
26	大仲 國夫	平成14年(2002年)12月24日～平成15年(2003年)3月31日
27	小底 弘子	平成15年(2003年)4月1日～平成16年(2004年)3月31日
28	宮良 祐成	平成16年(2004年)4月1日～平成17年(2005年)3月31日
29	小底 弘子	平成17年(2005年)4月1日～平成18年(2006年)3月31日
30	田本 徹	平成18年(2006年)4月1日～平成19年(2007年)3月31日
31	島仲 玲子	平成19年(2007年)4月1日～平成20年(2008年)3月31日
32	江川 三津恵	平成20年(2008年)4月1日～平成21年(2009年)3月31日
33	島仲 玲子	平成21年(2009年)4月1日～平成21年(2009年)12月15日
34	嵩田 美代子	平成21年(2009年)12月16日～平成24年(2012年)9月30日
35	徳松 節子	平成24年(2012年)10月1日～平成25年(2013年)9月30日
36	仲山 久紀	平成25年(2013年)10月1日～平成26年(2014年)12月4日

37	高里 正明	平成26年（2014年）12月5日～平成28年（2016年）3月31日
----	-------	-------------------------------------

5 歴代教育長職務代理者

代	氏名	期間
初	高里 正明	平成28年（2016年）4月22日～平成29年（2017年）12月18日
2	新田 健夫	平成29年（2017年）12月22日～平成31年（2019年）3月31日
3	金城 綾子	平成31年（2019年）4月26日～令和6年（2024年）4月25日
4	南 和秀	令和6年（2024年）4月25日～

6 沿 革

昭和 20 年（1945 年）

- 8/15 太平洋戦争終結
- 12/31 青年学校廃止
県立八重山中学校、高等女学校、農学校を
公立に改称

昭和 21 年（1946 年）

- 1/7 戦後初の郡下校長会
- 1/25 みやとり幼稚園設立（昭和 29 年（1954 年）
4 月公立認可）
- 4/1 大浜国民学校から平真国民学校が独立
- 4/24 沖縄民政府が初等学校令発令
- 4/29 教科書編纂委員委嘱
- 7/1 国民学校を初等学校に改称
- 7/4 初等学校設置の仮教場を分校に改称
- 8/1 八重山農学校に林科を設置、八重山農林学
校に改称

昭和 22 年（1947 年）

- 2/20 八重山郡会で公立八重山中学校、高等女学
校廃止を可決
- 4/1 大浜初等学校開南分校を川原分校に改称
- 7/10 石垣町を石垣市に改制
- 9/20 大浜村を大浜町に改制
- 11/3 石垣、大浜、竹富、与那国に実業高等学校
設置認可

昭和 23 年（1948 年）

- 6/22 教育審議会設置

昭和 24 年（1949 年）

- 2/24 登野城初等学校嵩田分校設置認可
ふたば幼稚園設立（昭和 29 年（1954 年）
4 月 1 日公立認可、昭和 45 年（1970 年）
12 月 1 日あらかわ幼稚園に改称）
- 2/25 八重山議会で八重山教育基本法、学校教育
法、学制改革を可決
- 3/31 さきはら幼稚園設立（昭和 45 年（1970 年）
11 月 7 日おおはま幼稚園に改称）
- 4/1 学制改革（6・3・3 制）実施、学校名を小
学校、中学校、高等学校に改称
新制中学校の独立校として石垣中学校、大
浜中学校、その他の中学校は小学校に併置

校

- 4/4 初の新制中学校校長会議
- 4/5 白保小学校平久保分校設置認可
- 4/11 みやまえ幼稚園設立（昭和 29 年（1954 年）
4 月 11 日公立認可）
- 4/25 まさご幼稚園設立（昭和 29 年（1954 年）
4 月 1 日公立認可、昭和 47 年（1972 年）
5 月 15 日しらほ幼稚園に改称）

昭和 25 年（1950 年）

- 3/13 学校教育法施行規則公布
- 4/1 わかば幼稚園設立（昭和 29 年（1954 年）
4 月公立認可）
- 11/8 白保小学校伊野田分校設置認可

昭和 26 年（1951 年）

- 3/25 白保中学校独立認可
- 3/31 八重山高等学校附属中学校廃校
白保中学校伊野田分校設置認可
- 4/4 川平小学校崎枝分校設置認可

昭和 27 年（1952 年）

- 2/25 川平小学校富野分校設置認可
- 2/28 琉球教育法公布
みやなが幼稚園設立（昭和 42 年（1967 年）
7 月 1 日公立認可）
- 3/17 教育区教育委員、会計係特別選挙法公布
- 4/1 琉球政府発足、教育委員会制度発足、教育
税創設
- 4/14 琉米文化会館開館
- 5/11 第 1 回各教育区（石垣、大浜、竹富、与那
国）教育委員、会計係選挙施行
（石垣区教育委員会）
○牧志宗得 宮良永益 浦崎賢保
石垣用中 石堂登美
（大浜区教育委員会）
○大田守松 本若栄功 石垣太郎
宮良栄建 園田治
- 6/1 八重山連合区教育委員会を組織、八重山教
育庁事務所設置
（八重山連合区教育長 宮城信勇）

昭和 28 年（1953 年）

- 1/23 川平中学校富野分校設置認可
- 4/18 へいしん幼稚園設立（昭和 29 年（1954 年）
4 月 1 日公立認可）

- 7/29 伊野田小中学校独立認可
(石垣区教育委員会)
○牧志宗得 宮良永益 浦崎賢保
石垣用中 石堂登美
(大浜区教育委員会)
○大田守松 本若栄功 石垣太郎
宮良栄建 園田治
(八重山連合区教育長 宮城信勇)

昭和 29 年 (1954 年)

- 4/1 石垣中学校嵩田分校設置認可
4/4 川平小学校吉原分校設置認可
(石垣区教育委員会)
○牧志宗得 宮良永益 浦崎賢保
宮良喜久 玻座間里芳
(大浜区教育委員会)
○前盛義英 本若栄功 石垣太郎
宮良栄建 田本秀
(八重山連合区教育長 糸数用著)

昭和 30 年 (1955 年)

- 1/20 野底小中学校設置認可
4/ ミルク給食、小学校で開始
9/19 伊野田小中学校明石分校設置認可
海星学園幼稚園設立
(石垣区教育委員会)
○牧志宗得 宮良永益 浦崎賢保
宮良喜久 玻座間里芳
(大浜区教育委員会)
○前盛義英 本若栄功 石垣太郎
宮良栄建 田本秀
(八重山連合区教育長 糸数用著)

昭和 31 年 (1956 年)

- 2/22 琉球政府文化財保護委員会が「桃林寺仁王像」「権現堂境内」「美崎御嶽」「宮良殿内」を重要文化財に、「権現堂神殿」を特別重要文化財に指定
2/24 名蔵小中学校独立認可
10/ ミルク給食、中学校で開始
(石垣区教育委員会)
○牧志宗得 佐久間長助 宮城信勇
宮良喜久 玻座間里芳
(大浜区教育委員会)
○前盛義英 本若栄功 石垣太郎
辻野正彦 田本秀

(八重山連合区教育長 糸数用著)

昭和 32 年 (1957 年)

- 3/2 琉球教育法公布
八重山地区内の分校 13 校が全部独立校となる
3/31 教育庁事務所が文教局から分離
8/30 幼小中高校基準教育課程について中央教育委員会訓令公布
(石垣区教育委員会)
○玻座間里芳 石垣朝英 宮城信勇
佐久間長助 宮良喜久
(大浜区教育委員会)
○本若栄功 宮良栄建 石垣太郎
辻野正彦 小堂宏
(八重山連合区教育長 糸数用著)

昭和 33 年 (1958 年)

- 1/7 民立法による教育 4 法案が高等弁務官により承認
1/8 川原小学校真栄里山仮教場設置
4/1 教育委員会法により八重山教育庁事務所を八重山連合区教育委員会事務局に改称
5/1 私立あいの幼稚園設立 (昭和 49 年 (1974 年) 3 月閉園)
(石垣区教育委員会)
○玻座間里芳 石垣朝英 宮城信勇
佐久間長助 宮良喜久
(大浜区教育委員会)
○本若栄功 宮良栄建 石垣太郎
辻野正彦 小堂宏
(八重山連合区教育長 糸数用著)

昭和 34 年 (1959 年)

- 4/1 八重山高等学校に定時制課程 (一般職業) 設置
崎枝中学校設置認可 (崎枝小学校に併設)
(石垣区教育委員会)
○玻座間里芳 宮良長義 宮城信勇
佐久間長助 宮良喜久
(大浜区教育委員会)
○本若栄功 辺土名朝興 石垣太郎
辻野正彦 小堂宏
(八重山連合区教育長 糸数用著)

昭和 35 年（1960 年）

- 2/9 パン給食開始
- 4/1 八重山高等学校、琉球政府に移管
- 7/1 学校給食法制定（給食補助費支給）
（石垣区教育委員会）
○佐久間長助 宮城信勇 宮良信興
森田孫輔 与那原孫佑
（大浜区教育委員会）
○石垣太郎 辻野正彦 本若栄功
小堂宏 辺土名朝興
（八重山連合区教育長 糸数用著）

昭和 36 年（1961 年）

- 4/1 小学校新教育課程全面实施
かわはら幼稚園設立（昭和 44 年（1969 年）
4 月公立認可）
（石垣区教育委員会）
○森田孫輔 真玉橋長要 宮良信興
与那原孫佑 小底貫一
（大浜区教育委員会）
○石垣太郎 辺土名朝興 小堂宏
辻野正彦 天久朝義
（八重山連合区教育長 糸数用著）
- 5/1 全琉 14 連合区を 6 連合区に統合

昭和 37 年（1962 年）

- 1/3 宮良小学校移転完了
- 4/1 中学校新教育課程全面实施
- 8/2 学校保健法公布
（石垣区教育委員会）
○森田孫輔 真玉橋長要 宮良信興
与那原孫佑 小底貫一
（大浜区教育委員会）
○石垣太郎 辺土名朝興 小堂宏
辻野正彦 天久朝義
（八重山連合区教育長 清村英診）

昭和 38 年（1963 年）

- 3/27 私立天川幼稚園設立（昭和 42 年（1967 年）
9 月 1 日公立認可）
- 4/1 小学校の教科書無償給与実施
伊原間中学校統合（伊原間・野底・明石・
平久保・伊野田）
（石垣区教育委員会）
○森田孫輔 真玉橋長要 宮良信興
与那原孫佑 国吉長扶

- （大浜区教育委員会）
○石垣太郎 小堂宏 辻野正彦
広田禎夫 天久朝義
（八重山連合区教育長 清村英診）

昭和 39 年（1964 年）

- 3/1 伊野田小学校で八重山初の完全給食実施
- 4/1 石垣第二中学校設立開校
- 4/11 私立海星小学校設立開校
- 6/1 石垣市・大浜町合併
大浜区教育委員会廃止
- 7/1 やえやま幼稚園公立認可（昭和 8 年（1933
年）ヤエヤマ幼稚園設立）
- 10/4 石垣小学校に養護学級開設

昭和 40 年（1965 年）

- 7/1 いのだ幼稚園公立認可
（石垣区教育委員会）
○森田孫輔 与那原孫佑 広田禎夫
宮良信興 石垣太郎
（八重山連合区教育長 清村英診）

昭和 41 年（1966 年）

- 4/1 中学校の教科書無償給与開始
- 7/1 教育税制度廃止
（石垣区教育委員会）
○宮良信興 与那原孫佑 広田禎夫
石垣太郎 小堂宏
（八重山連合区教育長 清村英診）

昭和 42 年（1967 年）

- 4/1 八重山商工高等学校開校
- 9/1 あまかわ幼稚園公立認可
- 12/22 OHK 八重山テレビ放送局開設
（石垣区教育委員会）
○崎山潤 石垣太郎 砥板芳三
米盛松 宮良徹二
（八重山連合区教育長 石垣孫可）

昭和 43 年（1968 年）

- 1/ テレビ学校放送開始
（石垣区教育委員会）
○崎山潤 石垣太郎 砥板芳三
米盛松 宮良徹二
（八重山連合区教育長 石垣孫可）

昭和 44 年（1969 年）

- 4/1 八重山高等学校定時制課程を八重山商工
高等学校へ移管
幼稚園教育要領施行
(石垣区教育委員会)
○欠 石垣太郎 砥板芳三
米盛松 宮良徹二
(八重山連合区教育長 石垣孫可)

昭和 45 年（1970 年）

- 4/1 新川小学校設立開校（石垣小学校内）
平真小学校に風疹児特別学級（こだま学
級）付設
8/27 文化財調査委員会発足
10/1 八重山地方庁を八重山支庁に改称
(石垣区教育委員会)
○石垣太郎 米盛松 砥板芳三
宮良徹二
(八重山連合区教育長 石垣孫可)

昭和 46 年（1971 年）

- 6/3 石垣市文化財保護条例制定
8/2 八重山連合区教育委員会並びに 3 市町教育
委員会合同庁舎完成
(石垣区教育委員会)
○宮良徹二 宮城光雄 米盛松
清村英診 入嵩西清佐
(八重山連合区教育長 田盛正雄)

昭和 47 年（1972 年）

- 5/12 日本復帰
沖縄県教育委員会発足
八重山連合区並びに 3 教育区廃止
石垣市教育委員会発足
初代教育長 宮良徹二 選任
(石垣市教育委員会)
委員長 入嵩西清佐
委員 宮城光雄 米盛松 清村英診
教育長 宮良徹二
10/18 石垣市立八重山博物館開館
12/25 石垣市立文化会館が教育委員会の管轄に

昭和 48 年（1973 年）

- 4/10 石垣市立学校給食センター落成
4/12 学校給食開始

(石垣市教育委員会)

- 委員長 米盛松
委員 宮城光雄 屋部憲一 前津武
4/26 教育長 入嵩西清佐 選任

昭和 49 年（1974 年）

- 5/1 ひらくぼ幼稚園公立認可
(石垣市教育委員会)
委員長 米盛松
委員 前津武
教育長 入嵩西清佐

昭和 50 年（1975 年）

- 4/25 (石垣市教育委員会)
委員長 大田正吉
委員 前津武 亀川安兵衛
教育長 入嵩西清佐

昭和 51 年（1976 年）

- 10/13 教育長 大田正吉 選任
(石垣市教育委員会)
委員長 亀川安兵衛
委員 前津武 米盛松 定歳実勇
教育長 大田正吉

昭和 52 年（1977 年）

- 8/22 (石垣市教育委員会)
委員長 米盛松
委員 定歳実勇 長田紀良 前津武
教育長 大田正吉

昭和 53 年（1978 年）

- 4/1 のそこ幼稚園設立
4/17 なぐら幼稚園設立
8/22 (石垣市教育委員会)
委員長 米盛松
委員 定歳実勇 長田紀良 前津武
教育長 大田正吉

昭和 54 年（1979 年）

- 4/26 教育長 長田紀良 選任
(石垣市教育委員会)
委員長 米盛松
委員 定歳実勇 前津武 藤田長信
教育長 長田紀良

9/4 あかし幼稚園設立

昭和 55 年（1980 年）

4/1 小学校新教育課程全面实施

8/30 （石垣市教育委員会）

委員長 藤田長信

委員 定歳実勇 前津武 黒島安典

教育長 長田紀良

昭和 56 年（1981 年）

4/1 中学校新教育課程全面实施

石垣市教育委員会事務局機構改革

教育課を廃止し、学校教育課・社会教育課を設置

総務課（庶務係・施設係）学校教育課（学校教育係）社会教育課（社会教育係）の 3 課 4 係

10/21 教育長 藤田長信 選任

（石垣市教育委員会）

委員長 黒島安典

委員 定歳実勇 与儀兼六

教育長 藤田長信

昭和 57 年（1982 年）

6/8 石垣市立小中学校管理規則制定

（石垣市教育委員会）

委員長 黒島安典

委員 定歳実勇 慶田正介 浦本真正

教育長 藤田長信

昭和 58 年（1983 年）

3/30 石垣市立八重山博物館が登録博物館に

4/ 小学校 3 年生用社会科副読本「わたしたちの石垣市」初版発行

5/30 教育長 浦本真正 選任

（石垣市教育委員会）

委員長 黒島安典

委員 定歳実勇 慶田正介 石垣英明

教育長 浦本真正

昭和 59 年（1984 年）

2/3 （石垣市教育委員会）

委員長 慶田正介

委員 定歳実勇 仲本英清 石垣英明

教育長 浦本真正

2/29 石垣市立幼稚園管理規則全部改正

12/20 石垣市立学校設置条例改正に伴い園名変更（しらほ幼稚園、あまかわ幼稚園、いのだ幼稚園、ひらくぼ幼稚園）

昭和 60 年（1985 年）

4/1 おおかわ幼稚園開設

7/1 国体課（総務企画係・競技式典係）設置
（石垣市教育委員会）

委員長 仲本英清

委員 定歳実勇 石垣英明 慶田正介

教育長 浦本真正

昭和 61 年（1986 年）

3/26 石垣市立富野中学校廃校

5/25 石垣市平得公民館落成式挙行
（石垣市教育委員会）

委員長 慶田正介

委員 定歳実勇 仲本英清 石垣英明

教育長 浦本真正

昭和 62 年（1987 年）

4/1 まきら幼稚園開設

10/19 第 42 回国民体育大会（海邦国体）秋季大会、大会旗・炬火リレー引継式

10/26 第 42 回国民体育大会（海邦国体）秋季大会、高校野球（軟式）で八重山高等学校が準優勝

12/15 （石垣市教育委員会）

委員長 定歳実勇

委員 慶田正介 仲本英清 松本當正

教育長 浦本真正

昭和 63 年（1988 年）

3/24 石垣市教育委員会事務局組織規則一部改正（国体課廃課）

4/1 石垣市立富野中学校開校

5/27 第 33 回沖縄県市町村教育委員会連合会定期総会及び研修会開催

9/30 大濱皓文化振興基金条例制定

12/22 （石垣市教育委員会）

委員長 仲本英清

委員 慶田正介 松本當正 石垣栄一

教育長 浦本真正

昭和 64 年（1989 年）

1/7 昭和天皇崩御

平成元年（1989 年）

1/8 元号改正
3/31 石垣市立図書館準備室設置
4/17 石垣市立八重山博物館条例施行規則制定
（庶務係・学芸係設置）
9/1 教育次長制導入
10/9 教育長 石垣栄一 選任
（石垣市教育委員会）
委員長 仲本英清
委員 松本當正 山城明 次呂久信次
教育長 石垣栄一

平成 2 年（1990 年）

3/22 石垣市立図書館設置及び管理に関する条例制定
4/1 石垣市立図書館設置及び管理に関する条例施行規則制定
4/23 教育長 仲本英清 選任
（石垣市教育委員会）
委員長 松本當正
委員 次呂久信次 山城明 前津栄一
教育長 仲本英清
7/24 石垣市立図書館公印規則制定
10/6 石垣市立図書館開館

平成 3 年（1991 年）

4/8 大濱皓文化振興基金条例施行規則制定
大濱皓文化振興基金運営委員会設置要綱制定
5/29 石垣市教育功労者表彰規程制定
6/1 4 週 6 休制開始（第 2・4 土曜日閉庁）
12/19 「川平湾」文化財（名勝）指定
12/21 （石垣市教育委員会）
委員長 次呂久信次
委員 糸洲マサ 前津栄一 宜野座安祐
教育長 仲本英清

平成 4 年（1992 年）

2/3 中学生集団暴行致死事件発生
4/8 教育長 前津栄一 選任
（石垣市教育委員会）
委員長 次呂久信次

委員 糸洲マサ 宜野座安祐
教育長 前津栄一

6/30 石垣市立学校設置条例一部改正（八島小学校設置）
7/7 石垣市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部改正（登野城小学校・八島小学校の指定通学区決定）
9/1 学校週 5 日制開始（第 2・4 土曜日閉校）
12/1 石垣市青少年生活指導員設置に関する規則制定
12/21 石垣市教育委員会車両管理規程制定
（石垣市教育委員会）
委員長 糸洲マサ
委員 宜野座安祐 宮良徹 新城知子
教育長 前津栄一

平成 5 年（1993 年）

1/7 教育長 宜野座安祐 選任
（石垣市教育委員会）
委員長 糸洲マサ
委員 新城知子 宮良徹
教育長 宜野座安祐
3/3 行事の共催等に関する取扱い要領制定
3/9 石垣市学校職員服務規程全部改正
石垣市県費負担職員出勤簿整理規程全部改正
9/24 石垣市職員定数条例一部改正（教育委員会の事務局及び教育委員会の所管する教育機関の職員 154 人を 158 人へ）
11/1 八島小学校開校準備室設置（登野城小学校内）
11/4 新石垣市立八重山総合博物館（仮称）構想委員会設置要項制定
12/28 石垣市立学校給食センター管理規則一部改正（給食校に八島小学校を追加）

平成 6 年（1994 年）

1/12 石垣市立八重山博物館の職員の勤務時間及び勤務時間の割振りに関する規則廃止
2/4 石垣市適応指導教室設置規則制定
石垣市生涯学習指導者登録制度（リーダーバンク）設置要綱及び運営要綱制定
3/18 石垣市職員定数条例一部改正（教育委員会の事務局及び教育委員会の所管する教育機関の職員 158 人を 160 人へ）
3/25 石垣市立図書館の設置及び管理に関する

条例施行規則一部改正（開館時間変更）

- 4/1 八島小学校開校
石垣市適応指導教室（あやばに学級）開設
- 4/8 （石垣市教育委員会）
委員長 新城知子
委員 宮良正惟 富川八十八 金嶺功
教育長 宜野座安祐
- 10/18 （石垣市教育委員会）
委員長 宮良正惟
委員 富川八十八 新城知子 金嶺功
教育長 宜野座安祐

平成 7 年（1995 年）

- 2/8 石垣市立小学校及び中学校管理規則一部改正・石垣市立幼稚園管理規則の一部改正（毎月第 4 土曜日も閉校・閉園に）
- 2/24 石垣市立幼稚園管理規則一部改正（1 学級の園児定数 40 人を 35 人へ）
- 3/24 石垣市職員定数条例一部改正（教育委員会の事務局及び教育委員会の所管する教育機関の職員 160 人を 162 人へ）
石垣市スポーツ振興審議会条例制定
「宇和慶墓」文化財（建造物）指定
- 3/31 石垣市青少年センター設置条例制定
石垣市青少年センター設置条例施行規則制定
- 4/19 石垣市青少年センター運営協議会規則制定
石垣市青少年センター公印規則制定
石垣市青少年センター青少年生活指導員設置に関する規則制定
石垣市青少年健全育成関係機関連絡協議会運営要綱制定
- 4/28 石垣市教育委員会事務局組織規則全部改正
- 5/1 石垣市教育委員会機構改革（文化課・スポーツ振興課・青少年センター設置）
- 8/23 新石垣市立八重山総合博物館（仮称）基本計画策定委員会設置要項制定
- 12/21 教育長 宮良正惟 選任
（石垣市教育委員会）
委員長 富川八十八
委員 金嶺功 新城知子 仲山忠亨
教育長 宮良正惟

平成 8 年（1996 年）

- 3/12 派遣社会指導主事配置（スポーツ振興課）
蔵元跡整備委員会設置要綱制定
- 10/18 （石垣市教育委員会）
委員長 金嶺功
委員 仲山忠亨 富川八十八 宮里テツ
教育長 宮良正惟
- 11/1 真喜良小学校開校準備室設置（新川小学校内）
- 11/12 八重山民家園移築復元建造物選定専門委員会設置要項制定
「太田原遺跡」「真謝井戸」「宮島御嶽」「小浜御嶽のリュウキュウチシャノキ」文化財指定

平成 9 年（1997 年）

- 1/14 新石垣市立八重山総合博物館（仮称）展示・活動策定専門委員会設置要項制定
- 3/21 教育長 仲山忠亨 選任
（石垣市教育委員会）
委員長 金嶺功
委員 宮里テツ 富川八十八 東洋一
教育長 仲山忠亨
- 4/3 真喜良小学校開校
- 7/8 石垣市立学校給食センター管理規則一部改正（給食校に海星小学校を追加）
- 7/10 石垣市制施行 50 周年記念式典
- 8/5 株式会社エーデルワイス社長比屋根毅学校図書充実資金に関する要綱制定
石垣市文化財の指定・認定・剪定及び選択基準制定
- 9/2 海星小学校へ学校給食センターより配食開始
- 9/30 大濱信泉記念館設置条例制定
石垣市立教育研究所設置条例制定
- 11/1 教育長 仲山忠亨 選任
（石垣市教育委員会）
委員長 宮里テツ
委員 東洋一 富川八十八 金嶺功
教育長 仲山忠亨
- 11/4 大濱信泉記念館設置条例施行規則制定
石垣市立教育研究所設置条例施行規則制定
石垣市立教育研究所研究員に関する規程制定
石垣市立教育研究所図書及び資料貸出規

程制定

平成 10 年（1998 年）

- 4/22 （石垣市教育委員会）
委員長 宮里テツ
委員 東洋一 當山房子
教育長 仲山忠亨
- 7/10 石垣市立教育研究所公印規則制定
- 8/12 「四ヶ字旗頭本（登野城村、大川村、石垣村、新川村）」「中マンガー」文化財指定

平成 11 年（1999 年）

- 4/1 （石垣市教育委員会）
委員長 東洋一
委員 宮里テツ 當山房子
教育長 仲山忠亨
- 9/8 国指定名勝「川平湾及び於茂登岳」保存管理計画策定委員会設置要綱制定

平成 12 年（2000 年）

- 1/6 教育長 村田栄正 選任
- 4/1 （石垣市教育委員会）
委員長 當山房子
委員 宮里テツ 東洋一 大仲國夫
教育長 村田栄正
- 7/11 石垣市教育委員会課長会議規程制定
石垣市教育委員会職員朝会要綱制定

平成 13 年（2001 年）

- 4/1 （石垣市教育委員会）
委員長 大仲國夫
委員 東洋一 當山房子 潮平俊
教育長 村田栄正
- 4/16 「紙本着色宮平長延坐像」「知念里之子親曇上政行」文化財指定
- 7/4 石垣市教育委員会教育懇談会要綱制定
- 8/8 石垣市教育委員会組織機構改革検討委員会規則制定
石垣市教育委員会学務改善研究会要綱制定
- 12/4 文化財調査嘱託員設置要綱制定

平成 14 年（2002 年）

- 2/21 石垣市立小学校及び中学校における出席停止の命令に関する規程制定

- 3/20 石垣市視聴覚ライブラリー設置条例廃止
石垣市視聴覚ライブラリー設置条例施行規則廃止
石垣市視聴覚ライブラリー 器材器具貸し出し規程廃止
石垣市教育委員会事務局組織規則全部改正

4/1 （石垣市教育委員会）

- 委員長 潮平俊
委員 大仲國夫
教育長 村田栄正

- 4/17 石垣市教育委員会事務改善研究委員規程制定

石垣市教育委員会訓令で定める様式における敬称の特例に関する規程制定

- 7/1 石垣市教育委員会が保有する情報の公開に関する規則制定

石垣市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則制定

石垣市立学校評議員設置要綱制定

- 12/24 教育長 内原英忠 選任

平成 15 年（2003 年）

- 3/24 石垣市立幼稚園預かり保育条例制定
石垣市立幼稚園預かり保育料徴収条例制定

- 3/28 石垣市立八重山博物館条例全部改正

4/1 （石垣市教育委員会）

- 委員長 潮平俊
委員 大仲國夫 小底弘子 宮良祐成
教育長 内原英忠

- 7/1 石垣市立文化会館設置条例全部改正

平成 16 年（2004 年）

- 3/29 石垣市奨学基金条例全部改正

- 4/20 姉妹都市カウアイ郡中学生派遣選考委員会設置要綱制定

- 7/30 石垣市立幼稚園・小学校・中学校 2 学期制検討委員会設置要綱制定

石垣市立幼・小・中学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱制定

- 8/18 石垣市教育委員会職員の懲戒処分等に関する指針策定

- 12/24 「唐人墓碑」外 12 点文化財指定

平成 17 年（2005 年）

- 1/19 石垣市立学校職員の自家用車の公務使用に関する基準制定
- 2/16 石垣市立幼稚園・小学校・中学校 2 学期制試行校連絡協議会設置要綱制定
- 3/9 就学援助事業に係る準要保護児童生徒認定委員会の運営に関する要綱制定
石垣市就学援助費事務取扱要領制定
石垣市立幼・小・中学校適正化計画策定
- 4/1 （石垣市教育委員会）
委員長 宮良祐成
委員 小底弘子
教育長 内原英忠
- 8/16 大濱信泉記念館設置条例全部改正
大濱信泉記念館設置条例施行規則全部改正
- 10/20 石垣市青少年健全育成協議会補助金交付要綱制定
石垣市社会体育関係団体補助金交付要綱制定

平成 18 年（2006 年）

- 2/15 大濱信泉記念館指定管理者事務取扱要綱制定
- 4/1 （石垣市教育委員会）
委員長 波平長吉
委員 田本徹 宮良祐成 小底弘子
教育長 内原英忠
- 6/27 石垣市立学校水泳プール使用規程全部改正
- 7/3 教育長 波平長吉 選任
（石垣市教育委員会）
委員長 宮良祐成
委員 田本徹 島仲玲子 江川三津恵
教育長 波平長吉
- 8/3 「野底のヤエヤマシタン自生地」外 2 点文化財指定
- 9/27 石垣市教育委員会規則における申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則制定
- 12/22 石垣市公民館非常勤館長の設置に関する規則廃止
石垣市青少年センター設置条例施行規則全部改正

平成 19 年（2007 年）

- 1/16 石垣市障がい児教育支援ヘルパー派遣事

業実施要綱制定

石垣市障がい児教育支援ヘルパー派遣検討委員会設置要綱制定

- 3/23 「富野遺跡」文化財指定

4/1 （石垣市教育委員会）

委員長 田本徹

委員 島仲玲子 江川三津恵

教育長 波平長吉

- 5/10 第 52 回沖縄県市町村教育委員会連合会定期総会並びに研修会開催

- 5/25 「安良村跡の御嶽」「平久保安良のハスノハギリ群落」文化財指定

- 7/10 石垣市制施行 60 周年記念式典

- 7/25 石垣市立学校体育施設の開放に関する規則廃止

平成 20 年（2008 年）

- 2/1 平成 19 年度沖縄県都市教育長会連絡会開催
- 2/26 石垣市立学校図書館図書事務嘱託員設置要綱制定
石垣市立学校給食調理嘱託員設置要綱制定
- 3/12 「野底御嶽」石垣市指定文化財指定
- 4/1 （石垣市教育委員会）
委員長 島仲玲子
委員 江川三津恵 田本徹
教育長 波平長吉
- 4/2 石垣市立学校安全衛生管理規則制定
- 5/26 「イシガキニイニイ」石垣市指定文化財指定
- 8/26 いしがき教育の日設置規則制定
いしがき教育の日推進委員会規程制定
- 11/4 「旧登野城小学校の奉安殿」石垣市指定文化財指定
- 12/9 大濱皓文化振興基金条例全部改正

平成 21 年（2009 年）

- 1/23 石垣市教育事務点検評価実施要綱制定
- 2/1 いしがき教育の日制定記念事業実施
- 2/27 石垣市立幼・小・中学校の秋季休業日の廃止可決
- 3/30 「名蔵白水の戦争遺跡群」「旧盛山村跡の御嶽」石垣市指定文化財指定
- 4/1 （石垣市教育委員会）
委員長 江川三津恵

- 委員 田本徹 島仲玲子 嵩田美代子
教育長 波平長吉
- 4/9 市立幼稚園預かり保育開始（まきら幼稚園、わかば幼稚園）
- 5/18 石垣市子どもの読書活動推進計画策定
- 6/26 「子ども理解のための指導支援カルテ」廃止決定
- 12/16 教育長 江川三津恵 選任
（石垣市教育委員会）
委員長 島仲玲子
委員 嵩田美代子 仲本英立 徳松節子
教育長 江川三津恵

平成 22 年（2010 年）

- 1/18 2 学期制改善検討（検討継続決定）
- 1/22 石垣市学校教育関係団体補助金交付要綱制定
石垣市社会教育関係団体補助金交付要綱制定
石垣市文化芸術関係団体補助金交付要綱制定
- 3/26 「宮良浜川原ヤラブ（テリハボク）並木」
石垣市指定文化財指定
- 4/1 みやなが幼稚園、しらほ幼稚園で預かり保育実施
- 7/16 のそこ幼稚園、いのだ幼稚園で預かり保育実施（園児送迎車を配置）
- 10/1 教育長 玉津博克 選任
（石垣市教育委員会）
委員長 仲本英立
委員 徳松節子 嵩田美代子 石垣朝子
教育長 玉津博克
- 12/3 市立幼稚園、小学校及び中学校における学期制変更の決定（平成 23 年度から 3 学期制とする）

平成 23 年（2011 年）

- 1/31 新石垣市立八重山博物館のあり方についての検討委員会設置要綱制定
- 2/25 冠鷲プロジェクト（学力向上推進）承認
石垣市立幼稚園預かり保育判定委員会に関する要綱制定
- 3/3 石垣市立学校事務職員の標準的職務に関する要綱制定
石垣市立学校用務員及び環境整備員の職務に関する要綱制定

- 4/1 石垣市行政組織条例一部改正により市史編集課が市長部局から教育委員会へ移管
- 7/26 石垣市就学援助規則制定
- 10/1 （石垣市教育委員会）
委員長 石垣朝子
委員 嵩田美代子 仲本英立 徳松節子
教育長 玉津博克
- 12/28 「豊川善佐宛尖閣列島遭難救護の感謝状」
「玉代勢孫伴宛尖閣列島遭難救護の感謝状」石垣市指定文化財指定

平成 24 年（2012 年）

- 1/4 （石垣市教育委員会）
委員長 石垣朝子
委員 嵩田美代子 徳松節子 高木健
教育長 玉津博克
- 2/29 石垣市文化財保護条例施行規則制定
石垣市立幼稚園預かり保育条例施行規則一部改正
石垣市民会館舞台技術業務嘱託員設置要綱制定
- 3/12 桃原用昇奨学基金条例制定
- 3/27 桃原用昇奨学基金条例施行規則制定
石垣市立図書館司書嘱託員設置要綱制定
石垣市学校給食費助成金交付要綱制定
- 4/1 あまかわ幼稚園、やえやま幼稚園、みやまえ幼稚園で 4 歳児単独学級編制
なぐら幼稚園、みやまえ幼稚園で預かり保育実施
- 8/3 「黒石川窯跡」石垣市指定文化財指定
- 10/1 （石垣市教育委員会）
委員長 高木健
委員 徳松節子 石垣朝子 嵩田美代子
教育長 玉津博克
- 10/5 沖縄振興特別推進交付金による石垣市児童生徒の市外派遣に関する補助金交付要綱制定
- 12/20 「赤馬主の墓」石垣市指定文化財指定
おおかわ幼稚園、あまかわ幼稚園、へいしん幼稚園、おおはま幼稚園で預かり保育実施

平成 25 年（2013 年）

- 3/22 「御絵図」石垣市指定文化財指定
- 3/25 石垣市幼児教育振興アクションプログラムⅡ策定

- 4/1 「石垣市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 24 条の 2 の規定に基づく職務権限の特例に関する条例」の施行により、スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く）及び文化に関すること（文化財の保護に関することを除く）の事務は市長が管理執行することになり、市民会館、石垣島マラソン等を市長部局へ移管
あかし幼稚園で預かり保育実施
（石垣市教育委員会）
委員長 高木健
委員 徳松節子 石垣朝子 仲山久紀
教育長 玉津博克
- 8/1 あらかわ幼稚園、みやとり幼稚園、やえやま幼稚園で預かり保育実施（これで市立全幼稚園児を対象に預かり保育実施となる）
- 8/29 公益財団法人ライオン歯科衛生研究所と「石垣市の子ども達の歯と口の健康に関する取組みの覚書」を締結
- 10/1 （石垣市教育委員会）
委員長 高木健
委員 仲山久紀 徳松節子 石垣朝子
教育長 玉津博克
- 10/15 市立小中学校全教室に電子黒板等設置（沖縄振興特別推進交付金活用事業、電子黒板 284 台、書画カメラ 300 台、TV チューナー 300 台）
- 12/26 （石垣市教育委員会）
委員長 石垣朝子
委員 仲山久紀 高里正明 仲大盛秀彦
教育長 玉津博克
- 平成 26 年（2014 年）**
- 2/28 八重山警察署と「「児童生徒の安全を確保するやいまぬふあー見守り制度」に関する協定」を締結
- 3/12 国立大学法人琉球大学と「琉球大学サテライト・石垣キャンパスの設置及び運営に関する協定」を締結（市立図書館内に設置）
- 4/1 市立学校給食センター新設移転、供用開始
石垣市子ども・若者支援地域協議会設置要綱制定
- 4/30 石垣市学校 ICT 支援員派遣事業実施要綱制定
- 6/13 『石垣市叢書 20』発刊

- 6/30 石垣市立適応指導教室入級及び石垣市青少年センター通所等検討委員会設置要綱制定
- 8/25 喜舎場永珣資料調査会設置要綱制定
- 9/26 「宮良浜川原のヤラブ（テリハボク）並木」
石垣市指定文化財追加指定
- 10/1 （石垣市教育委員会）
委員長職務代理者 仲山久紀
委員 高里正明 仲大盛秀彦 石垣朝子
委員長・教育長不在
- 10/23 全国離島等市町村教育長会石垣市大会
- 10/27 「長田家の古墓」石垣市指定文化財指定
- 11/5 石垣市と北上市の中学生交流体験学習助成事業実施要綱制定
- 12/5 教育長 石垣朝子 選任
（石垣市教育委員会）
委員長 仲山久紀
委員 高里正明 仲大盛秀彦
教育長 石垣朝子

平成 27 年（2015 年）

- 3/4 部活動に関する関係者合同会議
- 3/30 「星圖」石垣市指定文化財指定
石垣市少子化対策給付事業学校給食費助成金交付要綱制定
中学校教材『八重山の歴史と文化・自然』発刊
新石垣市立八重山博物館（仮称）建設基本構想策定
- 4/1 （石垣市教育委員会）
委員長 仲山久紀
委員 高里正明 仲大盛秀彦 新田健夫
教育長 石垣朝子
みやまえ幼稚園で 3 歳児単独学級編制
- 5/21 石垣市いじめ防止基本方針策定
- 6/28 若夏石垣島全国風あげ大会開催
- 10/30 明石小学校新屋内運動場完成
- 11/26 石垣市総合教育会議開催（石垣市教育大綱策定）

平成 28 年（2016 年）

- 1/15 登野城小学校校舎増改築工事起工式
- 3/4 「フミダカーラ流域の炭酸塩堆積物」石垣市指定文化財指定
- 3/9 石垣市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則制定

- 3/31 第 2 次石垣市子どもの読書活動推進計画
(平成 28 年度～平成 32 年度) 策定
『石垣市叢書 22』 発刊
- 4/1 教育長 石垣安志 就任(委員長と教育長
を一本化した新教育長制度施行後初)
おおはま幼稚園、まきら幼稚園が幼稚園型
認定こども園に移行
学校指導課を学校教育課に改称、同課に情
報教育推進係を新設
- 4/9 教員採用試験対策講座開講(沖縄振興特別
推進交付金活用事業)
- 4/22 (石垣市教育委員会)
教育長 石垣安志
教育長職務代理者 高里正明
委員 仲山久紀 仲大盛秀彦 新田健夫
- 10/3 名勝「川平湾及び於茂登岳」追加指定によ
り指定範囲拡大

平成 29 年 (2017 年)

- 3/9 大濱信泉生誕 125 周年を記念して冊子と遺
訓板を作製し市立小中学校へ配布・設置
- 4/1 (石垣市教育委員会)
教育長 石垣安志
教育長職務代理者 高里正明
委員 仲大盛秀彦 新田健夫 金城綾子
- 4/7 登野城小学校新校舎供用開始
- 7/10 石垣市制施行 70 周年記念式典
- 7/13 中学生がこれからの観光について考える
シンポジウム開催
- 8/1 学校給食調理業務等民間委託開始
- 9/21 石垣市奨学給付金基金条例制定
- 9/28 石垣市奨学給付金基金条例施行規則制定
- 9/28 教育委員会会議で石垣市立幼稚園・保育所
の今後のあり方及び平成 30 年度からの公
立施設の移行案を承認
- 10/13 石垣市放課後子ども総合プラン策定
- 10/20 『石垣市史 資料編 近代 8』 発刊
- 12/18 石垣市職員定数条例一部改正(教育委員会
の事務局及び教育委員会の所管する教育
機関の職員 118 人を 108 人へ)
- 12/22 (石垣市教育委員会)
教育長 石垣安志
教育長職務代理者 新田健夫
委員 金城綾子 浦内克雄 大道夏代

平成 30 年 (2018 年)

- 1/30 伊原間中学校新スクールバス運行開始
- 2/9 石垣市総合教育会議開催
- 2/28 『石垣市史研究資料 白保の民謡 1』 発刊
- 3/28 『石垣市史研究資料 白保の民謡 2』 発刊
- 4/1 幼稚園に関する業務を市長部局へ委任及
び補助執行
石垣市社会教育団体登録制度開始
石垣市奨学給付金支給開始
- 9/27 「石垣市学び遊び活動人材バンク」設置要
綱制定
- 10/1 白保小学校新校舎供用開始
- 10/10 信泉プロジェクト石垣市立小・中学校教職
員研修会初開催

平成 31 年 (2019 年)

- 3/25 『石垣市叢書 22』 発刊
- 3/28 『石垣市史研究資料 真栄里の民謡』 発刊
- 4/1 (石垣市教育委員会)
教育長 石垣安志
教育長職務代理者 金城綾子
委員 浦内克雄 大道夏代 南和秀
- 7/23 「八重山蔵元絵師画稿類」国重要文化財指
定
- 9/17 新石垣市立八重山博物館建設基金条例制
定
- 9/17 入学一時金に対応するため、「石垣市奨学
基金条例」一部改正
- 11/28 令和 5 年以降の成人式に変わる式典の対象
年齢を 20 歳に決定

令和 2 年 (2020 年)

- 3/10 「白保竿根田原洞穴遺跡」国史跡指定
- 4/1 (石垣市教育委員会)
教育長 石垣安志
教育長職務代理者 金城綾子
委員 浦内克雄 大道夏代 南和秀
- 4/7 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、市
内小中学校において臨時一斉休校を実施
(4/7～5/10)
- 4/8 新型コロナウイルス感染症に関する石垣
市独自の経済対策として、学校給食費 1 学
期分の給食費を免除
- 10/6 石垣市立図書館開館 30 周年記念式典
- 11/16 「世持井戸(ゆむつんがー)」石垣市指定文
化財指定

令和 3 年（2021 年）

- 3/26 石垣市教育委員会事務局機構改革
「総務課」を「教育総務課」に名称変更
- 3/31 『石垣市史叢書 25 参遣状(喜舎場永珣旧蔵史料) 5』発刊
- 4/1 石垣市立平久保小学校休校
(石垣市教育委員会)
教育長 石垣安志
教育長職務代理者 金城綾子
委員 浦内克雄 大道夏代 南和秀
- 6/2 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、市内小中学校において臨時一斉休校を実施
(6/2～6/13)
- 6/26 石垣市高齢者大学開校
- 8/1 移動図書館車両「こっかあら号」運行開始
- 8/27 「海底電線陸揚室跡(電信屋)」沖縄県指定文化財指定
- 11/15 石垣市役所新庁舎の完成に伴い石垣市教育委員会事務局が新庁舎内へ移転
- 12/19 (石垣市教育委員会)
教育長 石垣安志
教育長職務代理者 金城綾子
委員 南和秀 浦崎美紀子 新里裕樹

令和 4 年（2022 年）

- 2/15 石垣市総合教育会議開催
- 2/25 石垣小学校新校舎供用開始
- 4/1 教育長 崎山晃 就任
(石垣市教育委員会)
教育長 崎山晃
教育長職務代理者 金城綾子
委員 南和秀 浦崎美紀子 新里裕樹
わかば幼稚園と川平保育所が、幼保連携型認定こども園「かびらこども園」に移行
GIGA スクール構想が加速
情報教育担当指導主事 1 名追加配置、ICT 支援員 6 名配置体制強化により、GIGA 通信の定期発行、学校への定期巡回と授業支援、AI ドリルの導入
- 6/1 市立八重山博物館新収蔵庫供用開始
教職員勤怠管理システム本格運用
- 10/23 八重山博物館開館 50 周年記念式典

令和 5 年（2023 年）

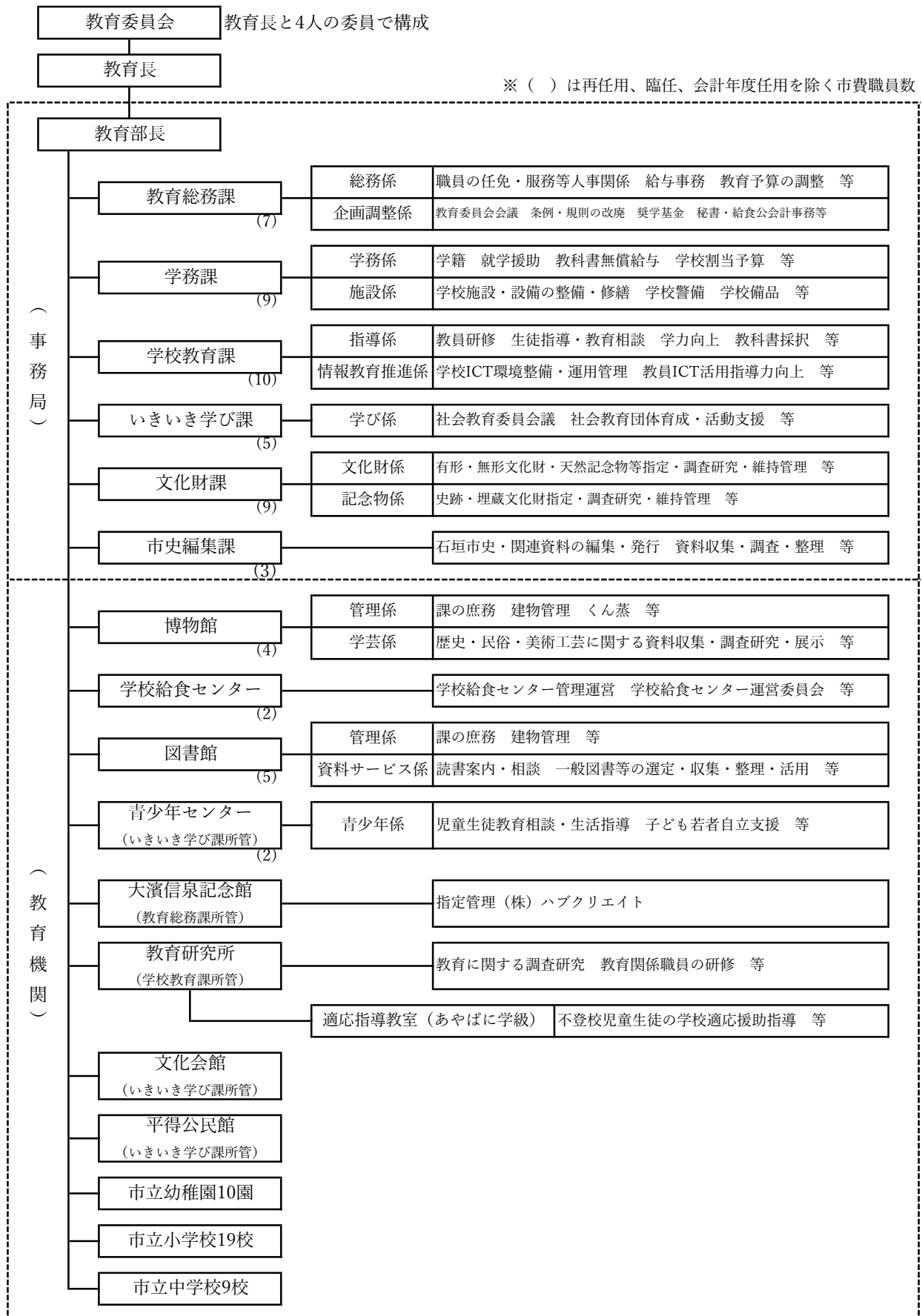
- 1/4 二十歳を祝う式典
成年年齢引き下げにより「成人式」から「二十歳を祝う式典」に名称変更
- 3/20 桃原用昇高等学校奨学金基金条例制定
4/1 (石垣市教育委員会)
教育長 崎山晃
教育長職務代理者 金城綾子
委員 南和秀 浦崎美紀子 新里裕樹
学校給食費公会計化がスタート
- 9/29 生徒への眼鏡の購入補助交付要綱制定
- 11/16 16 年ぶりに石垣市マイフナー議会を開催
- 12/5 台湾大学図書館・石垣市教育委員会・田代安定資料調査会の三者で合作契約調印
- 12/22 教育財産の移管
旧教育委員会事務局(石垣市美崎町 16 番 6)の土地及び建物を普通財産に移管
- 12/25 北海道森町より、ホタテ 530kg 無償提供を受けホタテを使った給食を提供

令和 6 年（2024 年）

- 1/1 国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した 3 学期給食費無償化を実施
- 1/26 石垣市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正
学校現場の実態に即し休業日を変更
- 3/4 石垣市立平久保小学校及びひらくぼ幼稚園の廃止

7 石垣市教育委員会組織機構図

令和6年4月1日現在



第 2 節 教育財政

1 石垣市一般会計予算

石垣市は、沖縄県 11 市の中で 1 位の行政面積を持つ自治体で、公園・運動場・上下水道・港湾・空港・学校・図書館・博物館・体育館・公会堂・保育所・火葬場・消防・農業・畜産・山林・水産等、地方自治法第 2 条第 3 項に規定された処理すべき行政事務が凝縮された地方公共団体である。

年度	一般会計予算 千円	教育費 千円	構成比 %
令和 5 年度	34,957,340	2,769,273	7.9
令和 6 年度	37,281,673	2,960,184	7.9
増減	2,324,333	190,911	

2 歳入歳出予算内訳

(1) 歳入予算

項目	令和 5 年度		令和 6 年度		増減	
	予算額 千円	構成比 %	予算額 千円	構成比 %	増減額 千円	増減比 %
自主財源	10,637,528	30.4	11,683,238	31.4	1,045,710	9.8
市税	6,133,742	17.5	6,294,028	16.9	160,286	2.6
その他	4,503,786	12.9	5,389,210	14.5	885,424	19.7
依存財源	24,319,812	69.6	25,598,435	68.8	1,278,623	5.3
譲与税・交付金	1,567,630	4.5	1,785,207	4.8	217,577	13.9
地方交付税	7,581,470	21.7	7,894,143	21.2	312,673	4.1
国庫支出金	7,000,641	20.0	8,188,925	22.0	1,188,284	17.0
県支出金	4,740,752	13.6	5,325,395	14.3	584,643	12.3
市債	3,429,319	9.8	2,404,765	6.5	△ 1,024,554	△ 29.9
合計	34,957,340	100.0	37,281,673	100.0	2,324,333	6.6

自主財源：地方公共団体が自主的に収入し得る財源

市税：市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税等

その他：使用料、財産運用収入、財産売却収入、寄附金、貸付金元利収入、雑収入等

依存財源：国や県により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入

譲与税・交付金：自動車重量税、自動車取得税、地方消費税等

地方交付税：普通交付税、特別交付税等

国庫支出金：社会福祉費、児童福祉費、義務教育施設整備費、社会教育費等

県支出金：農水産林業費等

市債：市が独自に銀行や県、国から借金をして充てる収入

(2) 歳出予算

項目	令和 5 年度		令和 6 年度		増減	
	予算額 千円	構成比 %	予算額 千円	構成比 %	増減額 千円	増減比 %
議会費	260,368	0.7	260,614	0.7	246	0.1
総務費	4,474,448	12.8	5,322,272	14.3	847,824	18.9
民生費	12,873,326	36.8	13,380,029	35.9	506,703	3.9
衛生費	4,808,124	13.8	5,461,031	14.6	652,907	13.6
労働費	10,421	0.0	10,424	0.0	3	0.0
農林水産費	3,054,378	8.7	3,243,376	8.7	188,998	6.2
商工費	283,535	0.8	325,507	0.9	41,972	14.8
土木費	3,568,216	10.2	3,489,580	9.4	△ 78,636	△ 2.2
消防費	991,759	2.8	880,561	2.4	△ 111,198	△ 11.2
教育費	2,769,273	7.9	2,960,184	7.9	190,911	6.9
災害復旧費	6	0.0	6	0.0	0	0.0
公債費	1,813,484	5.2	1,898,088	5.1	84,604	4.7
諸支出金	2	0.0	2	0.0	0	0.0
予備費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
合計	34,957,340	100.0	34,957,340	100.0	2,324,334	6.6

3 教育費歳出予算内訳

項目	令和 5 年度		令和 6 年度		増減	
	予算額 千円	構成比 %	予算額 千円	構成比 %	増減額 千円	増減比 %
教育総務費	913,036	33.1	1,104,209	37.2	191,173	20.9
小学校費	506,723	18.3	463,151	15.6	△ 43,572	△ 8.6
中学校費	306,735	11.1	304,070	10.3	△ 2,665	△ 0.9
社会教育費	530,615	19.2	559,569	18.9	28,954	5.5
保健体育費	512,164	18.5	529,185	17.9	17,021	3.3
合計	2,769,273	100.0	2,960,184	100.0	190,911	6.9

教育総務費：教育委員会事務局の経費（各種負担金等）

小学校費：小学校 19 校の経費

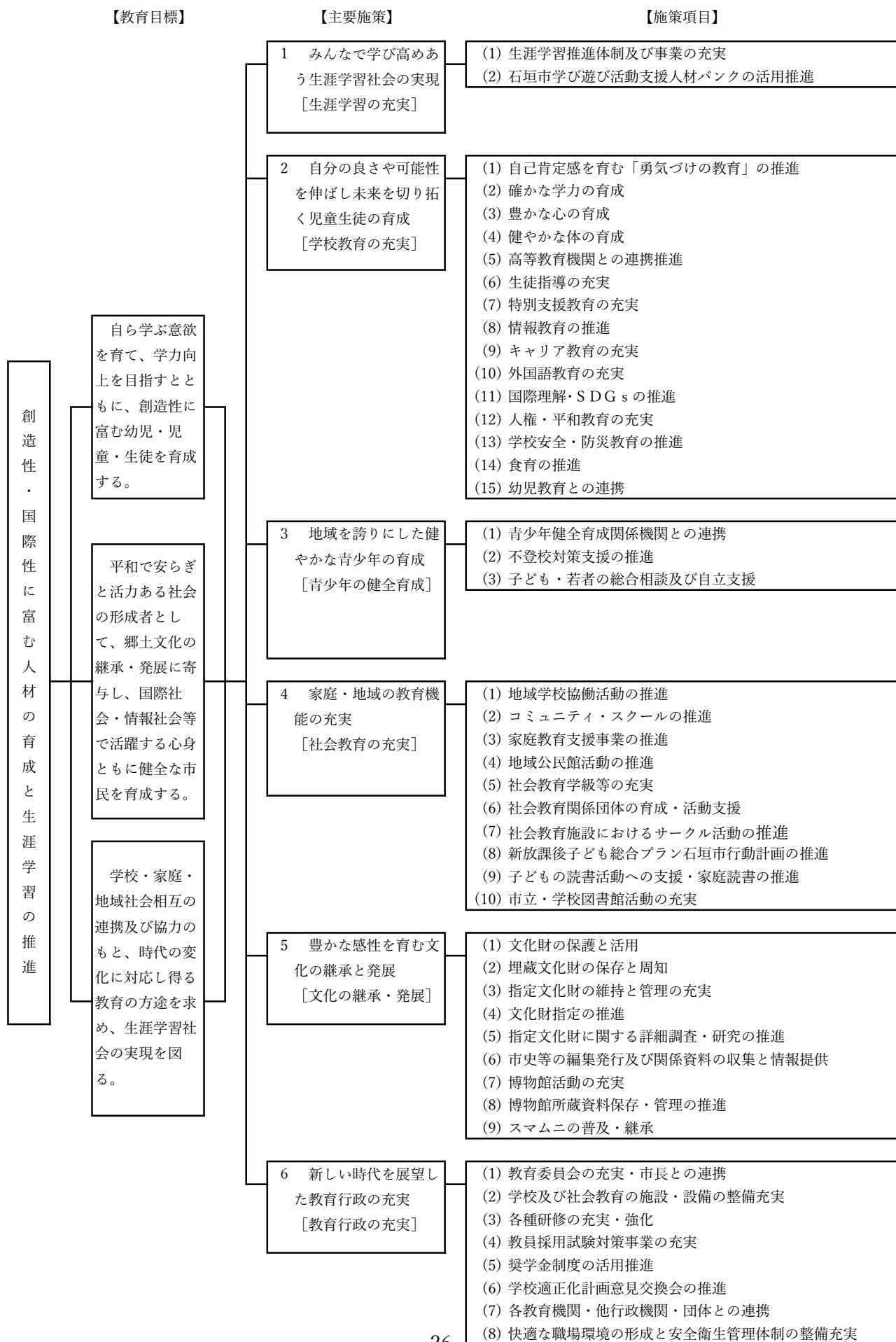
中学校費：中学校 9 校の経費

社会教育費：社会教育学級、公民館、文化財、博物館、図書館、青少年センター、市史編集の経費

保健体育費：学校給食センターの経費

第3節 教育主要施策

1 令和6年度 石垣市教育委員会教育主要施策体系



2 教育主要施策事項

本市の教育・文化の推進を図り、幼児期から高齢期までのライフスタイルを確立するため、生涯学習の原点に立って、次の主要施策を策定する。実施にあたっては、沖縄県教育委員会や関係機関諸団体等との連携を密にするとともに、広く市民の理解と協力を得ながら推進する。

(1) みんなで学び高めあう生涯学習社会の実現〔生涯学習の充実〕

今日の社会は、国際化・情報化の進展や少子化・高齢化の進行により急激に変化している。一方、自由時間の増大・社会の成熟化に伴う学習需要の増大等を背景に、市民は自己の充実・啓発のため、質・量ともに豊かな学習の機会を求めている。

そのためには、市民が生涯の各時期において、自発的意思により、自分に適した手段・方法を選択し、必要とする分野の学習ができる機会を総合的に整備し、生涯学習機会の拡充を図る必要がある。

また、学習活動を通じて、地域住民等が互いに学び合い、高め合うことができるような「地域の力」を引き出し、具体的な実践につなげ、地域課題の解決を図ることが重要である。

(2) 自分の良さや可能性を伸ばし未来を切り拓く児童生徒の育成〔学校教育の充実〕

学校教育においては、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を図るとともに、個性を尊重する教育及び地域に開かれた特色ある学校づくりを推進していくことが大切である。

本市学校教育の最重要課題である学力向上推進については、基礎・基本の確実な定着を図り、「生きる力」を身につけることを重視し、知・徳・体の調和のとれた人間の育成をめざした取組の強化を図る。

また、他人を思いやる心、自他の生命や平和・人権を尊重する心、美しいものや自然に感動する心などの豊かな人間性や社会性の育成を図るため、各教科・科目、特別活動、体験学習、奉仕活動等学校の教育活動全体を通じて「心の教育」を推進する。

さらに、幼児・児童・生徒一人ひとりの個性や創造性を伸長するとともに、特別支援教育においては、ノーマライゼーションの進展、障がいの重度・重複化及び多様化の中、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握して必要な支援を行い、可能な限り自立して社会参加を図る教育を推進する。

国際社会・情報社会等へ対応した学校教育を推進するにあたっては、本市の地域特性を活かし、学術・平和・国際交流拠点の形成に努めるとともに、国際性豊かな視野の広い人材の育成を図る。

国際理解教育を推進するにあたっては、教員の果たす役割が重要であり、教員の資質の向上を図る各種研修会を実施するとともに、「外国語学習支援員」の配置や実践コミュニケーション能力の育成をめざした外国語教育の改善・充実を図る。

また、国際化が進む中では主体性が求められており、その基礎となる自らの歴史・文化を学習する「郷土の教育」の展開が必要である。

一方、急激に変化し進展する高度情報化社会の中で、情報及び情報手段を主体的に選択し活用できる人材の育成に努める。

中でも、GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末環境の実現と共に、小学校における情報教育の充実強化をより一層進め、I C T 活用に関する教育を総合的に展開するため、児童生徒の発達の段階に応じた情報活用能力等の育成を体系的に行う。

そのためにも、「I C T 支援員」の派遣等により情報教育に関する指導者の育成をより一層進め、情報機器及びソフトウェアの充実を図るとともに、教育情報の共有化やその利活用に努める。

併せて、教育の基盤となる学校施設・設備の整備、充実を図り、教職員の使命感の高揚、教職員研修の充実に努めるとともに、学校における教育活動への地域人材の活用及び保護者や地域住民の声を反映させるなど「開かれた学校づくり」をより一層促進する。

また、幼児・児童・生徒の「生きる力」を育む知育・徳育・体育及びそれらの基礎となる食育についても推進する。

(3) 地域を誇りにした健やかな青少年の育成 [青少年の健全育成]

青少年は、一人ひとりが多様性を持った存在で、青少年が心身ともに健やかに成長することは、市民の願いである。

地域を誇りにし、大切に思う健全な青少年を育成するため、家庭・学校・地域社会が連携を図りながら、社会奉仕体験活動や生活・自然体験活動等の機会を拡充する。

また、関係機関・団体と連携を深めた青少年指導や環境浄化等の諸活動を通し、青少年の健全育成を図る。

更には、不登校児童生徒や社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の育成支援については、青少年センターにて登校・通所支援等の他、「子ども若者総合支援事業」としてユースアドバイザーの活用や臨床心理士による定期的な相談会を実施する。

(4) 家庭・地域の教育機能の充実 [社会教育の充実]

家庭は、生涯における人間形成の基礎を培う上で最も重要な役割を持ち、人格形成に大きく影響を及ぼすところである。そのため家庭の教育機能が十分に発揮できるよう支援を強化し、「家庭教育力」の充実を図る。

また、地域社会の教育力を高めるため、地域公民館や関係機関・団体との緊密な連携を図り、地域の課題に即した学習機会の提供と学習活動の場を提供する。

(5) 豊かな感性を育む文化の継承と発展〔文化の継承・発展〕

「誰もが自分らしく幸せに暮らせる 持続可能な交流都市 いしがき」の将来像を実現するため、島の豊かな風土の中で、郷土の歴史や文化、自然に触れ、文化財に対する理解を深めるとともに、文化財の保存・活用を進めることにより文化財愛護思想の高揚を図る。

(6) 新しい時代を展望した教育行政の充実〔教育行政の充実〕

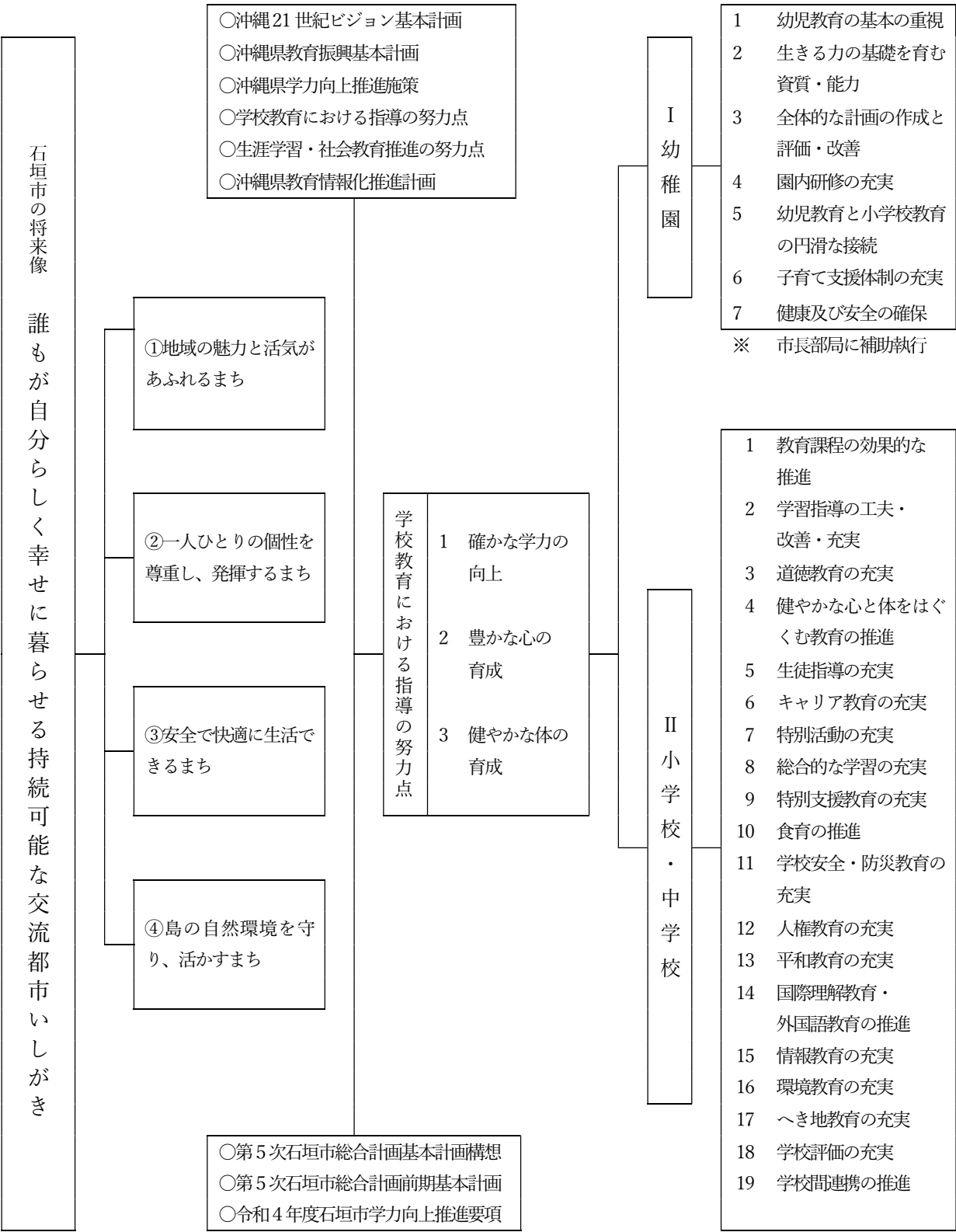
国際化・情報化が急速に進むとともに少子高齢化社会を迎え、これまで以上に変化の激しい時代が予想される。本市が自立的発展をめざし、平和で安らぎと活力のある地域社会を築くためには、教育条件を整備し、教育機能の充実と学習機会の拡充に努め、創造性に富み、国際性豊かな人材の育成を図る必要がある。

今後とも、学校教育の諸条件の整備・充実を図るとともに、生涯学習の強化、文化財の保存・活用の推進等、広範囲にわたって教育施策を総合的に推進する。

また、総合教育会議を通して、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進及び充実に努めるとともに、教育委員会制度の目的と精神を踏まえ、地域・時代のニーズに対応した教育行政を推進する。

第3章 学校教育の充実

第1節 石垣市立幼・小・中学校における「指導の努力点」の体系



第2節 石垣市立幼・小・中学校における指導の努力点

本市の未来に思いを馳せる時、「人材をもって資源と成す」べく、人材の育成は重要な使命である。その意味で次代を担う幼児児童生徒をはぐくむ学校教育に課せられる責任及び期待は実に大きいものがある。

今日、学校教育には、教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の幼児児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められている。

また、各学校が自主性・自律性を確立し、社会に開かれた学校づくりを推進する上で、特色ある教育、特色ある学校づくりをめざすとともに、幼児児童生徒に自己肯定感と向上心を育むなど、「勇気づけの教育」を核とした適切な教育課程の編成・実施に努める必要がある。

1 確かな学力の向上

子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、「主体的・対話的で深い学び」の実現にむけた授業改善を推進する必要がある。

学校においては、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努める必要がある。

また、家庭・地域社会等と連携した豊かな体験活動を計画的・組織的に実施し、達成感・充実感を味わわせ、子供たちに目標の達成に向けて努力することの大切さに気付かせたり、その過程を振り返ったりする活動を通して、自己肯定感や向上心を育む指導に努める必要がある。

その際、子供たちの発達の段階を考慮して、子供たちの言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、子供たちの学習習慣が確立できるような取組を推進する。

加えて、特別活動を要としたキャリア教育を推進し、子供たちのキャリア発達を促す取組を充実させ、社会的・職業的自立に向けた資質・能力を育む。

2 豊かな心の育成

平和で生き生きと暮らせる「誰一人取り残すことのない優しい社会」の実現に向け、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努める必要がある。

学校においては、道徳科を要として、教育活動全体を通じて、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳教育を推進する。

道徳教育や人権教育、平和教育を推進するに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、体験活動等を通して、伝統と文化を尊重し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和な社会の形成者として、公

共の精神を尊び、地域社会の発展に努め、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある市民の育成に努める必要がある。

また、本市は、わが国の南西端に位置し、亜熱帯海洋性気候で豊かな自然に恵まれており、特色ある歴史や文化が育まれてきた。この地理的・自然環境的特性や歴史、文化は、私たちの生活の舞台であるとともに、心の拠り所であり、将来に向けて継承・発展させる必要がある。

市民の生活や文化の向上を図るためには、子供たちが地域の自然を愛し、歴史や文化を大切にする心を育み、先人が築いてきた歴史や優れた文化に誇りを抱くようになることが必要である。

そして、自分が住んでいる地域の発展に貢献し、グローバルな視野で活躍する人材の育成に努める必要がある。

このため、学校においては、地域の自然や歴史、文化に係る地域素材を積極的に教材化し、体験活動や体験的な学習など、多様な活動の促進により、心の拠り所である地域への愛着心や、それらを基盤に他の文化を受容する態度を育む学習活動を推進する。

3 健やかな体の育成

子供たちの健やかな体を育成するため、学校体育の充実や子供の体力の向上を図るとともに、生涯にわたって健康で安全な生活を自ら営んでいくための知識や態度の育成が重要である。生き生きと学校生活や家庭生活及び社会生活を営むためには、家庭支援の視点に立った取組をすすめ、学校の教育活動全体で、基本的な生活習慣の確立に向け適切な指導の充実に努めながら、生命の尊重や健康・安全に対する意識、規則正しい生活、規範意識、礼儀作法等を確立させる必要がある。

健康に関する現代的課題に適切に対処するために、学校保健、学校安全及び学校給食を総合的にとらえ、体験的な学習の充実を図るなど、子供たちの心身の健康の保持増進に組織として一体的に、かつ意図的、計画的に取り組む必要がある。

また、体育・スポーツ活動に関しては、幼児期における運動習慣の基盤づくりや心と体を一体としてとらえ、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指す。そのなかで、子供たちが自ら課題を見つけ目標を設定し、自発的・自主的な活動を通して運動やスポーツが好きになり、積極的に運動に親しむ資質や能力を育てる学習指導の工夫・改善を図り、体力の向上並びに運動部活動の充実と適正化を図る取組を推進する。

加えて、子供たちの生徒指導に係る諸課題の解決に向けて、学校と家庭の連携を強化することは緊要であるため、家庭・地域社会、関係機関・団体においては、各々の役割を自覚し、緊密な連携のもとに、社会全体で子供たちの基本的な生活習慣の確立を図る取組を推進する。

第3節 幼児教育における指導の努力事項

幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、幼児教育は子どもの生活経験がそれぞれ異なる状況を考慮して、子ども一人一人の特性や発達の過程、課題に応じた指導を行い、一人一人の資質・能力を育てていくことを基本とする。

幼児教育は、環境を通して行う教育であることを踏まえ、どの幼児教育施設においても子どもの健やかな育ちを目指し、その最善の利益を考慮した質の高い環境が提供されるように、保育者は子どもとの信頼関係を築き、子どもが身近な環境に主体的に関われるようにしながら、共によりよい教育及び保育の環境を創造するように努めなければならない。

日々の教育活動において、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成する際には、子どもが人やものと関りがもてるようにしながら、その主体的な活動が確保されるようにする必要がある。

このため、各幼児教育施設においては、幼児の実態に即して次の努力事項の達成に努める。

1 幼児教育の基本の重視

～環境を通して行う教育において育みたい人格形成の基礎・生きる力～

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っている。そこで、幼児教育においては環境の中に教育的価値を含ませながら、子どもが自ら興味、関心をもって、幼児期の教育における見方・考え方である身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤を経て環境とのふさわしい関わり方を身に付けていくことを意図した教育を行うこととする。

(1) 幼児期にふさわしい生活の展開（自己肯定感の育成）

- ① 幼児期は、保育者との信頼関係に支えられて、少しずつ自分の世界を拡大し、自立した生活へと向かっていく時期である。幼児が保育者に受け入れられ、見守られているという安心感と信頼感をもっていろいろな活動に取り組んでいける生活が展開できるように努める。
- ② 幼児期の生活は、興味や関心に基づいた直接的、具体的な体験が得られる自発的な活動からなっている。幼児が主体的に環境と関わり、十分に活動し、充実感や満足感を味わえるように努める。
- ③ 幼児期は、社会性が著しく発達する時期である。幼児が友達と十分に関わって展開をする生活を大切にし、集団への参加意識や自律性が身に付くように努める。

(2) 遊びを通しての総合的な指導（主体的・対話的で深い学び）

- ① 幼児期における遊びは、周囲の環境に様々な意味や関わり方を発見するという学習である。園生活全体を通して、自発的な遊びを中心とした指導が展開できるように努める。
- ② 遊びを展開する過程の中で、発達していく姿を様々な側面から総合的に捉え、発達にとって必要な経験が得られる状況が生まれるような意図的環境の構成や援助に努める。

(3) 一人一人の発達の特性に応じた指導（幼児理解）

- ① 子どもの発達の道筋は共通した過程を通るが必ずしも一様ではない。幼児一人一人の発達の特性（見方、考え方、感じ方、関わりなど）を理解し、個々の特性（個性）を活かした指

導に努める。

- ② 子どもの具体的な要求や行動の背後にある内面の動きを察知し、本当に求めていることは何かを推し量り、子どもが求めていることに即して必要な経験が得られるように援助する。
- ③ 保育者の目の前に現れる子どもの姿は保育者との関わりの下に現れてきている姿との基本姿勢をもち、子ども一人一人に応じたより適切な関わりができるように努める。

2 生きる力の基礎を育む資質・能力

～「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮した指導～

幼児教育においては、幼児期の生活全体を通して、生きる力の基礎を育むことが求められている。幼児期の特性を踏まえ環境を通して行う教育及び保育において、発達を見通しながら資質・能力を育むことが大切である。

幼児教育において育みたい5つの領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）のねらい及び内容に基づく活動を通して育みたい資質・能力が育まれている具体的な姿として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されている。保育者は子どもが遊びの中で発達していく姿として念頭に置いて捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくったり必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮することが求められている。

(1) 幼児期において育みたい資質・能力

幼児期に育みたい資質・能力は、自発的な活動である遊びや生活の中で、感性を働かせてよさや美しさを感じ取ったり、不思議さに気付いたり、できるようになったことなどを使いながら、試したり、いろいろな方法を工夫したりすることなどを通じて育むようにする。

- ① 「知識及び技能の基礎」は、豊かな体験を通じて、子どもが自ら感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりするように育むこと。
- ② 「思考力・判断力・表現力等の基礎」は、気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりするように育むこと。
- ③ 「学びに向かう力、人間性等」は、心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営んでいけるよう育むこと。

資質・能力は個別に取り出して身に付けさせるものではなく、5つの領域である「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」のねらい、内容を、遊びを通しての総合的な指導を行う中で、一体的に育むようにする。

(2) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮した指導

幼児教育は環境を通して行うものであり、とりわけ自発的な活動としての遊びを通して、5歳児だけでなく、3歳児、4歳児の時期から、一人一人の発達の特性に応じた方向を意識して①健康な心と体 ②自立心 ③協同性 ④道徳性・規範意識の芽生え ⑤社会生活との関わり ⑥思考力の芽生え ⑦自然との関わり・生命尊重 ⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ⑨言葉による伝え合い ⑩豊かな感性と表現 の姿をそれぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことに留意する必要がある。また、幼小合同研修会などにおいて、子どもの姿を共有することで円滑な接続が図られることが求められている。

3 全体的な計画の作成と評価・改善

～カリキュラム・マネジメントの実施～

全体的な計画は、在園期間の全体にわたり、各園の目標に向かうためにどのような道筋をたどって教育及び保育を進めていくかを明らかにするために編成するものである。この全体的な計画がすべての土台として編成されることには、全職員が園の目標や方針について共通理解を深めること、子どもの育ちを長期的に見通すこと等の意義がある。また、全体的な計画に留意しながら、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ教育課程を編成すること、実施状況を評価してその改善を図っていくこと、実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントに努めることが求められている。

(1) 全体的な計画の作成

全体的な計画の作成は、長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように、目標、ねらい、内容、目指す子どもの姿など、園や家庭、地域の実態に即し、全職員の話し合いの上で共通理解と協力体制の下に創意工夫して園長の責任において作成する。

(2) 指導計画の作成と充実を図る

指導計画は、全体的な計画を具体化したものであり、長期的見通しをもった年、学期、月あるいは発達の時期などの長期の指導計画と、それを関連させて具体的な子どもの生活に即して作成する週や日の短期の指導計画等の両方を考え作成する。

- ① 子どもの発達に即して一人一人が幼児期にふさわしい生活を展開しながら、必要な体験を得られるように作成し、環境との関わりを通して望ましい発達を遂げられるように努める。
- ② ねらい及び内容は、幼児期の生活における子どもの発達の過程を見通し、生活の連続性、季節の変化を考慮して、興味や関心、発達の実情などに応じて設定する。
- ③ ねらいを達成するために適切なものとなるように環境を構成し、子どもが主体的にその環境に関われるように様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるように努める。
- ④ 具体的な活動は、生活の中で変化するものであることに留意し、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるように必要な援助をする。

(3) 評価・改善を図る

子どもの姿や就学後の状況、家庭や地域の現状等に基づき、教育活動に必要な人的・物的資源等を、家庭や地域の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせ作成し、実施してきた全体的な計画を評価するPDCAサイクルを確立し、幼児教育の質の向上に向けて改善を図るように努める。なお、自己評価・学校関係者評価等の実施・公表、評価結果の報告を行う。

4 園内研修の充実

～振り返りによる実践的指導力の向上と幼児理解に基づく評価の実施～

幼児期にふさわしい教育を行う際に必要なことは、一人一人の幼児に対する理解を深めることである。そのために、指導の過程を振り返りながら一人一人のよさや可能性などを把握し、

指導の改善に生かすようにすることが大切である。幼児教育施設においては、全体で学ぼうという意識のもと研修体制を確立するとともに、保育者の実践的指導力などの専門性を高め、保護者や地域社会に信頼されるよう研修の推進を図ることが重要である。

(1) 研修体制の充実を図る（同僚性による振り返る時間の確保）

- ① 園長は、計画的、組織的な研修体制を確立することに努める。
- ② 各種研修会等の内容を園内研修で共通理解するとともに、実践を共有化するよう努める。
- ③ 幼児理解による指導の充実のために同僚性による協力体制を築き、全職員での情報共有や意見交換のための振り返る時間を確保するように努める。
- ④ 単学級や少人数の幼稚園においては、近隣の幼児教育施設との合同研修等を行うなど研修体制の充実に努める。

(2) 実践的な研修の充実を図る（学び続ける姿）

- ① 保育実践において、幼児を理解するためには、保育者のかかわり方に目を向け、記録やエピソード、写真をもとに教師間で日常的な振り返りを行い、子ども一人一人の適切な援助に努める。
- ② 園内研修では、保育者全員の発言機会を設けるなどの学ぼうという意欲の醸成を図る。
- ③ 障害のある幼児の支援に当たっては、ニーズに応じた適切な対応について家庭及び関係機関と連携しながら、研修による正しい理解と必要な支援について学び指導の改善に努める。
- ④ 実践事例研究や保育実践記録（ドキュメンテーション、エピソード記録等）を活用するなど、効果的な研修となるように工夫に努める。
- ⑤ 指導主事や幼小接続アドバイザーを招聘した研究保育等を行い、保育者の資質向上に努める。

(3) 幼児理解に基づいた評価の実施

- ① 評価の実施にあたっては、指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、比較や一定の基準に対する達成度等の評定で捉えるものではないことに留意しながら、一人一人のよさや可能性などを把握するとともに、指導の改善に努める。
- ② 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、評価内容を次年度または小学校に適切に引き継ぎ連携を図るようにする。

5 幼児教育と小学校教育の円滑な接続

～保幼小架け橋期のカリキュラムの開発に向けての取組及び連携体制の構築～

幼児教育で育まれた資質・能力を踏まえて小学校教育が展開できるよう、幼児教育施設と小学校が連携し、意見交換や合同研修等の機会を設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有することが必要である。

小学校学習指導要領解説では、幼児期の遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのスタートカリキュラムを編成し、幼児教育との円滑な接続が求められている。

(1) 幼児教育と小学校教育との円滑な接続

- ① 幼児期の教育及び保育が小学校生活や学習の基盤の育成につながることを配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培うように努める。
- ② 幼児教育施設にあっては、小学校教育への円滑な接続が図られるように、入学当初において合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の工夫、めざす子どもの姿の設定を行うスタートカリキュラムの編成に関わり、子どもが安心して小学校での生活をスタートすることができるよう連携する。
- ③ 幼児教育施設の教育に対する理解を深めるために、保育参観や教育活動の交流、合同研修会などの様々な取組を推進する。
- ④ 5歳～小1の発達の段階を見通し、アプローチカリキュラムと、スタートカリキュラムを共に検討し、情報提供を行うことにより、教育課程編成、指導計画作成、実施、評価・改善する組織体制の構築を推進する。

(2) 小学校との連携体制の推進を図る

- ① 発達段階に応じた教育及び保育を共通理解し、幼児期から児童期への発達の連続性を確保するために、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について小学校教員と共有する。
- ② 小学校との連絡協議会を設置し、保幼小合同研修会において小学校教員との意見交換や、幼児・児童の交流活動等を通して小学校教育との円滑な接続を図るよう努める。
- ③ 幼児教育施設を経て小学校へ入学することから、教育委員会と福祉部局が積極的に連携、幼小接続アドバイザー配置や連絡協議会の設置など、関係機関の連携を推進することが重要である。

6 子育ての支援体制の充実

～地域における幼児期の教育のセンターとしての役割推進～

子どもが健康・安全で豊かな生活をしていくためには、家庭や地域との連携を図り、健全な心身の基礎を培うことが大切である。

このため、幼児教育施設の運営に当たっては子育ての支援のために保護者や地域の人々に施設等を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮することや、幼児教育施設と家庭が一体となって幼児と関わる取組を進めるなど、関係機関と連携しながら地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たし積極的に子育ての支援をしていく必要がある。

(1) 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援

- ① 保護者に対する子育ての支援は、子どもの利益を最優先して行うものとし、各地域の家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め相互の信頼関係を基本に、保護者自らが選択決定していくことを支援する。
- ② 保護者とのコミュニケーションは、日常の送迎時における対話や連絡帳、電話又は面談など様々な機会をとらえて支援を行う。
- ③ 子育ての支援に関する知識や技術など、保育者の専門性や子どもが常に存在する環境など施設の特徴を生かし、保護者が子どもの成長に気付き、子育ての喜びを感じられるよう

に努める。

- ④ 施設の機能や保育者の専門性を生かし、地域の関係機関等との連携及び協働を図り体制構築に努める。
- ⑤ 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には関係機関との連絡及び協力を図りながら保護者に対する個別の支援に努める。また、個別の教育支援計画の活用等により、就学先の学校に丁寧に引き継ぎを行うよう努める。さらに、園内特別支援委員会を設置して、コーディネーターを指名し、特別支援教育の体制の充実に努める。
- ⑥ 外国籍家庭など特別な配慮を必要とする場合には、安心して自己を発揮できるよう配慮するなどの個別の支援に努める。

(2) 地域の実態に応じた子育ての支援の充実に努める

- ① 幼児の社会性や豊かな人間性を育むため、地域の人材を積極的に活用する。
- ② 保護者や地域の人々も利用できる場を提供し、地域の実情に応じて子育て講座や相談の実施等、幼児教育に関するネットワークづくりを推進し、家庭や地域と連携した取組を進める。
- ③ 身近な地域への親しみや興味・関心を高めるため、地域の行事や伝統芸能、文化財等、文化的活動への関わらせ方を工夫するとともに、伝承遊びなどの活動を推進する。

7 健康及び安全の確保

～子どもの心身の健康増進と健やかな生活の確立～

子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保に努めることが大切である。また、子どもが、自らの体や健康に関心をもち、心身の機能を高めていくことが求められている。

(1) 健康支援

全ての保育者が子どもの健康状態の発育及び発達の状態の把握、健康の保持及び増進、感染症や疾病の発生予防に努め、発生や疑いがある場合には園医、保健所等に連絡し指示に従うとともに、保護者へ予防の協力を求める。施設では、疾病等に備え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し対応できるように努める。アレルギー疾患を有する子どもに関しては、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行う。

傷害が認められた場合には、保護者に連絡し、園医と相談し適切な対応を図る。

不適切な養育の兆候が見られる場合には、躊躇せず関係機関と連携し適切な対応を行う。

(2) 食育の推進

食育は、健康な生活の基本としての食を営む力の基礎を培うために、生活や遊びの中で、食に関わる体験を積み重ね、食事を楽しみ合うような成長をさせ、食事の提供を含む食育の計画を指導計画に位置付け、評価及び改善に努める。また、自然の恵みとしての食材や、食の循環・環境への意識、調理人への感謝の気持ちが育つように配慮する。さらに、保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組を進め、体調不良、食物アレルギー、障害があるなど、一人一人の心身の状態等に応じ、園医等の指示や協力の下に適切な対応を行う。

(3) 環境及び衛生管理並びに安全管理

施設内外の設備、用具等の衛生管理や子ども及び全職員が清潔を保つよう環境の維持に努める。

子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の危険箇所の点検や訓練など不測の事態に備えるなど、事故防止及び安全対策として、全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行う。

事故防止の取組では、睡眠中、プール活動、水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ対策を講じる。また、バスの降車後の車内確認、登園の出欠確認、指導計画に基づく園外活動や、散歩時の安全管理の取組についてマニュアルを作成し、全職員で共通理解を図り徹底する。

(4) 災害への備え

火災等の発生に備え、防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、備品、遊具等の配置、保管について定期的に安全点検を行い、日頃から安全環境の整備に努める。

災害発生時の対応の具体的内容及び手順、役割分担、避難訓練計画等の事項を全体的な計画に盛り込み定期的に避難訓練を実施する。

災害の発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引き渡し方法について確認すること。避難訓練については、市の支援の下に、地域の関係機関や保護者との連携を図り、協力が得られるよう努める。

第4節 小学校・中学校における指導の努力事項

学校教育においては、児童生徒に自ら学ぶ意欲を育み、基礎的・基本的な知識及び技能の習得やこれらを活用して課題を見出し、解決するための思考力・判断力・表現力等の能力を身に付けさせることが必要である。そのために、各学校が地域や学校、児童生徒の実態を踏まえ、創意工夫を生かした特色ある教育、特色ある学校づくりを行うことが大切である。

このため、小学校・中学校においては、次の努力事項の充実に努める。

1 教育課程の効果的な展開

～生きる力を育み、創意工夫を生かした教育課程の編成・実施～

小・中学校教育は義務教育であり、公の性質を有する（教育基本法第6条第1項）ため、全国どこにおいても同水準の教育を確保することが求められる。このため、小・中学校で編成、実施する教育課程は、教育課程に関する法令に従いながら、学校教育の目的や目標を達成するため、地域や学校及び児童生徒の実態に即した教育課程について創意工夫を加えて作成し、責任をもって効果的に推進する必要がある。

(1) 教育課程編成の原則を踏まえる

- ① 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を重視し、学校教育全体として調和のとれた教育課程を編成し実施するとともに、各教科等の年間授業時数の実質的な確保（標準時数以上）に努める。
- ② 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等が育まれるような教育の充実に努める。
- ③ 主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努める。
 - ア 各教科等において、体験的な学習や問題解決的な学習の充実に図る。
 - イ 指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じたきめ細かな指導を一層充実する。
- ④ 児童生徒の発達の段階を考慮して、言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら学習習慣の確立に努める。
- ⑤ 「社会に開かれた教育課程」を実現するため、学校の教育目標や教育内容を学校と地域が共有し、連携・協働して学校運営の充実に図る。
- ⑥ 教育課程に基づき、組織的・計画的に教育活動の質の向上を図るため、全校体制で各学校の特色を活かしたカリキュラム・マネジメントの構築に努める。

(2) 教育課程編成・実施に係る指導計画の充実に図る（学校経営計画書・各教科等年間指導計画）

- ① 学校教育目標及び年度重点目標の実現に努める。
 - ア 年度重点目標は、学校評価による自校の成果や課題及び対応策を勘案しながら設定する。
 - イ 学校経営計画書における各領域の計画は、学習指導要領の目標、内容に基づき作成し、あわせて校長の経営方針や経営の重点と関連させる。
- ② 教育課程の「量」と「質」の確保に努める。

- ア 各教科等の授業時数は、学習指導要領に基づいた教育活動を適切に実施するために標準授業時数以上を年間35週以上にわたって行うよう計画し、指導に必要な時間を確保する。
- イ 各教科等年間指導計画は、学年ごとあるいは学級ごとに「指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当、学習評価等」を定め作成し、諸調査結果を生かすとともに計画に沿った指導の展開を図る。
- ウ 週案を活用して適切な授業等の運営、管理に努める。

(3) 教育課程の評価・改善の充実を図る

- ① 教育課程の実施状況等の自己点検・自己評価を実施し、常に教育課程の改善と充実に努める。
- ② 学校経営計画書や各教科等年間指導計画の見直しを計画的に行い、学習指導要領の趣旨に沿った量、質ともに充実した教育活動ができるよう努める。
- ③ 学校評価に組織的に取り組み、学校の説明責任を果たすとともに、学校評価の結果を通して指導方法等の改善を図り、学校教育の質の向上に努める。

2 学習指導の工夫・改善・充実

～「自立した学習者の育成」に向けた指導体制や指導方法の確立～

児童生徒が、「なりたい自分」になることを目指して学習内容を人生や社会の在り方と結び付いて深く理解し、求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにする。そのために、「授業における基本事項」を土台として基礎を固めながら、『問い』が生まれる授業サポートガイド等を活用して「主体的・対話的で深い学び」を実現し、児童生徒の学びに対する主体性を高め、「自立した学習者」としての育成を図る。

(1) 指導体制の改善・充実を図る

- ① 学習指導と学習評価の計画の作成に当たっては、各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列する。
- ② 言語活動について、国語科を要として、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動を通じて、学校全体として取り組む。
- ③ 授業改善の状況や課題を全教職員観で共有し、指導案の作成や授業研究会を学年会、教科部会で行ったり、校種・学年・教科の枠を越えて検討し合ったりして、授業改善に学校全体で組織的に取り組む。
- ④ 授業改善の支援に当たっては、校長や教頭が授業観察を通して助言を行い、教科指導に優れた教師、経験豊かな教師が他の学級に協力するなど、OJTによる多様な支援の工夫を行う。
- ⑤ 全国学力・学習状況調査の結果を県学力到達度調査の結果と併せて分析し、具体的な教育指導の改善や指導計画への反映を行う。

(2) 指導方法の改善・充実を図る

- ① 「授業における基本事項」を土台として基礎を固めながら「『問い』が生まれる授業サポートガイド」等を活用して日常的に授業を見直し、授業の質的授業改善を図る。
 - ② 学級生活をよりよくするために、学級活動で話し合い、互いのよさを生かして解決方法等を合意形成したり、努力すべきことを一人一人が意思決定したりすることができるような指導を行う。
 - ③ 課題（問い）を設定したり、様々な知識や情報を収集したり、整理・分析・考察したり、まとめ・表現したり、学びを振り返って次につなげたりするなど、「主体的・対話的で深い学び」の視点で授業改善を行い、児童生徒が目的意識や見通しを持って粘り強く学ぶよう工夫する。
 - ④ 児童生徒の発言や活動の時間を確保して授業を進める。
 - ⑤ 授業と家庭学習が往還する「自律した学習者」としての育成を図る。学校では、児童生徒が行った家庭学習の課題について、教員の指導改善や生徒の学習改善に生かす。
- ※上記①～⑤にあたっては、ICT の活用を積極的に推進する。

(3) 指導と評価の一体化を図る

- ① 「主体的に学習の取り組む態度」の育成をめざして、評価から逆算し、「指導と評価の一体化」をめざした探求型の授業改善に取り組む。
- ② 「指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料」を参考に評価資料や評価場面を適切に設定し、客観的な評価に努めるとともに、児童生徒一人一人のよい点や進歩の状況を積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるように努める。
- ③ 学習評価について理解を図るため、保護者や児童生徒に向けて、年度や学期の始め等に説明する機会を設ける。

3 道徳教育の充実

～自他の生命を尊重する心を基盤に、「豊かな心」を育む～

児童生徒一人一人に豊かな心を育み、自らの人生をよりよく生きていけるようにするためには、自他の生命を尊重する心を基盤に、美しいものに感動するなどの豊かな情操、善悪の判断などの規範意識及び公共の精神、健康・安全、規則正しい生活などの基本的な生活習慣を育むとともに、伝統と文化を尊重し、郷土を愛する態度を培うことが重要である。

このため、学校においては、道徳教育は、道徳性を養う道徳教育を道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて計画的・発展的に指導することが必要である。また、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童生徒の発達の段階を考慮して適切な指導を行うことが必要である。

(1) 指導体制と全体計画作成を通じて道徳教育の実践を図る

- ① 校長は道徳教育の改善・充実を視野におきながら、諸課題を踏まえ、学校教育との関わりで道徳教育の基本的な方針等を明確にする。また、道徳教育推進教師の役割を明確化し、全教師が指導力を発揮し協力して展開できる指導体制を整えるよう努める。

- ② 学校や地域の実態に応じた有効で具体性のある全体計画、年間指導計画(別葉を含む)を作成し、それに基づいた実践を全教師が積極的に関わりながら協力して展開する。
- ③ 各教科等は、各教科等の目標に基づいてそれぞれに固有の指導を充実させる過程で道徳性が養われることを考え、見通しを持って指導する。その際、道徳教育と各教科等の目標内容及び教材との関わりや学習活動や学習態度に配慮する。

(2) 指導内容の重点化を図る

- ① 学校としての重点目標を明確にし、発達の段階に応じた指導内容の重点化を図り、全教師が道徳教育の方向性を共有することで、一層効果的な指導に努める。
- ② 小学校においては、自立心や自律性、生命を尊重する心や思いやりの心を育てることなど、各学年を通じて留意する。中学校においては、小学校における指導内容を発展させながら、自らの弱さを克服して気高く生きようとする心、法やきまりの意義理解、社会参画への意欲、伝統文化の尊重、我が国と郷土を愛する心、国際理解等を身に付けさせるよう努める。
- ③ 各学年を通じて配慮することに加え、小学校の各学年段階においては、次の事項に留意する。
 - 1、2 学年においては、基本的な生活習慣、善悪の判断、社会のきまりを守ること。
 - 3、4 学年においては、善悪の判断、協力、集団の社会のきまりを守ること。
 - 5、6 学年においては、相手の立場を理解する、法やきまりの意義理解、集団生活の充実、伝統文化の尊重、我が国と郷土を愛する心、他国を尊重すること。

(3) 豊かな体験活動の充実といじめ防止を図る

- ① 学校や学級内の人間関係を整えるとともに、集団宿泊活動、職場体験活動やボランティア、自然体験活動、地域行事への参加などの豊かな体験活動の充実に努めるとともに、自他の人権を尊重する態度を培う。
- ② 道徳教育の指導や体験活動を日常生活にも生かされるようし、特にいじめの防止や安全確保といった課題についても児童生徒が主体的に関わることができるようにしていく。

(4) 家庭・地域社会との緊密な連携を図る

- ① 教師及び保護者の道徳教育に対する意識の高揚を図るため、道徳教育の実情、児童生徒のよさや成長などを知らせる情報交換会、学校・家庭・地域の願いを交流したりする機会を設定する。また、学校運営協議会などを活用することも考えられる。
- ② 家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ることに努める。
- ③ 地域と学校・家庭とを結ぶあいさつや声かけ等、地域ぐるみの「凡事徹底」を推進する。

4 健やかな心と体を育む教育の充実

～心と体を一体として捉えた、健康の保持増進と体力の向上～

健康に関する指導については、生涯を通じて自らの健康を保持増進していく資質や能力を育成するため、教育活動全体に通じて行う必要がある。

体育・スポーツ活動に関する指導については、心と体を一体としてとらえ、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成する事を目指し、学習指導の工夫・改善を図る必要がある。併せて、運動部活動の充実や適正化を促進し、発達の段階に応じた基礎的な体力の向上に努めることが重要である。

(1) 学校・家庭・地域社会と連携して学校保健の充実を図る

- ① 児童生徒の健康課題を解決するために、保健主事を中核として、学校三師、保護者及び専門機関等と十分な連携のもと、学校保健委員会を年3回開催し、組織的・計画的に取り組む。
- ② 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育やがん教育及び性に関する指導においては、児童生徒の発達の段階や学校・地域社会の実態を考慮し、学校教育活動全体を通した指導の工夫・改善を図る。
- ③ 心身の健康について関心を持ち、課題解決できる児童生徒を育成、健康な生活習慣を形成するために、保健室経営を充実させるとともに、学校教育活動全体を通した健康教育の工夫・改善、保護者・学校医等と連携し家庭・地域社会と一体となった支援体制の充実を図る。
- ④ 児童生徒の保健教育・保健管理の充実のために、養護教諭においては、校内・関係機関等と連携を図るコーディネーター的役割に務める
- ⑤ 児童生徒の心身の健康の保持増進を図るために、学校環境衛生活動については、教職員がそれぞれの職務の特殊性を生かし、「学校環境衛生基準」に基づき、組織的・計画的に取り組む。

(2) 体育・スポーツ活動の指導の充実を図る

- ① 学習指導要領の趣旨や体系化・明確化された指導内容、学習評価の観点、留意点等について全職員で共通理解を図る。
- ② 小学校6ヵ年、中学校3ヵ年及び小中9ヵ年を見通した年間指導計画の作成及び指導と評価の一体化を推進し、妥当性と信頼性を確保する評価計画（評価規準）を作成する。
- ③ 本県の伝統文化である空手道及び郷土の踊り等を、教科体育や学校行事等に積極的に取り入れるとともに、指導者の育成及び外部指導者の活用に努める。
- ④ 保健分野においては、保健の思考力・判断力・表現力等の育成を目指して、健康に関する課題を解決する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫に努める。
- ⑤ 校内体力向上推進委員会等を設置して、新体力テスト及び泳力調査を計画的に実施・分析し、各学校や個に応じた数値目標や体力的課題等を明確にして、体力向上のための「一校一運動」を展開するなど、学校の教育活動全体を通じて体力・泳力の向上に努める。
- ⑥ 中学校における運動部活動は、生徒が参加しやすい実施形態などを工夫するとともに、入部促進期間を複数回設定するなど、加入率の向上に努める。また、休養日や練習時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮する。また、生徒の多様な体験活動の充実や健全な成長を促す観点から、休日の運動部活動の地域移行を段階的に進めていく。

小学校における運動・スポーツ活動（スポーツ少年団等）は、社会体育活動として位置

付けられており、児童の健やかな成長や発達を阻害することがないように指導者との連携を密に行い、学校経営方針に沿った適切な活動の推進に努める。

5 生徒指導の充実

～キャリア形成に向けた生徒指導の充実～

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格の形成を尊重し、個性の伸長は図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことである。

生徒指導は、学校が児童生徒の特性、能力、適性、進路などに応じて適切な教育が行えるよう、全教育活動において、すべての児童生徒の人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになること、また、すべての児童生徒が、主体的に進路の選択、決定に基づきキャリア達成ができることを目指す。

(1) 児童生徒個々への対応の充実を図る

- ① 児童生徒間、児童生徒と教師間の共感的人間関係を築くとともに、児童生徒理解に努める。
- ② 自他を認め、思いやり、協働し、自主性・自律性を含む自己指導能力の育成に努める。
- ③ 対話と活動を重視し、ぶれず、見捨てず、関わり続けることを念頭に、将来を見据えた粘り強い段階的指導・支援を行う。

(2) 学校全体としての取組の充実を図る

- ① 「チームとしての学校」の視点から教職員と専門知識等を持つ各種支援員等との連携協働に務める。
 - ア 教職員・各種支援員等における生徒指導観の統一のもと、共通実践に努める。
 - イ 日常的に報告・連絡・相談の情報連携・行動連携・役割連携に努める。
 - ウ 安全・安心な魅力ある学校・学級づくりに努める。
- ② 主体的・対話的で深い学びの基礎となる支持的風土のある学級経営の充実に努める。
- ③ 児童生徒の自己指導能力の育成に努める。(特別支援教育の視点も踏まえて)
 - ア 自己存在感の感受
 - イ 共感的な人間関係の育成
 - ウ 自己決定の場の提供
 - エ 安全・安心な風土の醸成
- ④ 学びに向かう集団づくりを進めるために、学級活動や児童会・生徒会活動等の充実に努める。
- ⑤ 「学校いじめ防止基本方針」を軸とした、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組みの充実に努める。
- ⑥ 不登校対策として、魅力ある学校づくりを通じた未然防止や組織的・計画的な初期対応、関係機関と連携した自立支援の充実に努める。
- ⑦ 警察や児童相談所等の関係機関と連携・協働し、事件・事故の未然防止や虐待等の早期発見、早期対応に向けた取組の充実に努める。

⑧ 生徒指導年間 PDCA サイクル×2 の取組に務める。

(3) 家庭・地域社会・関係機関・団体との連携の強化を図る

- ① 保護者との信頼関係を築き、共通した課題意識を基盤とした指導・支援の充実に努める。
- ② 中学校区生徒指導連絡会や家庭教育支援会議等を機能化し、家庭や地域、関係機関・団体等との情報連携、行動連携を充実させ、生徒指導上の諸問題への対応の充実に努める。
- ③ 市町村教育委員会及び社会教育関係団体等と連携し、児童生徒のよさを伸ばし、心の拠り所となるような「居場所づくり、活躍の場づくり」のための指導・支援体制の確立に努める。

6 キャリア教育の充実

～社会的・職業的自立に向けた資質・能力を育む取組の推進～

学習指導要領総則において「キャリア教育の充実」を図ることが明示されている。

本市においては、「沖縄県キャリア教育の基本方針」を受け、目標を「目的意識を持って、様々な人と協働し、社会を支える自立した人材の育成」、目指す児童生徒像を「自分で考え、計画して、行動に移すことのできる児童生徒」と設定した。

これらを踏まえ、本市において「身に付けさせたい力」を明確にし、教育活動全体を通じたキャリア教育の充実を図る必要がある。

(1) キャリア教育で身に付けさせたい力

キャリア目標の達成や「目指す児童生徒像」を育成するために、身に付けさせたい力を以下のように設定した。身に付けさせたい力を明確にし、それを意識した教育活動を行うことが重要である。そのため、各学校においては、キャリア教育の目標や学年の重点目標をより焦点化・具体化すると取り組みやすい。

「か」かわる力	人間関係形成・社会形成能力	・多様な集団の中で他者とかかわる力 ・進んで考えや気持ちを伝え合う力
「ふ」り返る力	自己理解・自己管理能力	・行動を振り返り、改善につなげる力
「や」りぬく力	課題対応能力	・問いをたてる力 ・最後までねばり強くやり通す力など
「み」とおす力	キャリアプランニング能力	・自分の目標を設定する力 ・目標設定のために、計画を立てる力

(2) 教育活動全体を通じたキャリア教育の取組の充実

児童生徒のキャリア発達を促すために、本市のキャリア教育の「目指す児童生徒」の育成に向けて身に付けさせたい力「か・ふ・や・み」の視点を意識した授業、教育活動を展開する。

【取組の重点1】「キャリア・パスポート」の充実～小中高をつなぐ～

「夢・なりたい自分」に向けて、また目的意識をもって取り組むことのできる児童生徒

の育成に向けて、「キャリア・パスポート」を効果的に活用し、小中校の学びをつなぐ。

【取組の重点２】自学自習力の育成～行動、努力を継続できる児童生徒～

本市の児童は、「夢やなりたい自分」の実現に向けた目的意識、学習や具体的な行動に課題があるという調査結果がでている。目標に対して継続的に努力する態度、自立して学習することのできる力の育成が必要である。学校においては「自己管理能力」「自己調整学習」等の力の育成を意識したキャリア教育を推進する。

【取組の重点３】職場体験・見学の充実～「か」「ふ」「や」「み」との連動～

職場における体験活動を進めるうえで、小中学校の発達の段階を踏まえ、体験活動の目的や目標を明確化し、「か」「ふ」「や」「み」を意識した活動とする。小学校においては、職場見学、中学校においては、５日程度の職場体験を実施する。

【取組の重点４】進路指導の充実～ガイダンス機能を生かす～

進路指導は、生徒が自らの個性を見つけ、伸ばし、自身の生き方に自信をもち、自分で自分の将来を選択できるように指導・援助する活動である。そのためには、全職員の共通理解・協力態勢のもと、特別活動、各教科、道徳、総合的な学習の時間など教育活動全体を通じて計画的・継続的に取り組んでいく。

7 特別活動の充実

～多様な他者と協働し、課題の解決を通し、自己実現を目指す力の育成～

特別活動は、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせ「様々な集団活動に主体的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する」ことを通して、資質・能力を育むことを目指す教育活動である。

(1) 特別活動で育成を目指す資質・能力と３つの視点

- ① 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- ② 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- ③ 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

(2) 特別活動の各内容の指導の充実

- ① 学級活動・・・学級や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、資質・能力を育成することを目指す。
- ② 児童会・生徒会活動・・・異年齢の児童生徒同士で協力し、より良い学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、資質・能力を育成することを目指す。

- ③ 学校行事・・・全校又は学年の児童生徒で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、資質・能力を育成することを目指す。
 - ④ クラブ活動〔小学校〕・・・異年齢の児童同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、個性の伸長を図りながら、資質・能力の育成を目指す。
- (3) 学級経営の充実と生徒指導との関連・異年齢集団による交流等
- ① 学級活動における児童生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事とを関連付けながら、個々の児童生徒についての理解を深め、教師と児童生徒、児童生徒相互の信頼関係を育み、学級経営の充実を図る。その際、いじめ未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにする。
 - ② 異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、生涯のある人々などとの交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実する。

8 総合的な学習の時間の充実

～地域や学校・児童生徒の実態等に応じた主体的、創造的、協同的な探究活動の展開～

総合的な学習の時間は、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習とすることや探求的及び協働的な学習を、地域や学校、児童生徒の実態に応じて計画することが重要である。

- (1) 全体計画や年間指導計画等の改善・充実を図る
- ① 各学校においては、育てようとする資質や能力、学習活動、学習の評価の計画等について見直しを行い、地域や学校の実態に応じて、全体計画を作成する。
 - ② 児童生徒の学習経験や育まれた資質・能力を生かし、協働的な学習や問題解決的な学習、体験活動、地域の教材や学習環境を積極的に取り入れた指導計画を作成する。
 - ③ 学年ごとの目標や学習活動を学年間で関連付けるなど、内容の系列を明確にする。
 - ④ 総合的な学習の時間で身につけた資質や能力、態度が各教科等の学習で生かされるように、その関連を明示した年間指導計画を工夫し作成する。
 - ⑤ 学習過程を探究的にしたり（課題設定→情報収集→整理・分析→まとめ・表現）、他者と協働して主体的に取り組んだりする学習活動となるように工夫する。
- (2) 実施方法等の充実を図る
- ① 全職員の共通理解の下、一致協力して推進する指導体制の確立を図る。
 - ② 「人材リスト」や「学習マップ」等を作成し、地域の教育資源を生かすよう工夫する。
 - ③ 体験的な学習・問題解決的な学習を展開するとともに、学習・情報センターとしての学校図書館の機能の整備・充実を図る。
 - ④ 見学・調査や体験的な活動を実施する場合は、事業所等との事前の打ち合わせを綿密に行うとともに、児童生徒へのルールやマナー、安全等についての指導の充実を図る。
 - ⑤ 校外学習（調査・見学・体験等の活動）における児童生徒の安全の確保を図る。

- ⑥ 万一の事故等に備え、保険に加入する等の措置も必要である。

(3) 評価の充実を図る

- ① 総合的な学習の時間の目標や児童生徒に育てようとする資質や能力、態度をもとに、評価の観点や評価の規準を設定し、評価方法や評価時期を工夫した単元指導計画を作成し、指導と評価の一体化による授業改善に取り組む。
- ② 児童生徒に寄り添い、共に行動する中で学びの姿をとらえ、活動中の良さや努力した点、工夫した点等に焦点を当てて評価し、児童生徒の追究の意欲を高めるようにする。
- ③ ポートフォリオ等を活用し、自己評価や相互評価の場面を位置づけ、進歩の状況や自他の学びのよさなどに気づいたり、自己の生き方について考えたりできるようにする。

(4) 保護者や地域社会の理解と協力を得る

- ① 地域の関係機関や施設を利用するなど、地域の人材を活用する際には、総合的な学習の時間の趣旨等についての理解を図るため、事前打ち合わせを綿密に行う。
- ② 活動の状況や成果を積極的に外部に公表し、地域の人々の理解や協力を得る。

9 特別支援教育の充実

～個々の教育的ニーズの把握と全校体制による教育的支援～

特別支援教育は、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導や必要な支援を行うものである。

このため、学校においては校内委員会の設置等、校内支援体制を整備するとともに、校内研修をはじめ各種研修会を通して教師の専門性の向上に努め、全教職員が一体となった組織的な取組を推進する必要がある。

(1) 特別支援教育を行うための整備及び必要な取組

- ① 校長のリーダーシップのもと、学校経営計画に特別支援教育についての基本的な考え方や基本方針を示し、全教職員が協力し、組織的・計画的に推進する。
- ② 特別支援学級担当教員の適切な配置やその資質の向上を図る。
- ③ 校務運営組織に教育支援委員会等の特別支援教育に関する校内委員会を設置する。
- ④ 特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会等の機能化を図り、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の支援体制の充実に努める。
- ⑤ 校内研修等を通して特別な支援を必要とする児童生徒への具体的な指導方法、指導上の留意点等について理解を深め、専門性の向上に努める。
- ⑥ 特別支援学級の弾力的運用として、通常学級に在籍する児童生徒が、特別支援学級で支援が必要な場合には、校内委員会や保護者との相談等をもって柔軟かつ適切に対応できるよう、校内支援体制の整備に努める。
- ⑦ 特別支援教育支援員の活用については、特別支援教育コーディネーターを中心に担任や学年職員などと連携を取り合い、児童生徒への支援が円滑に行われるようにする。

- ⑧ 児童生徒個々の発達の段階（障害の状態や特性など）を的確に把握し、授業や学校生活での目標、具体的な学習内容・方法などきめ細かな指導が行えるよう「個別の指導計画」を作成する。また、関係者（家庭、教育、医療、福祉等）による連携した教育支援を行うために「個別の教育支援計画」を作成する。

※ 作成・管理・引継ぎの際には、石垣市教育委員会「個別の教育支援計画・個別の指導計画の取り扱い等について」に基づいて適切に行うこと。

(2) 特別支援学級の教育課程の充実を図る

- ① 児童生徒の障害の状態・特性等や学級の実態に即した教育課程を編成する。
- ② 教育課程編成にあたっては、小・中学校学習指導要領を基本としながら、必要に応じて、特別支援学校の小・中学部学習指導要領を参考にする。
- ③ 障害のある児童生徒が自立を目指し、障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な自立活動の充実を図る。

(3) 交流及び共同学習の充実を図る

- ① 特別支援学級の児童生徒と通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習は、児童生徒の実態等を十分に考慮して、学校全体の教育計画に位置づけて推進する。
- ② 地域との交流や共同学習を推進し、障害のある児童生徒が地域行事等に積極的に参加して多様な人々との関わりを持つことで、社会性やコミュニケーション能力等を高められるよう工夫する。

(4) 教育支援体制の充実を図る

- ① 校長、教頭、校医、主幹教諭、教務主任、特別支援学級担任、学年主任、養護教諭等で組織する校内教育支援委員会の機能化に努める。
- ② 校内教育支援委員会は、就学支援や教育相談等を継続的に行うとともに、石垣市教育支援委員会等と連携を取り合い、適切な対応に努める。
- ③ 障害のある幼児児童生徒及び保護者を対象に特別支援教育を理解してもらうため、体験入学（学校・学級参観、教育活動への参加、就学相談等）を恒常的に実施できるような体制づくりを図り、教育支援の充実に努める。

(5) 通級による指導の充実を図る

学級担任と通級指導担当者は、児童生徒の様子や変化について情報交換を行い、指導の充実を図る。

(6) 通常の学級における支援の充実を図る。

- ① 通常の学級においても、教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対して、合理的配慮の提供などの適切な指導や支援を行う。
- ② 特別な支援を必要とする児童生徒のつまずきや行動の背景を理解するとともに、温かい学級経営及び全ての児童生徒にとって分かりやすい授業づくりに努める。

(7) 医療的ケア児の受け入れ体制の充実を図る。

- ① 「石垣市小中学校における医療的ケアガイドライン」をもとに、学校における医療的ケアの安全かつ適切な実施に努める。
- ② 医療的ケアに対する理解を深めるための研修会を実施するとともに、第 3 号研修の機会を確保して認定特定行為業務従事者の育成に努める。
- ③ 関係部局等と連携し、保護者の理解と協力のもと就学前の医療的ケア児に関する情報共有を行い、就学後の円滑な実施につなげるよう努める。

10 食育の推進

～基本的生活習慣の確立と健全な食生活を実践することのできる能力の育成～

食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものである。

しかし、近年の子どもの食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、食生活の乱れ、肥満や過度の痩身など、生活習慣病と食生活の関係も指摘

され、望ましい食習慣の形成に係る指導の充実が求められている。特に、成長期にある児童生徒にとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものであり、極めて重要である。

このことを踏まえ、学校においては、学校教育活動全体を通じた食育の推進に努め、家庭や地域関係機関と連携し、児童生徒に様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させ、健全な食生活を実践することができる能力を育成していくことが必要である。

(1) 学校における食育推進体制の確立及び充実を図る

- ① 栄養教諭等の学校給食栄養管理者を中心に、学校の食に関する指導の全体計画 1 及び 2 を作成する。
- ② 児童生徒の発達段階に応じ、栄養や食事のとり方等について、正しい知識を習得させ、自ら判断し、実践していく力を身に付けさせるよう食に関する指導の工夫を図るとともに、農漁業体験等、食に関する豊かな体験活動の充実努める。
- ③ 学級担任等と栄養教諭等の学校給食栄養管理者との TT 授業等により、学校給食を生きた教材として活用しつつ、給食の時間をはじめとする関連教科等における食に関する指導の充実を図る。
- ④ 学校給食等を活用した栄養指導等、個別の相談指導について、学校教育活動全体で推進するとともに、毎日朝食を食べる児童生徒の実態を把握し、食育の推進に努める。

(2) 学校給食の充実を図る

栄養教諭等の学校給食栄養管理者と学校との連携を通して、安全・安心で栄養バランスのとれたおいしい学校給食を提供するとともに、地域の地場産物の活用促進及び地域の伝統食・行事食を提供する等、学校給食の充実に努める。

(3) 家庭・地域・関係機関との連携

- ① 家庭等における望ましい食習慣を確立するため、「日本型食生活」の実践について啓発するとともに、学校給食関係機関と連携し、食品の安全、栄養の摂取等、様々な機会を通じて食に関する情報の把握及び発信に努める。
- ② 家庭や地域における児童生徒の基本的な生活習慣に係る課題などについて共通理解を図り、課題解決に向けた取組に努める。
- ③ 保護者、学校医等及び関係機関と連携し、食物アレルギー、健康課題などについて共通理解を図り、課題解決に向けた取組に努める。

11 学校安全・防災教育の充実

～児童生徒の危険回避能力の育成～

学校安全は、児童生徒が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒の安全を整えることをねらいとしている。学校における適切な安全管理(安全点検表等による、定期的・臨時的・日常的な安全点検の確実な実施)と安全教育の充実を図り、安全で安心な学校づくりの推進を図る必要がある。

(1) 生活安全

- ① 「危機管理マニュアル」を避難訓練や校内研修及び各教科等において効果的に活用し、防犯教育の充実に努める。
- ② 不審者侵入に対する避難訓練や防犯教室の取組を通して、幼児児童生徒の危険回避能力の育成に努める。
- ③ 不審者等の情報に対しては、地域巡回や不審者情報を発信し、注意喚起に努める。
- ④ 通学路の安全点検を行い、危険箇所について地域安全マップの作成に努める。

(2) 交通安全

- ① 「危機管理マニュアル」を効果的に活用し、交通安全教室(自転車教室も含む)や校内研修等を通して、幼児児童生徒の危険回避能力の育成と教職員の資質向上を図るとともに、交通安全教育の充実に努める。
- ② 幼児児童生徒による地域安全マップの作成を通して、危険回避能力の育成に努める。
- ③ 通学路安全プログラムに基づき、教育委員会、関係機関(警察署、道路管理者等)と連携し、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保に努める。

(3) 災害安全

- ① 学校保健安全法第 29 条に基づき、沖縄県教育委員会発刊の「危機管理マニュアル」等を参考に、学校の実情等に応じた独自の「危機管理マニュアル」を作成する。 ※防災教育におけるマネジメントサイクルでは、I-CAPD が有効的である。(I: イメージ) I-CAPD(何が起こる? -何が問題? →話し合い→対策→実行)サイクルを通した実施計画を作成。
- ② 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じた的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるよう指導の充実に努める。
- ③ 「危機管理マニュアル検討委員会」を設置し、必要に応じて見直し作成を行う。その際、

PDCA マネジメントサイクルを活用し改善に努める。(検討委員のメンバーに保護者や地域の関係者等を加えることが望ましい。)

12 人権教育の充実

～自分の大切さと他の人の大切さを認める心を育む～

人権教育においては、一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、〔自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること〕ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが重要である。

(1) 人権感覚の滋養のために全教育活動で育成を目指す力と技能

- ① 他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかるような想像力、共感的に理解する力。
- ② 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、わかり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能。
- ③ 自分の要求を一方的に主張するのではなく建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能。

(2) 学校の教育活動全体を通じて人権教育の充実を図る

- ① 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習(探究)の時間等及び特別活動の目標や内容との関連を明確にしながら、各教科等の年間指導計画に位置付けるとともに、人権教育に関する授業の充実を図るための人権の日を設け児童生徒に人権感覚を育む。また、各学期や年度ごとに活動の点検・評価を行い、指導の改善に生かすことで、人権教育の充実を図る。
- ② 全教職員が学校で取り組む人権教育について、人権に関わる概念や人権教育が、目指すものについて、明確に理解し、研修の機会を持つ等、組織的・計画的な全職員による指導体制を確立する。
- ③ 人権感覚を身につけるために、学級をはじめ学校生活全体の中で〔自らの大切さや他の人の大切さが認められていること〕を児童生徒自身が実感できるような教育活動の充実を図る。

(3) あらゆる他者を価値ある存在として尊重していく人権教育の推進を図る

- ① 一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重していくことができるよう、支持的風土の醸成に努める。
- ② 児童生徒や教職員の人権意識を高めるため、「人権を考える日」(月 1 回)等の取組を充実させる。
- ③ 自他の人権を尊重する態度を培うため、家庭や地域、関係機関と連携し外部講師を活用した講話の実施や、様々なボランティア活動や社会体験活動、高齢者や障害者等との交流を行うなど体験活動の充実を図りながら、指導の工夫・改善に努める。

13 平和教育の充実

～生命の尊重を基盤や個人の尊厳及び平和を希求する心を育む～

平和教育は、生命の尊重と個人の尊厳を基盤に、「思いやりの心」やあらゆる他者を価値ある存在と認識し、「相互理解・寛容」などの豊かな心を育むとともに、我が国と郷土を愛し、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度の育成及び次世代に継承することを目指して行うことが重要である。

このため、学校においては、本市や本県の歴史や地域の特性を考慮し、児童生徒の発達の段階に応じた平和教育を教育計画に位置付け、学校の教育活動全体を通じて、組織的・計画的に推進する必要がある。

(1) 学校の教育活動全体を通じて平和教育の充実を図る

- ① 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の目標や内容との関連を明確にしながら、各教科等の年間指導計画に位置付けるとともに、「慰霊の日」等に関する授業の充実を図るための平和教育月間等を設け、平和教育を推進する。また、年度ごとに活動の点検・評価を行い、指導の改善に生かすことで、平和教育の充実を図る。
- ② 全教職員が平和教育の指導のあり方について研修の機会を持ち、教職員間で共通理解を図る。そのため、校内に推進組織を位置付けるなど全職員による指導体制の確立に努める。
- ③ 平和教育を推進するにあたっては、判断力や社会的経験を配慮する等、児童生徒の発達の段階を踏まえ指導を行う。

(2) 沖縄戦や八重山の戦争マラリアの実相や教訓の継承を図る平和教育の充実を図る

- ① 戦争に至るまでの歴史や沖縄戦の諸相を正しく理解させるとともに、戦争が人類全体に惨禍を及ぼしたことや平和の尊さに対する児童生徒の認識を深める平和教育の指導に努める。
- ② 沖縄戦や八重山の戦争マラリアの教訓を大事にしつつ、子どもたちの「学びたい」という主体性を引き出し、学びに寄り添いコーディネートする教員の指導力の向上を図る。
- ③ 沖縄県の歴史的特性に基づき、沖縄戦の実相や教訓を継承し、平和の大切さを自ら発信し、平和を構築できる児童生徒の育成に努める。

(3) 児童生徒が「問い」を持って主体的に考えていける平和教育の推進を図る

- ① 戦争体験者の高齢化により語り手が減少する中、児童生徒が「問い」を持って平和について主体的に考えることができる平和教育を推進する。そのため、教職員の経年研修や校内研修等において平和教育を位置付け、教師の指導力の向上を図るとともに、研鑽を深める。
- ② 平和教育を充実させるため、学習指導要領の内容を踏まえ、児童生徒の発達の段階に応じた教材を開発するとともに、平和学習ポータルサイトを活用し、地域の戦跡や資料館、証言等の文献などを調べたり、実地調査を行ったりする体験的な学習を行う。また、地域の人材を活用し、家庭や地域社会との連携を図り指導の充実にも努める。

14 国際理解教育・外国語教育の推進

～国際社会に対応できるコミュニケーションを図る資質・能力の育成～

グローバル化が急速に進展する中で、広い視野を持ち、異なる文化を持った人々と共に協調して生きていく資質や能力を育成することが一層求められている。

小・中学校においては、小学校段階からの国際理解教育の充実を図り、コミュニケーションの手段としての外国語（英語）に慣れ親しませ、外国語（英語）を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験させるなど、中学校外国語（英語）教育との円滑な接続と学びの連続性を踏まえたコミュニケーションを図る資質・能力を育成していくことが重要である。

(1) 学校の教育活動全体を通じて国際理解教育を推進する

- ① 各教科等の目標や内容との関連を踏まえた全体計画を作成し、学校の教育活動全体を通じて国際理解教育に取り組む。
- ② 国際理解教育においては異なる考えや意見を受け入れるなど、相手を思いやる心の育成を重視し、それらを基盤とした取組を重視する。
- ③ 特別活動や総合的な学習の時間等において、地域の外国人の活用及び米人学校との交流や JICA 沖縄国際センターによる国際理解事業等の活用により、自国や外国の文化に対する理解を深め、異なる文化を持った人々と協調して生きていく態度などを育成する。

(2) 小学校における外国語活動と外国語科の充実を図る

- ① 外国語活動や外国語科の授業は、学習指導要領や地域、学校及び児童の実態を踏まえた年間指導計画を基に、学級担任や小学校英語専科指導教員、外国語活動担当教諭が行い、外国語学習支援員（ALT）などを活用したチームティーチング等、指導方法を工夫する。
- ② 小学校高学年の教科としての外国語を充実させ、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。
- ③ 担任または小学校英語専科指導教員が中心となり、外国語活動や外国語科の指導が展開できるように、指導方法の研究や教材作成等に係る校内研修を行う。

(3) 中学校の外国語（英語）教育の充実を図る

- ① 小学校の外国語活動や外国語科の内容及び方法について理解するとともに、外国語科の授業参観等を行うなど小学校との連携を図り、系統的な指導に生かす。
- ② 「聞くこと」「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」「読むこと」「書くこと」の4技能5領域による実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けさせる。
- ③ 授業やその他の活動において、外部委託による高い専門性を備えたネイティブスピーカーの外国語学習支援員（ALT）を積極的に活用し、生きた英語に触れる機会の拡充を図る。
- ④ 国際化社会における英語の重要性と必要性を理解させるとともに、具体的な目標を立てさせることや、外国人との交流会等を積極的に活用するなど、学習意欲を高める工夫を行う。

15 情報教育の充実

～情報活用能力の育成と情報モラル指導の充実～

高度情報通信ネットワーク社会においては、児童生徒がコンピュータやインターネットを活

用し情報化社会に主体的に対応できる「情報活用能力」の育成と情報モラルに関する指導の充実が重要である。このため、学校においては、ICT の活用や情報モラルの指導のための校内研修を充実させ、児童生徒の情報を適切に活用する基礎的な能力等を系統的に育成する。また、沖縄県教育情報化推進計画や石垣市 ICT 活用方針「I-プラン」に基づき、校内情報化推進計画を整備する。

(1) 学校教育全体を通じた情報教育の取組の充実を図る。

- ① 情報化推進リーダーを校務分掌に位置付け、校内教育情報化推進委員会の機能化を図り、校内情報化推進計画の見直しなど、ICT 環境整備も含めた情報教育を一層推進する。
- ② ICT 活用指導力の向上を図るため、情報教育に係る校内研修を充実させるとともに、県立総合教育センターや市主催等での研修に積極的に参加する。
- ③ 情報モラル教育については、情報教育の年間指導計画に位置付け、各学校の実態や児童生徒の発達段階に応じた指導計画を作成し、系統的、継続的に指導する。

(2) 指導内容や指導方法の取組の充実を図る

- ① 情報活用能力を育成するため、児童生徒に身に付けさせたい資質・能力の3つの柱に沿って達成目標（発達の段階に応じた目標等）を設定する。
- ② ICT機器を活用し、児童生徒の学習に対する関心・意欲を高めたり理解を深めたりするなど、「問い」が生まれる授業に向けた指導方法の工夫・改善の取組を充実させる。
- ③ ICT機器（クラウド）を最大限に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、自立した学習者の育成及び主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導内容や指導方法、指導体制の工夫・改善の取組を充実させる。

(3) 各教科等の特質に応じた学習活動の計画的な実施（小学校）

- ① 児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動を計画的に実施する。
- ② 児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施する。

(4) 情報モラル指導や情報安全管理の取組の充実を図る

- ① 有害情報やメール・掲示板での誹謗・中傷など、情報化の「負」の側面への対応や個人情報保護等について教職員自ら理解を深め、情報モラルに関する指導を行う。
- ② インターネットや携帯電話を介した事件事故を防止するため、ネット社会に潜む危険性に気付かせるとともに、不適切な情報に的確に対処できる判断力や危険を回避する態度を育成する。

(5) 情報通信ネットワークや教育用コンテンツ等を活用し、授業改善に係る取組の充実を図る。

- ① 校内においてクラウド等を活用し、教材等の教育情報の共有化を図り、授業改善を推進する。

- ② 文科省や沖縄県、石垣市における各種情報共有ポータルサイト等から実践事例やデジタル教材等を活用し、校内研修を実施する。

16 環境教育の充実

～地球環境の保全やより良い環境の創造のために、主体的に行動する資質、能力の育成～

学校教育における環境教育では、環境教育のねらいである「持続可能な社会づくりに貢献する人材の育成」を踏まえ、地球的視野で環境を大切にし、地球環境の保全やよりよい環境の創造のために、「自ら課題を見付け、学び、考え、主体的に判断し、行動し、問題を解決する資質や能力」を向上させ、生きる力の育成と結び付けていく必要がある。

そのために、地域の身近な問題に目を向ける内容で構成し、身近な場における環境保全活動から始め、地域社会等における取組へと発展させるためにも、地域社会との連携を図ることが重要である。

(1) 学校の教育活動全体を通した環境教育の充実を図る

- ① 各学校の児童生徒の実態を踏まえ、身につけさせたい力を明確にし、学年に応じた特色をつけたり重点化を図ったりするなどした学校独自の全体計画を作成する。
- ② 各教科、道徳科、特別活動の目標及び総合的な学習の時間のねらいとの関連を明確にした年間指導計画を作成する。
- ③ 児童会・生徒会活動等の活動計画に当たっては、児童生徒が身近な環境問題について考える場を設定し、主体的に取り組めるよう、主に環境保全に関する内容を位置付ける。
- ④ 日常的な取組を継続させるとともに、世界環境デー(6月5日)等を生かした取組を展開する。
- ⑤ 環境教育のねらいを踏まえ、全職員の共通理解のもと、学校の教育活動全体を通して地域の特色を生かした環境教育の充実を図る。

(2) 環境に関する指導内容や指導方法を工夫する

- ① 各教科等における環境に係る内容との関連を図るとともに、身近な素材や題材を扱う体験的な学習や問題解決的な学習を重視する。
- ② 小学校の低・中学年においては、身近な環境の自然や文化により多く触れる機会を通して、自然の美しさや大切さなどに気付かせるようにする。
- ③ 小学校の高学年や中学校においては、環境問題に関する具体的な事象を通して、様々な課題を地球的規模で考え、「今、私ができること」など自らの問題として捉えさせるとともに、他者と協力して課題解決する協働的な学習の充実を図る。
- ④ 指導内容や方法については、稲作体験学習やサンゴ観察フィールドワーク、陸域・水域の諸課題を取り扱う等、地域の身近な環境を最大限に生かし工夫する。

(3) 家庭・地域社会との連携を図る

- ① 地域の環境や環境問題等を把握し、児童生徒の発達の段階に即した地域素材の教材化を図る。
- ② 地域で行われる自然探索やクリーン活動、3R（リデュース・リユース・リサイクル）運

動等への参加を促すなど、実生活との関連を重視した環境教育の充実に努める。

- ③ 地域の人材や企業、消費者センター、リサイクル施設などの環境学習施設等の活用を図る。

17 へき地教育の充実

～少人数の特性を生かした合同・集合・交流学习の推進～

へき地教育では、へき地の特性である「へき地性」「小規模性」「複式形態」を生かし、地域に根ざした創意ある教育課程を編成・実施し、主体的で創造性豊かな児童生徒の育成に取り組む必要がある。

このため、へき地の学校においては、少人数・複式学級における学習指導の深化・充実に努めるとともに、合同学習、集合学習、交流学习を積極的に推進し、児童生徒の自主性・社会性を育むことが必要である。

(1) へき地の特性を生かした体験的な学習の充実に努める

- ① 地域の特性を生かし、児童生徒一人一人の実態に応じた体験的な学習を実施する。
- ② 地域のよさを知るとともに、地域に誇りと愛着をもてる地域の文化、環境、歴史についての体験活動を取り入れた学習の工夫改善に取り組む。
- ③ 地域と一体となった勤労体験的活動や社会体験活動を推進するため、「人材リスト」を作成するなど地域の人材を積極的に活用する。

(2) 少人数・複式学級における学習指導の改善・充実に努める

- ① 地域や学校の特性を生かし、地域に根ざした教育課程を編成するとともに、児童生徒一人一人の個性や能力に応じた指導方法・指導体制の改善・充実に取り組む。
- ② 少人数・複式指導における授業研究を行うとともに、それらについての成果を全職員で共有する。
- ③ ICTの活用を促進し、児童生徒が多くの学習情報に接する機会を増やすとともに、情報発信の機会を設定することで、情報活用能力や発表力を育成する。
- ④ 県立総合教育センターのへき地教育に関する実践の事例資料や、「へき地・複式学級設置校赴任前基礎講座」、夏季短期研修の「小規模・複式学級担任講座」、移動教育センター講座等を活用し、指導方法の工夫・改善に取り組む。
- ⑤ 複式学級においては、当該児童生徒に、未履修事項が生じないように、適切な教育課程を編成する。

(3) 合同学習、集合学習、交流学习等を積極的に展開する

- ① 音楽や体育等における合同学習、近隣の小規模校同士の集合学習を実施し、集団での学習の充実に取り組む。
- ② 修学旅行や校外学習の機会等を利用して、他市町村や併置校との交流学习を積極的に実施し、児童生徒の自主性、社会性や発表力の育成に取り組む。
- ③ 近隣の幼・小・中学校と日常的に情報交換や意見交換を行うとともに、授業交流、合同授業研修会等を強化し、実践研究の充実に取り組む。

18 学校間連携の推進（小・中）

～「学びの自立」に向けた小学校教育から中学校教育への円滑な接続～

児童生徒が「なりたい自分」になるためには、身近な出来事に興味・関心を持ち、課題を見つけ、計画的に粘り強く課題解決に取り組むなど、自立的に学ぶことができる資質・能力を育てることが大切です。そのためには、地域や児童生徒の実態を踏まえ、小中学校の9年間を通じて育てたい子どもの姿（資質・能力）を明確にし、小中が連携して段階的に指導していくことが必要である。

(1) 学び続ける児童生徒の育成に向けた取組

- ① 小学校教育での成果をつなぎ、9年間を見通して必要な資質・能力の育成を目指し、育てたい子どもの姿（資質・能力）や教育目標、それらに基づく教育課程編成の方針を共有し、学校改善の手立てとする。
- ② 地域や児童生徒の実態を踏まえ、中学校区で育てたい子どもの姿（資質・能力）を検討し、各教科等や各学年の指導の在り方を考えるなど、指導の改善を図るために、教職員間の小中合同研修会を開催する。
- ③ 発達段階に応じて系統的な学習指導やキャリア教育を進めるために、教務主任、研究主任、キャリア教育担当等、ミドルリーダー間で定期的に情報交換、意見交換を行う機会を設定する。
- ④ 小、中学校教職員間の違いを教職員同士が認めた上で、互いに学び合い、9年間を通して児童生徒を育てる発想を持ち、双方の授業研究会や学校行事へ参加するなど交流を深める。

(2) 児童生徒一人一人が安心して学校生活を過ごすために

- ① 児童生徒一人一人が自分らしく学校生活を送るために、生徒指導主事（主任）養護教諭、教育相談担当、特別支援コーディネーター等が定期的に情報交換・意見交換する機会を設け、児童生徒理解に努める。
- ② 児童生徒の支持的風土の醸成を図るため、児童会・生徒会が一体となって、学校活性化に向けた取組を行う。いじめ問題への取組の他、地域行事や様々なイベント等に合同で参加するなど児童生徒同士が交流する機会を設ける。
- ③ 児童生徒一人一人が安心して学びを進めるために、気になる児童生徒については関係機関と連携して合同のケース会議等を開き、支援のあり方について役割を明確にし、子ども・家庭への支援を行う。

(3) 家庭や地域への発信

小中の滑らかな接続のためには、家庭や地域の協力も必要不可欠となる。中学校区での様々な取組を学校便りやホームページ等で発信し家庭や地域への理解を深める。

また、家庭学習の習慣化、基本的生活習慣の確立を図るなど家庭教育においても系統的な取組について協力を求める。

19 子どもの貧困対策の推進

～学校をプラットフォームとした総合的な支援の推進～

子供の貧困対策を推進するに当たっては、子供を権利の主体としてとらえ、子供の最善の利益が第一となるよう、支援を必要としている子供を関係機関につなげるほか、子供のライフステージに即して切れ目なく、個々の子供が抱える問題状況に対応した総合的な施策を実施する必要がある。

(1) 経済的な支援の充実

- ① 義務教育の段階においては、援助を必要とする児童生徒に支援が行き届くよう、保護者等に対する就学援助制度の周知に努める。
- ② 高等学校等の段階においては、高等学校等就学支援金や高等学校等奨学のための給付金事業の周知を図り、給付型奨学金の活用を促すよう努める。

(2) 学校を窓口とした福祉関連機関との連携：「気づいて、つなぐ」

- ① 全ての子供が集う場であるプラットフォームとして、子供たちが置かれている成育環境にかかわらず教育を受けられるよう、学校における指導体制の充実を図るとともに、教育・福祉関係機関、民間団体との連携による支援体制の構築を推進する。
- ② 子供のライフステージに応じて、支援を必要とする子供や子育て家庭につながり、適切な支援機関等へつなげる SSW（スクールソーシャルワーカー）、子供の貧困対策支援員等の活用を図る。
- ③ 児童生徒の心理的・情緒面を支援するためにスクールカウンセラー（SC）の活用を図る。
- ④ 不登校傾向や中途退学が懸念される生徒の支援が必要な高等学校に支援員等を配置し、訪問支援、県の教育・福祉関係部門等と協働による就学の継続を支援する体制の構築を図る。
- ⑤ 支援が必要な家庭・児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、教職員の気づきを高め、共有する支援体制の構築を図る。

(3) 学校教育による自己肯定感を育む支援と学力の保障

- ① 児童生徒の自己肯定感を育むため、教師と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の温か人間関係を築き、子供同士が自分の考えや思い等を安心して表現できる支持的風土のある学級が必要である。そのために、支持的風土の4つのポイント（「安心」「所属」「承認」「自立」）を念頭においた取組みを推進する。
- ② 全ての児童生徒の学力を保障し、社会的な自立に向けた指導が行われるよう、質の高い授業実践と、個々の児童生徒にきめ細やかな指導を行う。

ここまで

第 5 節 石垣市の特別支援教育

1 石垣市教育支援委員会業務計画

月	委員会の取組	備考
4 月	・教育支援説明会	・申請書配布
5 月		・各校校内委員会による検討
6 月	・教育支援委員会委嘱状交付	・申請書受付締め切り
	・教育支援に関する事前学習会	・調査員、検査員別研修実施
7 月	・各校検査（面談及び諸検査）	
8 月	・各校検査（面談及び諸検査）	
9 月	・教育支援判定会議開催	・調査・検査等書類〆切
10 月	・判定結果を石垣市教育委員会に答申	
	・教育支援結果説明会	
11 月	・学校、保護者等相談対応	・保護者意見書提出〆切
12 月	・特別支援学校に関わる書類を賢へ提出	・診断書等の提出〆切
1 月		
2 月	・就学に係る書類を教育長へ報告	・特別支援学級設置決定
3 月	・特別支援学級設置に係る通知	・石教委→石垣市立小中学校

2 特別支援学級設置一覧表

令和 6 年 4 月現在

校種	小学校		中学校		合計	
種別	学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数
知的障害	13	17	8	11	21	28
肢体不自由	2	2	0	0	2	2
病弱・身体虚弱	1	1	0	0	1	1
難聴	0	0	0	0	0	0
情緒障害	12	18	6	8	18	26
言語障害	1	1	0	0	1	1

3 通級指導教室設置状況

「通級による指導」は、各教科等の授業は通常の学級で受け、障害の改善・克服に必要な特別の指導を通級教室といった特別の指導の場で受けるという、軽度の障害のある児童生徒のための教育である。石垣市においては、軽度の構音障害のある児童への指導（言語通級）と、自閉症・情緒・学習・注意欠陥多動性のある児童生徒への指導（情緒等通級）がある。設置は以下の 7 学級を巡回指導型で開設している。

- ・平成 8 年度「通級指導教室（言語）」を新川小学校に設置
- ・平成 24 年度、「通級指導教室（情緒等）」を新川小学校に設置
- ・平成 30 年度、「通級指導教室（情緒等）」を石垣中学校に設置
- ・令和 2 年度、「通級指導教室（情緒等）」を平真小学校に設置
- ・令和 4 年度、「通級指導教室（情緒等）」を真喜良小学校に設置
- ・令和 5 年度、「通級指導教室（情緒等）」を大浜小学校、石垣第二中学校に設置

第 6 節 石垣市の「集合学習指導」

本市にはへき地（4～5 級地）極小規模校が西部地区に小学校 4 校、中学校 3 校あり、北部には小学校が 3 校、中学校が 1 校ある。教育委員会は、西部地区及び北部地区の集合学習を推進する。

1 実施校

(1) 小学校の部

- ① 西部地区 4 校 崎枝小学校・川平小学校・吉原小学校・富野小学校
- ② 北部地区 3 校 野底小学校・明石小学校・伊野田小学校

(2) 中学校の部

- ① 西部地区 3 校 崎枝中学校・川平中学校・富野中学校
- ② 北部地区 1 校 伊原間中学校

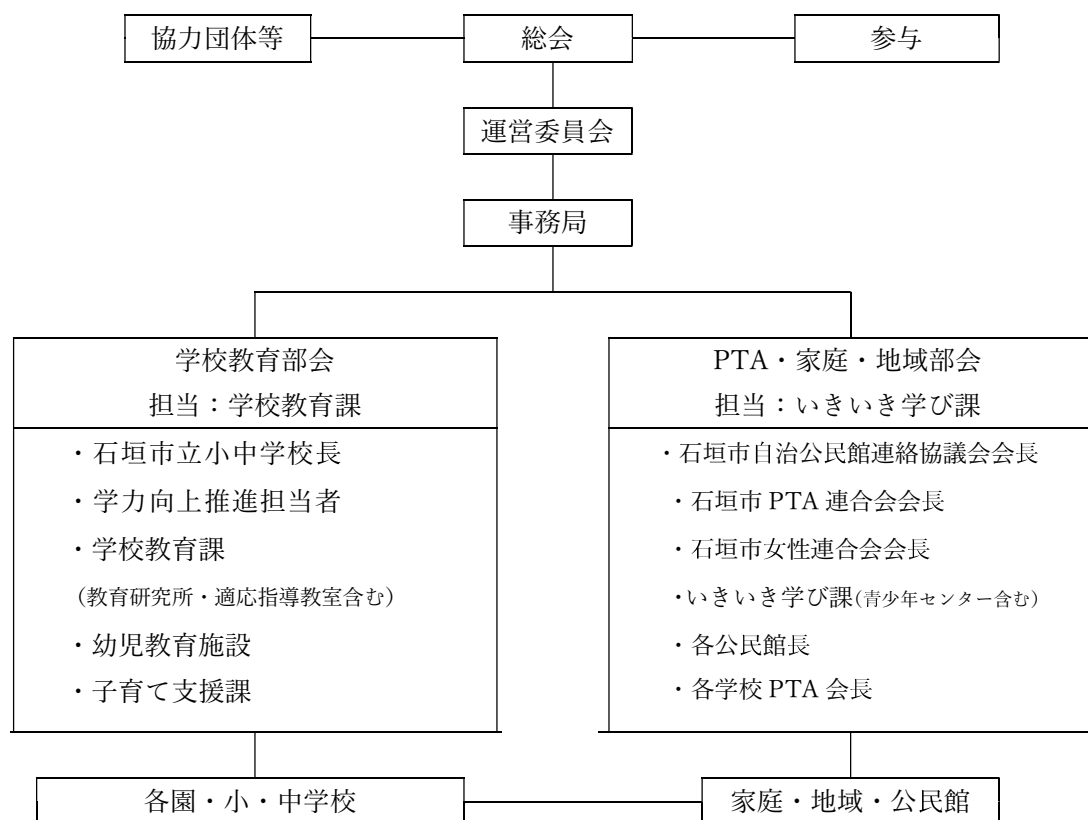
(3) 幼稚園の部

3 園： のそこ幼稚園・あかし幼稚園・いのだ幼稚園

2 実施方針

- (1) へき地教育振興に寄与する活動であること。
- (2) 実施教科については、実施地区校で決定し、それを各校とも教育課程に位置づけ、年間指導計画を明確にすること。
- (3) へき地校における教育課程の工夫、改善を図り、学習指導上の問題点を解決するための活動を期待するものであること。
- (4) 園児・児童・生徒及び職員の健康・安全に万全を期すこと。
- (5) 計画書及び報告書は、必ず教育委員会に提出すること。

第7節 石垣市学力向上推進委員会の組織と構成



●構成及び役割

(1) 総会

- ① 構成
- | | |
|------|--|
| 参与 | 石垣市教育委員 |
| 委員長 | 教育長 |
| 副委員長 | 石垣市自治公民館連絡協議会会長
石垣市 PTA 連合会会長
石垣市立小中学校長会会長
石垣市教育委員会教育部長 |
| 委員 | 学校教育機関・行政関係者
社会教育機関・団体・行政関係者 |
| 事務局 | 石垣市教育委員会事務局（学校教育課・いきいき学び課） |

② 役割

- ア 会の企画、運営及び推進計画の策定に関すること。
- イ 学力向上推進のための指導資料の発行・研究発表等の開催に関すること。
- ウ 諸調査等の活用に関すること。
- エ 教育環境の整備及び家庭・地域の教育力の向上とその啓発に関すること。
- オ 幼児児童生徒の健全育成に関すること。
- カ 望ましい生活習慣に関すること。

- キ 家庭学習の質的向上と教職員の研修に関する事。
- ク 各種検定受験料の補助に関する事
- ケ その他、目的達成のための必要事項

(2) 運営委員会

- ① 構成

運営委員長	教育長	
運営委員	委員長	副委員長
	部会長	石垣市立幼児教育施設代表
	いきいき学び課長	学校教育課長
	いきいき学び課職員	学校教育課職員

② 役割

- ア 総会へ提出する議案の作成に関する事。
- イ 役員（参与）の選出に関する事。
- ウ 専門部会への提言、助言、指導に関する事。
- エ その他必要な事。

(3) 学校教育部会

① 構成（組織図に準ずる）

② 役割

- ア 幼・小・中学校の連携や校内研修の活性化、学習指導の質的向上に関する事。
- イ 指導資料の活用及び指導と評価に関する事。

(4) PTA・家庭・地域部会

① 構成（組織図に準ずる）

② 役割

- ア 各単位 PTA における学力向上推進の活性化や幼児・児童・生徒の基本的な生活習慣に関する事。
- イ 学校と家庭・地域との連携による学力向上推進の諸行事の推進に関する事。

第 8 節 教育研究所

1 沿 革

教育に関する専門的、技術的事項の調査・研究及び教育関係職員の研修を行うための機関として、平成 10 年 4 月 1 日に「石垣市立教育研究所」として開設された。同年 4 月 6 日に第 1 期教育研究員が入所し、令和 6 年 3 月末までに第 42 期を数え、81 名の教諭に研修を実施してきた。

2 方 針

生涯学習社会への視点に立って、学校教育、社会教育、家庭教育が直面している課題を積極的に取り上げ、教育実践に結びついた教育研究活動の推進に寄与する。

3 事業概要

(1) 調査研究事業

<目的> 児童生徒一人一人の個性の伸長を図るため諸検査を実施し、学校現場での資料活用に供する。

- ① 標準学力検査及び県学力到達度調査等の分析・考察
- ② 性格・道徳性等の検査及び考察

(2) 研修事業

<目的> 教員の資質・指導力の向上や地域の教育力の向上を図るため、次の研修事業を行う。

① 入所研修

市内の小学校・中学校教諭から年間 2 人、幼稚園教諭から年間 1 人を選任し、前期もしくは後期の 6 ヶ月間の長期にわたり入所し、それぞれの教科・領域の研究テーマで研究を行い、研究の成果を報告書にまとめ報告会で発表する。

ア 研修期間

10 月 1 日～3 月 31 日

イ 募集人員

前期・後期（年間） 2 人

② 教職員研修

市内の小学校・中学校教諭を対象に、今日的教育課題や学校課題に即した身近で実践的な課題をテーマに研修会を開催し、学校教育の活性化に寄与する。

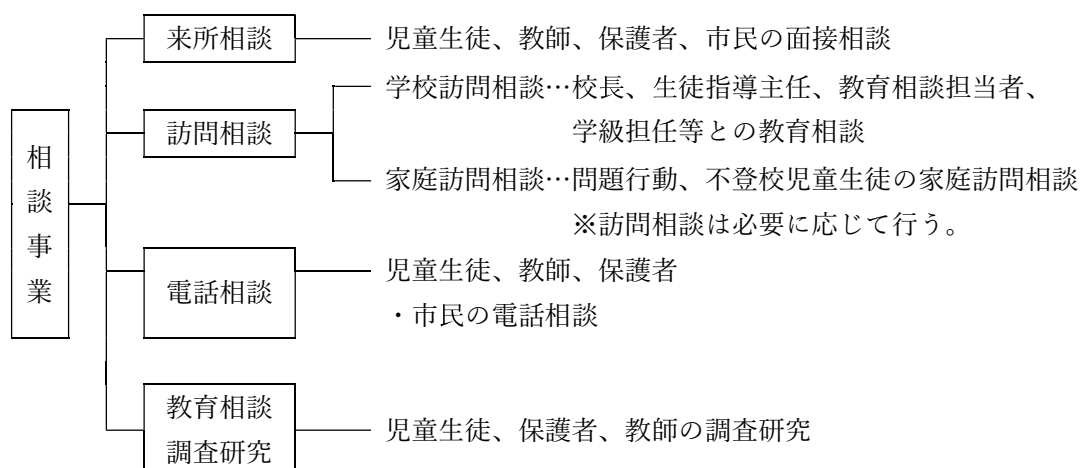
③ 教育文化講演会

市民、教育関係者を対象に教育的、文化的テーマで講演会を開催する。

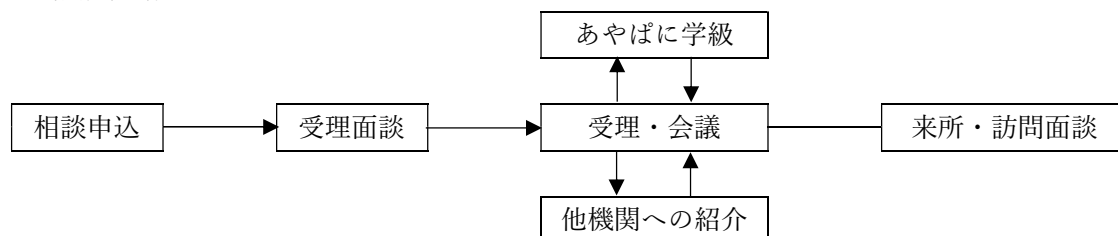
(3) 教育相談事業

<目的> 市内の児童生徒及び父母・教師や市民の教育上の問題や悩みについて積極的に相談に応じ、援助する。

① 事業の概要



② 相談経路



(4) 情報・広報事業

<目的> 刊行物の発行と教育情報を配信し、教育関係者の意識高揚に寄与する。また、図書・資料の貸出により教職員の研修に役立てる。

① 刊行物の発行

- ア 要覧
- イ 研究報告書
- ウ 適応指導教室の実践報告書

③ 図書資料の収集管理

- ア 教育図書（2、257冊）・・・令和6年3月末現在
- イ 教育資料〔研究紀要・論文等〕（3、220冊）・・・令和6年3月末現在
- ウ 定期購読誌（初等教育、中等教育、道德教育、指導と評価、日本教育）

③ 図書・資料の貸し出し

- ・利用時間 平日 9:00～17:00（土・日曜日、祝日、年末年始は休館）
- ・利用対象者 教育関係者及び所長の認める者とする。
- ・利用手続き
 - ア 利用者は、図書館利用者名簿に必要事項を記入すること。
 - イ 貸出を受ける場合は、図書・資料貸出簿に必要事項を記入すること。
 - ウ 館内表示（禁帯出）のある図書最新号の雑誌は貸出しない。
 - エ 室外貸出は、図書については一人2冊以内、資料については3冊以内とし2週間以内に返却するものとする。ただし、所長が研究所の研究に必要があると認める場合は、図書の貸し出し期間にかかわらず返却を求めることができる。

(5) 不登校児童生徒への対応

○適応指導教室（あやばに学級）の運営

<目的> 不登校の児童生徒の学校適応を促進し学校への復帰を含めた社会的な自立ができるように支援する。

① 入級対象児童生徒

石垣市内の小中学校で、不安など情緒的混乱等による不登校児童生徒とする。

② 開級時間

小中学校の授業日に準じるが、学年始めと終わりには3週間程度の学校適応期間をおく。

③ 指導援助の内容

ア 相談活動

児童生徒及び保護者に対して相談活動をする。

イ 学習支援

学級担任と連携し、児童生徒の実態に応じた学習支援をする。教科によっては、学習ボランティアの活用を図る。

ウ 体験活動での支援

将来の社会自立に向けて多様な体験活動を計画し、多くの人とのかかわりを持つことにより、自らの生き方や将来の夢、目的意識について考えるきっかけとする。

エ 調理実習での支援

食生活を見直し、正しい食生活を実践することにより、基本的な生活習慣の確立を図ると共に、仲間と食事を共にすることで心のつながりができることに気づかせる。

オ 登校支援

学校行事、学級活動への参加に同行するなどの支援を行う。

カ 栽培活動での支援

自分たちで食する野菜等を育てることにより、食物や生命への感謝の気持ちを育てるとともに、仲間との交流を通して互いに助け合う態度を育てる。

キ 家庭への援助

児童生徒の自己改革の手助け役となれるように、保護者との信頼関係を築く。

随時電話連絡や懇談会、面談等を行い、子どもに関する不安や悩みを受容・共感しながら共に解決策を見いだすようにする。

ク その他

原籍校から出された課題学習に取り組ませることで、学習意欲を喚起する。

原籍校で行われる職場体験学習に参加させることで、職業意識を培う。

<研究実践内容>

① 不登校児童生徒及び保護者への効果的な支援のあり方

不登校の児童生徒の支援と保護者への援助のあり方を研究し、実践する。

② 不登校問題に取り組む学校に対する効果的な支援のあり方

学校連絡会及び関係機関連絡会の充実を図ると共に、ボランティアを活用した学習支援を行い、効果的な支援のあり方について学校と連携し、実践する。

③ 不登校児童生徒を支援する体験プログラムのあり方

児童生徒が自らの生き方について考え、目標意識を持って活動できるような体験プログラムについて研究し、実践する。

④ 発達障害児童生徒及び保護者の効果的な支援のあり方

発達障がいが見られる児童生徒の支援とその保護者への支援のあり方を研究し、実践する。

第 9 節 学校教育施設整備事業

1 基本方針

学校施設において、老朽化が進んだ校舎、屋内運動場等について調査を行い、改修が必要と判断された場合、石垣市学校施設等長寿命化計画に基づき、大規模改修を年次的に実施します。

また、老朽箇所や不具合箇所の修繕、改修を進め、安全・安心な学習環境の確保に努めます。

2 令和 6 年度事業計画

(1)学校施設空調設置事業

市内学校施設小学校 15 校、中学校 5 校、小中併置校 4 校の 24 施設の普通教室への空調機の設置は完了しており、引き続き、特別教室への設置に向けて、取り組んでまいります。

第4章 生涯学習の推進

今日の社会は国際化・情報化の進展や少子・高齢社会の進行により急激に変化し、人々は絶えず新しい知識や技術の習得を迫られている。一方、自由時間の増加、社会の成熟化に伴う学習需要の増大等を背景として、市民は自己実現のため、質・量ともに豊かな学習の機会を求めている。また、学習を通して地域の文化や自然を理解し、新しい文化の創造を追求しようというニーズも高まっている。

このような多様な市民の学習ニーズに応え、「一人ひとりが自身を高め、豊かな人生をおくることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことができる」生涯学習社会の実現に努める必要がある。

そのためには、市民が各ライフステージにおいて、自発的意志により、自分に適した手段・方法を選択し、必要とする分野の学習ができる機会の総合的な整備・充実を図るべきであると考えらる。

また、核家族化が顕著な時代となり、親子のみでの生活が必然的に増加した現状を踏まえ、家庭や地域社会の持つ教育力や地域力を高めるため、県や社会教育機関・関係団体と緊密な連携を図りながら、家庭教育に関する保護者の学習と支援体制を整備する必要がある。

市民の多種多様化するニーズに応え、学校・家庭・地域の連携強化による地域力の向上を図るため、今後とも、生涯学習のまちづくり施策、学習情報・機会の提供・拡充及び推進に努める。

1 社会教育の推進

〈主な事業〉

① ライフステージに応じた生涯学習講座

「学び遊び活動支援人材バンク」「石垣市キッズ Job サポーター」を活用し、「県民カレッジ」パスポート登録とも連携したライフステージに応じた本市主催の「高齢者大学」「市民楽級」「青少年講座（石垣島探訪ウルトラワーク）」を開設し、「いつまでも 皆で 生き生き学び・高め合う」生涯学習の推進を図る。

② 生涯学習フェスティバルの開催

市内の社会教育関係団体、社会教育学級講座受講生等が、広く市民に対して学習活動を通して得られた成果を舞台、展示、体験の各コーナーで発表する場を提供する事により、市民一人ひとりの生涯学習への意欲を高め、学習活動への参加促進を図り石垣市における生涯学習の振興に資することを目的として平成14年度から実施し、毎年2月第2日曜日に開催する。

③ 社会教育諸学級の充実

市民が「いつでも、どこでも、だれでも学べる」生涯学習の推進のため、地域公民館、青年・成人・婦人・高齢者の団体に学級開設を委託し、国際的視野で市民の教養及び学習の向上をめざし社会教育の充実、強化を図ることを目的とする。

④ 社会教育関係団体の育成と活動支援

社会教育関係団体の活動を支援するため、社会教育関係団体の登録制度を導入し、社会教育施設使用時の減免措置、事務局ホームページで団体を紹介する他、必要な助成を行い、社会教育及び生涯学習の振興、促進を図る。

⑤ 自治公民館活動の活性化促進

自治公民館の連絡調整と自治公民館活動の振興発展を図り、地域の連携と文化の発展に寄与することを目的に、自治公民館連絡協議会を設置。地域に根ざした活動をする公民館を目指し、市民憲章やスマムニ、伝統文化の継承・普及・促進を行う。平成 30 年度より、各自治公民館の伝統文化の継承など地域の活性化を目的に、加盟団体を対象として社会教育学級を委託する。

⑥ 学び遊び活動支援人材バンク

学び遊びに関する豊かな知識や経験、優れた技能等を有する社会参加に意欲のある人材や団体を「人材」として登録し、情報の提供、派遣することにより、市民の学習・体験活動を支援し、豊かな地域社会を作ることを目的とする。

⑦ 凧づくり教室・新春凧揚げ大会

八重山地方に伝わる伝統的な凧づくりの技術を習得するとともに、八重山凧の歴史の学習を通して、地域文化の発展継承を図るため凧づくり教室を開催する。併せて、新春の大空に舞う凧に各々の夢を託し、家族で楽しい一日を過ごしてもらうことを目的とする。種目は伝統凧・シャクシメー・自由凧の三部門で、できれば審査と仰角等で競う。昭和 46 年から実施。

⑧ 二十歳を祝う式典

二十歳の門出を市民全体で祝福し大人としての責任と自覚を高める場とし、二十歳を迎える若者が一堂に会しお互いの近況を報告することで友情を深め故郷の大切さ再認識することを目的とする。

⑨ 石垣市小学生・中学生教育交流事業

ホームステイ及び体験学習をとおり、国内外で活躍する人材育成に寄与する。

台湾蘇澳鎮との教育交流事業

(小学生 10 名、中学生 20 名：受入：5/24～5/27、派遣：6/6～6/9)

2 学校・家庭・地域の連携協力推進事業

地域学校協働活動や放課後子ども教室、地域未来塾、家庭教育支援などの学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組を推進することにより、子どもの安全・安心な居場所づくりや多様な学びづくりを図り、「地域教育力」向上を目指す事業。平成 30 年度から統括コーディネーターを配置し、学校・地域との連携の強化を図っている。

(1) 地域学校協働活動推進事業

地域と学校が連携・協力し、地域住民等の参画により実施される地域学校協働活動推進事業とは、次の内容・機能を有するものとする。

①地域未来塾

地域住民が、放課後に使用可能教室等を利用し、中学生を対象にした原則無料の学習支援を実施する事業。学習支援を行う事で、学習が遅れがちな生徒の学力の底上げや学習機会を提供することで学習習慣の定着を図ることを目的とする。

②放課後子ども教室

子ども達を地域社会の中で心豊かで健やかに育むために、放課後や週末に小中学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て子ども達と共に勉強やスポーツ・文化活動など様々な体験・交流活動の取組を実施し、子どもたちが地域の中で、心豊かで健やかに育まれる環境（居場所）づくりを推進する。

③学校協力活動

地域住民と学校が協働し、地域人材の育成、郷土学習、学習補助等の活動を通して、地域全体で子どもを支えるとともに、地域の大人の自己有用感を高める等、皆で生き生き学び高め合う生涯学習社会づくりにもつなげることを目的とする。

(2) 家庭教育支援総合推進事業

社会構造の様々な変遷にともなう、社会全体による家庭教育支援の必要性の高まりに答えるべく、地域人材を活用した家庭教育支援チームを設置し、学校、保育所、公民館等と連携を図りつつ、多くの親への「学習の場」の提供を行う

3 社会教育委員

社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者から、教育委員会が委嘱する。

任期は2年とし、定例会議は年3回招集し、臨時会議は必要に応じ招集する。

職務は、次のとおりである。

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案する。
- (2) 教育委員会の諮問に応じ、これに対し意見を述べる。
- (3) 社会教育団体、社会教育指導者その他関係者に対し助言、指導を与える。
- (4) 上の職務を行うために必要な研究調査を行う。

〈令和6年度石垣市社会教育委員〉

氏 名	任 期
長 嶺 康 茂	令和6年5月1日～令和8年4月30日
川 平 孝 子	〃
島 仲 信 秀	〃
南風野 三枝子	〃
宮 良 勝 也	令和5年4月25日～令和7年4月24日

4 社会教育施設

■石垣市立文化会館

(1) 石垣市立文化会館

所在地	石垣市字大川 14 番地		
設立年月日	昭和 37 年（1962 年）4 月		
構造	鉄筋コンクリート 2 階建て		
敷地面積	728.32 m ²	建築床面積	730.35 m ²

当初、米国民政府の運営であり、琉米文化会館は琉米間の親善と理解を深めることを目的に、昭和22年（1947年）から昭和27年（1952年）にかけ、沖縄本島に3カ所、宮古・八重山に各1カ所が設置された。

八重山では、昭和27年4月に字大川の当時の記念運動場の一角（現石垣市立大川保育所敷地）に八重山琉米文化会館として設置され、戦後の文化施設の乏しい時期に教育・文化・レクリエーション等の活動を提供する施設として広く市民に利用され、文化向上に寄与してきた。昭和37年（1962年）4月、より多くの市民の利用に寄与すると共に交通の便を考慮し、現敷地へ移転した。テレビもない時代に、映学会や演劇、ファッションショーなどの多彩な催し物が行われ、溢れるほどの市民が集まるという、まさに「文化の殿堂」的な施設であった。

昭和47年（1972年）5月本土復帰に伴う復帰特別措置法に基づき、日本政府より石垣市へ建造物のみ無償譲渡され、名称が「石垣市立文化会館」と改められた。

現在は施設の老朽化が進んでいるため、一部を除き利用を制限している。

(2) 石垣市平得公民館

所在地 石垣市字平得 256 番地
 設立年月日 昭和 61 年（1986 年）5 月
 構造 鉄筋コンクリート 2 階建て
 敷地面積 1,630 m² 建築床面積 720 m²

社会教育法第 21 条（公民館は市町村が設置する）に基づき、昭和 59 年（1984 年）12 月石垣市公民館設置条例が制定され、公立公民館として石垣市平得公民館が、昭和 60 年（1985 年）8 月 20 日起工、昭和 61 年（1986 年）5 月 25 日に落成した。

市民のために実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業等を行い、市民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的にその事業を推進している。

また、建築から 35 年が経過していることから、令和 2 年（2020 年）11 月に計画的な施設修繕による延命化を図るため「石垣市平得公民館施設個別計画」を策定した。

令和 6 年度生涯学習等年間事業計画

月	日(曜日)	事業名	場所
通年		社会教育学級の開催	
		学校家庭地域連携協力推進事業	
4	25 (木)	石垣市自治公民館連絡協議会 定期総会	市役所コミュニティルーム
	30 (火)	石垣市社会教育委員会議 臨時会議	教育委員会会議室 A
5	12 (日)	市民楽級「お母さんたちの体験教室」	平得公民館
	22 (水)	石垣市小学生・中学生教育交流事業(台湾蘇澳鎮)受入 ～26 日	市内
6	2 (土)	石垣市高齢者大学入学式	市役所コミュニティルーム
	4 (火)	石垣市小学生・中学生教育交流事業(台湾蘇澳鎮派遣)～9 日(日)	台湾蘇澳鎮
	15 (土)	高齢者大学第 2 回講座	市民会館中ホール
7	6 (土)	高齢者大学第 3・4 回講座	平得公民館
	14 (日)	学び遊び体験広場	市役所市民広場他
	23 (火)	家庭教育支援事業「親子水泳教室」	八島小学校
8	3 (土)	高齢者大学 1 年生 第 5・6 回講座	市役所コミュニティルーム
	4 (日)	高齢者大学 2 年生 第 5・6 回講座	市内

	5 (月)	石垣市小学生・中学生教育交流事業（岩手県北上市）受入 ～8日(木)	市内
	14 (水)	まいふなー教室（生成 AI 教室）	市役所大会議室 3
	21 (水)	まいふなー教室（望遠鏡作り）	市役所大会議室 3
	24 (土)	家庭教育支援事業「夏休み あーと体験」	市役所 市民広場
	27 (水)	まいふなー教室（英会話教室）	教育委員会会議室 A
	28 (木)	社会教育委員会議第 1 回定例会	教育委員会会議室 A
9	8 (日)	高齢者大学第 7・8 回講座	市民会館中ホール
	15 (日)	市民楽級「オヤジ達の体験教室」	福祉センター
10	5 (土)	高齢者大学 卒業式・修了式	市民会館
	12 (土)	石垣島探訪ウルトラウォーク ～13日(日)	市内
12	2 (月)	石垣市小学生・中学生教育交流事業（岩手県北上市）派遣 ～5日(木)	岩手県北上市
	7 (土)	やいまの伝統凧づくり教室 ～8日 (日)	平得公民館
	下旬	石垣市社会教育委員会議第 2 回定例会議	未定
		放課後子ども教室実施団体意向調査（12 月中）	
1	4 (土)	二十を祝う式典	市民会館大ホール
	12 (日)	新春凧あげ大会	未定
	下旬	沖縄県社会教育研究大会	本島南部地区
2	9 (日)	石垣市生涯学習フェスティバル	市役所市民広場、市民会館
	下旬	学校・家庭・地域連携協力推進事業第 2 回合同運営委員会	未定
3	中旬	石垣市社会教育委員会議第 3 回定例会議	未定
	下旬	石垣市自治公民館連絡協議会 会計監査	未定

第5章 伝統文化の保存継承

第1節 文化財課主要事業

文化財は、わが国の歴史、文化、自然等を正しく理解するために欠くことのできないものであると同時に、将来へ向けた文化の向上発展の基礎となるものである。

当課では、私たちの大切な文化財を保護・保存し、市民生活をよりいっそう文化的な潤いのあるものにしていくため、文化財の公開活用を推進していく。また、地域にある文化財に身近に接することにより、文化財に愛着を持ち、正しく次世代への継承に努める。

また、今日、社会が急激に変化していく中で、文化財を取り巻く環境も変化していることから、諸開発計画に対しては細やかな調整を進めていく。

当課の主要政策は次のとおりである。

○重点施策

	事業名	概要	時期	備考
1	真栄里宮鳥トーチカ跡記録保存事業	商業施設の建替えに伴い令和5年度に発掘調査を実施した戦争遺跡の資料を整理して報告書としてまとめる。	4月～3月	記念物係
2	平久保のヤエヤマシタン保護増殖事業	石垣島平久保のヤエヤマシタン自生地に生育する巨樹2本の樹勢等を調査診断し、処方箋に基づき害虫駆除や施肥等の回復措置を実施する。	4月～3月	文化財係
3	市内遺跡発掘調査事業	個人住宅兼共同住宅建築に伴い緊急に白保貝塚発掘調査を実施する。	4月～3月	記念物係
4	無形民俗文化財に係る用具等整備事業	文化庁補助金を活用し、地域の民俗芸能の用具整備等を行う。	4月～3月	文化財係
5	傷病カンムリワシ救護事業	傷を負って保護されたカンムリワシを、必要な治療が施せる体制を整える。	4月～3月	文化財係
6	開発調整事務	開発予定地内における文化財の有無確認の調査を行う。	4月～3月	記念物係
7	文化財保護啓発事業	自然観察会 戦跡めぐり 文化財めぐり	4月～3月	文化財係 記念物係
8	文化財防火デー防火訓練	文化財を火災から守ることを目的に、関係機関と連携し、防火訓練を実施する。	1月	文化財係
9	文化財維持管理	国・県・市指定文化財の維持管理及び環境美化を行う。	4月～3月	文化財係 記念物係
10	文化財保護パトロール	指定文化財のパトロールを実施する。	4月～3月	文化財係 記念物係

第 2 節 石垣市所在指定文化財一覧

(1)国指定文化財一覧

令和 6 年 8 月 14 日現在

No.	名称	種別	指定年月日	所在地（所有者）
1	コウノトリ	特別天然記念物	昭和31年7月19日	所在地、地域を定めず指定
2	アホウドリ	〃	昭和40年5月10日	〃
3	アカヒゲ	天然記念物	昭和45年1月23日	〃
4	オカヤドカリ	〃	昭和45年11月12日	〃
5	カラスバト	〃	昭和46年5月19日	〃
6	ジュゴン	〃	昭和47年5月15日	〃
7	セマルハコガメ	〃	〃	〃
8	リュウキュウキンバト	〃	〃	〃
9	いしがきまひらくぼ 石垣島平久保のヤエヤマシタン じせいち 自生地	〃	〃	石垣市字平久保平久保牧 2 3 4 番 1 のうち8566.32㎡
10	あらかわ 荒川のカンヒザクラ自生地	〃	〃	石垣市字桴海大田山林
11	みやらがわ 宮良川のヒルギ林	〃	〃	石垣市字宮良宮良川下流域
12	よねはら 米原のヤエヤマヤシ群落	〃	〃	石垣市字桴海大田山林
13	きゅうみやらどうんち 旧 宮良殿内	重要文化財 (建造物)	〃	石垣市字大川178
14	かびらかいづか 川平貝塚	史跡	昭和47年5月15日	石垣市字川平仲間原
15	みやらどうんちえん 宮良殿内庭園	名勝	〃	石垣市字大川178
16	キシノウエトカゲ	天然記念物	昭和50年6月26日	所在地、地域を定めず指定
17	イイジマムシクイ	〃	〃	〃
18	カンムリワシ	特別天然記念物	昭和52年3月15日	〃
19	ばるいせき フルスト原遺跡	史跡	昭和53年3月3日	石垣市字大浜フルスト、カンド ウ原
20	ごんげんどう 権現堂	重要文化財 (建造物)	昭和56年6月5日	石垣市字石垣285-2
21	いしがきしえん 石垣氏庭園	名勝	昭和58年10月27日	石垣市字新川287
22	かびらわんおよ おもとだけ 川平湾及び於茂登岳	〃	平成9年9月11日	石垣市字崎枝、字川平、字桴 海、字登野城、字平得、字真栄 里、字大浜、字宮良、川平湾内 の公有水面域
			平成27年10月7日	石垣市字崎枝、字川平、字平 得、字宮良、字名蔵
			平成28年10月3日	字登野城、字川平
23	きゅうわ うけ け ばか 旧 和宇慶家墓	重要文化財 (建造物)	平成12年5月25日	石垣市字大川宇志原1117-1

※ふりがなは一般的な呼称です。

No.	名称	種別	指定年月日	所在地（所有者）
24	さきしましょうひ ばんむい とおみばんしよ 先島諸島火番盛 遠見番所 ひらくぼとおみだい かびら ひばんむい (平久保遠見台・川平火番盛)	史跡	平成19年3月23日	石垣市字平久保234-48、字川平仲間原255-20、ほか
25	いしがきじまがわいがん つなみいしぐん 石垣島東海岸の津波石群 つなみ うふいし たか いし (津波大石・高こるせ石・あまたり や潮荒・安良大かね) すうあれ やすら うふ (バリ石)	天然記念物	平成25年3月27日	石垣市字大浜179-6、179-8、180、大浜1340-1、1342-1、桃里201-503、平久保234-5地先
			平成25年10月17日	石垣市字伊原間カニン原250-5地先
26	ひらくぼやすら 平久保安良のハスノハギリ群落	天然記念物	平成25年10月17日	石垣市字平久保安良234-1180、ほか
27	ンタナーラのサキシマスオウノキ ぐんらく 群落	〃	平成28年3月1日	石垣市字宮良2430-1、2343-2
28	やえやまくらもとえしがこうい(みやらあんせんきゅ 八重山蔵元絵師画稿類(宮良安宣旧 うぞう) 蔵)	重要文化財 (歴史資料)	令和元年7月23日	石垣市立八重山博物館
29	しらほさおねたばるどうけつせいせき 白保竿根田原洞穴遺跡	史跡	令和2年3月10日	石垣市字盛山東牛種子地内、石垣市字白保嘉良嶽地内

※ふりがなは一般的な呼称です。

(2)国選択文化財一覧

①記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

No.	名称	種別	選択年月日	保持団体
1	いしがきじましかむら 石垣島四ヶ村のプーリィ	無形民俗文化財	平成5年11月26日	登野城字会、大川字会、石垣字会、新川字会

(3)国の登録文化財

No.	名 称	種 別	登録年月日	所在地（所有者）
1	いりたけにしけじゅうたくおもや 入嵩西家住宅主屋、マイグスク、 いしがき いど 石垣、井戸	有形文化財 (建造物)	平成19年7月31日	石垣市字新川151 個人所有（入嵩西家）
2	とくやまけじゅうたくおもや 渡久山家住宅主屋、フリヤー、井 ど いしがき 戸、石垣	〃	平成19年10月2日	石垣市字大川340 個人所有（渡久山家）
3	やえやまみんぞくえんきゅうまきしけじゅうたくおもや 八重山民俗園旧牧志家住宅主屋	〃	平成19年12月5日	石垣市字名蔵967-1 あやばに株式会社
4	やえやまみんぞくえんきゅうもりたけじゅうたくおもや 八重山民俗園旧森田家住宅主屋	〃	〃	〃
5	なかもと していえん 仲本氏庭園	記念物 (名勝地関係)	平成24年1月24日	石垣市字石垣283-1、284、284-1 個人所有（仲本家）
6	いしがきやいまむらきゅうおほはまけじゅうたくおもや 石垣やいま村旧大浜家住宅主屋	有形文化財 (建造物)	平成27年11月17日	石垣市字名蔵967-1 あやばに株式会社
7	いしがきやいまむらきゅうきしやばけじゅうたくおもや 石垣やいま村旧喜舎場家住宅主屋	〃	〃	〃
8	う がんぎき 御神崎	記念物 (名勝地関係)	平成27年10月7日	石垣市字崎枝556-588、ほか

※ふりがなは一般的な呼称です。

(4)沖縄県指定文化財一覧

No.	名称	種別	指定年月日	所在地（所有者）
1	とうりんじ におうぞう 桃林寺仁王像	彫刻	昭和31年2月22日	石垣市字石垣285-1(桃林寺)
2	みさき おん 美崎御嶽	建造物	〃	石垣市字登野城32-1
3	みさき おん 美崎御嶽	史跡	〃	〃
4	みやとりおん 宮島御嶽のリュウキュウチシャノキ	天然記念物	昭和34年12月16日	石垣市字石垣228-1
5	コノハチョウ	〃	昭和44年8月26日	所在地、地域を定めず指定
6	なかすじむら おん あねったいかいがんりん 仲筋村ネバル御嶽の亜熱帯海岸林	〃	昭和47年5月12日	石垣市字川平ヒウッタ
7	アサヒナキマダラセセリ	〃	昭和53年4月1日	石垣島 西表島
8	やえ やまじょうふ 八重山上布	無形文化財 (工芸技術)	〃	八重山上布保存会
9	ひら え むらいせき 平得アラスク村遺跡	史跡	昭和56年8月13日	石垣市字平得中上原
10	やえ やまこてんみんよう 八重山古典民謡	無形文化財 (芸能)	昭和58年3月31日	八重山古典民謡保持者協会
11	ヨナグニサン	天然記念物	昭和60年3月29日	所在地、地域を定めず指定
12	とうざとおんだいせき 桃里恩田遺跡	史跡	平成2年2月2日	石垣市字桃里恩田161-44、 伊野田165-911
13	やえ やまてんとうぶよう 八重山伝統舞踊	無形文化財 (芸能)	平成16年5月14日	八重山伝統舞踊保存会
14	いしがきしかむら とのしろ はたがしらぼん 石垣四箇村 登野城の旗頭本	有形民俗文化財	平成19年6月19日	石垣市立八重山博物館(登野城 字会)
15	いしがきしかむら おおかわ はたがしらぼん 石垣四箇村 大川の旗頭本	〃	〃	石垣市立八重山博物館(大川字 会)
16	いしがきしかむら いしがき はたがしらぼん 石垣四箇村 石垣の旗頭本	〃	〃	石垣市立八重山博物館(石垣字 会)
17	いしがきしかむら あらかわ はたがしらぼん 石垣四箇村 新川の旗頭本	〃	〃	石垣市立八重山博物館(新川字 会)
18	しほんちゃくしよくとうにたく(ちねんさとぬしべーちん 紙本着色東任鐸(知念里之子親雲上 せいぎょう がぞう 政行) 画像	絵画	平成23年12月13日	石垣市立八重山博物館(知念家)
19	し ほんちゃくしよくみやひらちようまんが ぞう 紙本着色宮平長延画像	〃	〃	石垣市立八重山博物館
20	かいていでんせんりくあげしつあと でんしんや 海底電線陸揚室跡 (電信屋)	史跡	令和3年8月27日	石垣市字崎枝屋良部574-1

※ふりがなは一般的な呼称です。

(5)沖縄県指定無形文化財保持者一覧

No.	部門	保持者	認定日
1	やえやまこてんみんよう さんしん 八重山古典民謡（三線）	<u>大浜安伴</u> <u>玉代勢長傳</u>	昭和58年3月31日
		伊良皆高吉 <u>大浜みね</u> <u>大底朝要</u> 喜舎場英勝 岡山稔 <u>小波本直俊</u> <u>玉代勢泰興</u> 大工哲弘 <u>通事安京</u> <u>仲宗根長一</u> <u>宮良長定</u> <u>山里勇吉</u> <u>南風野喜作</u> <u>宮良長久</u> 宮良康正 宮良實義 <u>比屋根勇</u>	平成11年3月23日
		東筋秀盛 新井勝己 新城寛三 糸洌長章 浦崎宜浩 大浜修 金城英皓 黒島章 慶田盛宏 崎枝孫雄 仲上里隆夫 仲大底博也 仲宗根充 長間辰夫 東嵩西美寛 比屋根孝子 宮良長克 山城直吉 横目博二	平成27年6月30日
		新城浩健 稲福義男 大浜安則 黒島弘 小波本康夫 平良広治 玉代勢武 長浜寛 野原政俊 東金嶺等 眞栄里悟 前花雄二 宮野敬介 横目貞子	令和4年7月15日
2	やえやまじょうふ 八重山上布	<u>石垣英富</u> <u>石垣千代</u> <u>池城安祐</u> <u>与那国清介</u> <u>石垣英松</u> <u>大浜千代</u>	昭和53年4月4日
		<u>宮良ハル</u> 中村澄子 新垣幸子	平成3年7月22日
		平良蓉子 糸数江美子 松竹喜生子	平成26年5月16日
3	やえやまでんとうぶよう 八重山伝統舞踊	<u>森田吉子</u> <u>山森喜代子</u> <u>本盛秀</u> <u>宇根由基子</u>	平成16年5月14日
		赤嶺精子 新城知子 大盛和子 喜舎場慶子 慶田盛末子 登野城米子 堀切トキ 宮城千代 本仲征子 山盛久子 與那國久枝	平成27年6月30日
		宇根佳代 岡山睦子 荻堂久子 川井民枝 黒石高子 島袋トキ子 嵩原民子 比嘉美奈子 宮良治子 吉濱久枝	令和4年7月15日

※ふりがなは一般的な呼称です。

※下線部は物故者

(6)沖縄県指定無形文化財保持団体及び保護・保存団体一覧

No.	団体名	代表者名
1	やえやまこてんみんようほじしやきようかい 八重山古典民謡保持者協会	大浜 修
2	やえやまじょうふおほぞんかい 八重山上布保存会	新垣 幸子
3	やえやまでんとうぶようほぞんかい 八重山伝統舞踊保存会	新城 知子

(7)石垣市指定文化財

No.	名称	種別	指定年月日	所在地（所有者）
1	だい しょう 大マンゲー・小マンゲー	天然記念物	昭和47年5月8日	石垣市字桃里伊野田
2	ふきどうがわ ぐんらく 吹通川のヒルギ群落	〃	昭和48年1月13日	石垣市字野底新原
3	めん マユンガナシの面	有形民俗文化財	〃	石垣市立八重山博物館(伊原間公民館)
4	アダドゥナー	史跡	昭和55年10月31日	石垣市字宮良シモ原159
5	パイナーカー	〃	〃	石垣市字平得中村25、24-7
6	ふさきかんのんどうおよ しょうへん 富崎観音堂及びその周辺	〃	昭和62年3月26日	石垣市字新川富崎1605、1607、石垣市字新川奈良佐1641-38、1641-26
7	しゅう はか ハンナー主の墓	〃	昭和63年1月19日	石垣市字大川番名
8	いしすくやまざんきゅうぶ 石城山残丘部	〃	昭和63年2月16日	石垣市字大川番名
9	あらかわ はい すま ぼう 新川の南ヌ島カンター棒	無形民俗文化財	平成2年11月13日	新川字会
10	とのしろ うーどうくーどう 登野城の大洞小洞	〃	〃	登野城字会
11	かわらしょうもん 瓦証文	歴史資料	〃	石垣市立八重山博物館(前盛家)
12	さんよううじちようきあておおしゅうりおおやこしよく ほにん 山陽氏長季宛大首里大屋子職補任 じれいしよ 辞令書	古文書	〃	個人所有（石垣家）
13	ちようえいうじしんはんあておおしゅうりおおやこしよくほにんじれ 長栄氏真般宛大首里大屋子職補任 いしよ 辞令書	〃	〃	石垣市立八重山博物館
14	かりんうじけんえいあておおしゅうりおおやこしよくほにんじれ 夏林氏賢永宛大首里大屋子職補任 いしよ 辞令書	〃	〃	個人所有（仲本家）
15	さんよううじちようちあておおしゅうりおおやこしよくほにんじ 山陽氏長致宛大首里大屋子職補任 れいしよ 辞令書	〃	〃	個人所有（石垣家）
16	まつもううじとうかつあておおしゅうりおおやこしよくほにんじ 松茂氏當克宛大首里大屋子職補任 れいしよ 辞令書	〃	〃	個人所有（宮良家）
17	さんよううじちようえんあておおしゅうりおおやこしよくほにん 山陽氏長演宛大首里大屋子職補任 じれいしよ 辞令書	〃	〃	個人所有（石垣家）
18	かりんうじけんそくあておおしゅうりおおやこしよくほにんじれ 夏林氏賢則宛大首里大屋子職補任 いしよ 辞令書	〃	平成2年11月13日	個人所有（仲本家）

※ふりがなは一般的な呼称です。

No.	名称	種別	指定年月日	所在地（所有者）
19	まつもうじとうえんあておおしゅりおおやこしよくほにんじ 松茂氏當演宛大首里大屋子職補任 れいしよ 辞令書	古文書	平成2年11月13日	個人所有（宮良家）
20	かりんうじけんえいあておおしゅりおおやこしよくほにんじれ 夏林氏賢栄宛大首里大屋子職補任 いしよ 辞令書	〃	〃	個人所有（仲本家）
21	さんよううじちようぼうあておおしゅりおおやこしよくほにん 山陽氏長房宛大首里大屋子職補任 じれいしよ 辞令書	〃	〃	個人所有（石垣家）
22	かりんうじけんほうあておおしゅりおおやこしよくほにんじれ 夏林氏賢保宛大首里大屋子職補任 いしよ 辞令書	〃	〃	石垣市立八重山博物館（宮良家）
23	さんよううじちようゆうあておおしゅりおおやこほにんじれい 山陽氏長有宛大首里大屋子職補任 しよ 辞令書	〃	〃	個人所有(石垣家)
24	まつもうじとうそうあておおしゅりおおやこしよくほにんじ 松茂氏當宗宛大首里大屋子職補任 れいしよ 辞令書	〃	〃	個人所有（宮良家）
25	あか め みやとり おん 赤イロ目宮島御嶽	建造物	平成3年11月13日	石垣市字川平西村680-1
26	あか め みやとり おん 赤イロ目宮島御嶽	有形民俗文化財	〃	〃
27	やえやまじま おおあもまえおおあもよめ 八重山嶋大阿母前大阿母嫁まひな おおあもほにんじれいしよ（つけたりさんようせ まへの大阿母補任辞令書（付 山 いけいずかふ） 陽姓系図家譜）	古文書	〃	石垣市立八重山博物館（国吉家）
28	やえやまじま おおあもじよし 八重山嶋大阿母女子いんつめいへ おおあもほにんじれいしよ（つけたりさんようせいけいず の大阿母補任辞令書（付 山陽姓 かふ） 系図家譜）	〃	〃	石垣市立八重山博物館（国吉家）
29	たけはらけもんじよ 竹原家文書	〃	〃	石垣市立八重山博物館
30	さきえだあかさきかいづかしゆつどかいげんつうほう 崎枝赤崎貝塚出土開元通宝	考古資料	〃	石垣市教育委員会
31	いやすおん 米為御嶽	有形民俗文化財	〃	石垣市字登野城大栢1046-1
32	くばんとうおん 小波本御嶽	〃	〃	石垣市字登野城小波本1400
33	なかどうさんばん 仲道の三番アコウ	史跡	〃	石垣市字登野城636-2、636-3
34	おおたばるいせき 大田原遺跡	〃	平成8年11月12日	石垣市字名蔵大田原455-64
35	まじやんがー 真謝井戸	〃	〃	石垣市字白保東嘉手苅738
36	みやとりおん 宮島御嶽	有形民俗文化財	〃	石垣市字石垣平川下底若228-1

※ふりがなは一般的な呼称です。

No.	名称	種別	指定年月日	所在地（所有者）
37	くもーおん 小浜御嶽のリュウキュウチシャノ キ	天然記念物	平成8年11月12日	石垣市字宮良小波本968-1
38	ちゅう 中マンゲー	〃	平成10年8月12日	石垣市字桃里伊野田165-883
39	とのしろ 登野城のアンガマ面 ^{めん}	有形民俗文化財	平成16年12月24日	石垣市立八重山博物館(登野城 字会)
40	とうじんぼ ひ 唐人墓碑	歴史資料	〃	石垣市立八重山博物館
41	ふうすいしなんぼり 風水指南針	有形民俗文化財	平成16年12月24日	石垣市立八重山博物館
42	とみがわうえーかたやえやまじまふなでざれいちよう 富川親方八重山島船手座例帳	古文書	〃	〃
43	とみがわうえーかたやえやまじましょむらくじちよう 富川親方八重山島諸村公事帳 とうざとむら 桃里村	〃	〃	〃
44	とみがわうえーかたやえやまじましょむらくじちよう 富川親方八重山島諸村公事帳 こ み む ら 古見村	〃	〃	〃
45	とみがわうえーかたやえやまじましょむらくじちよう 富川親方八重山島諸村公事帳 かびらむら 川平村	〃	〃	〃
46	とみがわうえーかたやえやまじまくらもとくじちよう 富川親方八重山島蔵元公事帳	〃	〃	〃
47	よせやまうえーかたやえやまじまのうむちよう 与世山親方八重山島農務帳	〃	〃	〃
48	とみがわうえーかたやえやまじましょしまりちよう 富川親方八重山島諸締帳 みやらむら 宮良村	〃	〃	〃
49	とみがわうえーかたやえやまじましょしまりちよう 富川親方八重山島諸締帳 かびらむら 川平村	〃	〃	〃
50	みやぎしんゆうけ おぼえ 宮城信勇家 覚	〃	〃	〃
51	うえはらむらにんとうぜいうけとりちよう 上原村人頭税請取帳	〃	〃	〃
52	のそこ 野底のヤエヤマシタン ^{じせいち} 自生地	天然記念物	平成18年8月3日	石垣市字野底東田原800-1
53	やすむらけもんじょ 安村家文書	古文書	〃	石垣市立八重山博物館
54	おおはまむらはたがしらぼん 大浜村旗頭本	有形民俗文化財	〃	〃
55	とみのいせき 富野遺跡	史跡	平成19年3月23日	石垣市字桴海大田299-1
56	やすらむらあと おん 安良村跡の御嶽	有形民俗文化財	平成19年5月25日	石垣市字平久保安良347
57	野底御嶽（ヌスクオン）	〃	平成20年3月12日	石垣市字野底野底崎21-1
58	イシガキニイニイ	天然記念物	平成20年5月26日	所在地、地域を定めず指定

※ふりがなは一般的な呼称です。

No.	名称	種別	指定年月日	所在地（所有者）
59	きゅうとのしろじんじょうこうとうしょうがっこう 旧登野城尋常高等小学校の ほうあんてん 奉安殿	歴史資料	平成20年11月4日	石垣市字登野城村内290
60	なぐらしらみず せんそういせきぐん 名蔵白水の戦争遺跡群	史跡	平成21年3月30日	石垣市字名蔵シーラ原1355-83
61	きゅうもりやまむらあと おん 旧 盛山村跡の御嶽	〃	〃	石垣市字盛山盛山225-1
62	みやはまがわばる 宮良浜川原のヤラブ（テリハボ ク）並木	天然記念物	平成22年3月26日	石垣市字宮良浜川原987-4、 1046-3、1049-2、1049-4
			平成26年9月26日	字宮良浜川原1053-4内
63	たまよせそんぼんあてせんかくれつとうそうなんきゅうご 玉代勢孫伴宛尖閣列島遭難救護の かんしゃじょう 感謝状	歴史資料	平成23年12月28日	石垣市立八重山博物館
64	とよかわぜんさあてせんかくれつとうそうなんきゅうご かん 豊川善佐宛尖閣列島遭難救護の感 しゃじょう 謝状	〃	〃	石垣市立八重山博物館（豊川 家）
65	ふーしなーかまあと 黒石川窯跡	史跡	平成24年8月3日	石垣市字大川番名1500-1
66	あかんましゆー はか 赤馬主の墓	建造物	平成24年12月20日	石垣市字宮良ナーバカ原1131- 41
67	み え ず 御絵図	工芸	平成25年3月22日	石垣市立八重山博物館
68	み え ず 御絵図	歴史資料	〃	〃
69	ながたけ こ ぼ 長田家の古墓	建造物	平成26年10月27日	石垣市字石垣山座利918
70	ほし ず 星圖	古文書	平成27年3月30日	石垣市立八重山博物館
71	りゅういき たんさんえんたいせきぶつ フミダカーラ流域の炭酸塩堆積物	天然記念物	平成28年3月4日	石垣市字崎枝屋良部556-51、 ほか
72	ユムツインガー 世持井戸	史跡	令和2年11月25日	石垣市字大川中ノハカ102番地 （石垣市）

※ふりがなは一般的な呼称です。

第3節 市史編集事業

1 台湾大学所蔵（田代安定資料）収集・調査事業

(1) 田代安定資料について

田代安定資料とは、明治中期から後期にかけて、南洋諸島、沖縄島、宮古・八重山地域などを田代安定が調査した資料群で、八重山地域を対象とした資料が数多く含まれており、台湾大学図書館が所蔵している資料である。

(2) 事業概要

本事業は、田代安定資料について、台湾大学図書館、石垣市教育委員会及び学識経験者等で構成された田代安定資料調査会（事務局 市史編集課）が、共同で調査・研究し資料集を刊行するもの。令和5年12月5日に合作契約を締結した。

明治期における八重山の島々の様相等を明らかにし、八重山地域の歴史及び民俗文化の研究等に資する事を目的とする。全5巻を予定しており、第1巻は令和9年3月刊行予定で、令和13年3月まで順次刊行していく。

2 『石垣市史』各編の編集

(1) 『石垣市史 各論編 自然』の編集作業

石垣市の豊かな自然を構成する地形・地質・動植物・人との関わりなどを項目ごとに取り上げ、理解しやすく読みやすい内容となるよう編集作業を進めている。

(2) 『石垣市史 各論編 戦後開拓移民』の編集作業

戦後、石垣島の北西部を中心に開拓を目的とした移民の記録を後世に残すため、聞き取り調査、行政記録等資料調査を行っている。

(3) 『石垣市史 資料編 統計』の編集作業

『沖縄県統計書』を中心に、産業・流通・教育など分野ごとに解説を付けてとりまとめ、明治期から戦前までの八重山、石垣の状況を統計数値と解説で表わせるよう編集作業を進めている。

(4) 『石垣市史 各論編 民話』の編集作業

市内各地に伝わる民話の聞き取り調査、資料調査を行い、古くから口承されてきた民話やスマムニ（島言葉）に市民がより親しめる内容となるよう編集作業を進めている。

3 『石垣市史』関連図書の編集・発行

(1) 『石垣市史叢書』の編集・発行

石垣市の歴史・文化を考えていくうえで重要な内容を持つ資料を厳選し、より市民に分かりやすく親しんでいただけるよう、難読・難解といわれている古文書を翻刻し現代語訳をつけた「石垣市史叢書」の編集作業を進めている。

(2) 『石垣市史研究資料』の編集・発行

『石垣市史』を作成するために収集・調査した資料を市民に分かりやすく親しんでいただけるよう、「石垣市史研究資料」として編集・発行している。令和5年度は『石垣市史研究資料10 平得の民話』をテーマに、市民を対象とした第2回市史報告会を開催した。

4 『市政のあゆみ2～平成の記録～』（仮称）の編集・発行

昭和末期から平成期の石垣市政のあゆみを記録する書籍を市各部署と連携をとり、発行にむけ編集作業を行っている。

5 写真資料等の公開〈石垣市史デジタル資料室〉

『八重山写真帖』（平成13年度刊行）に使用した約1,560枚の写真をはじめ、これまで市史編集課が収集・保管してきた写真約6万3千枚をデータ化し、平成30年3月にWeb上に「石垣市史デジタル資料室」として開設、公開しており、今後、公開する写真資料を増やしていく。

6 歴史史料となる行政文書の収集・整理

市史編集課では、保存期限満了公文書（歴史史料となる文書）を平成7年度以降収集し、保管している。将来の公文書館等の設置を目指し、引き続き保存期限満了公文書の中から歴史史料となる文書を収集・保存していく。

7 その他

『石垣市史』刊行物の販売業務の推進

『石垣市史』刊行物は、委託販売契約を締結している市内及び沖縄本島の書店で販売している。

第4節 石垣市立八重山博物館の概要

1 沿革

昭和46年5月、石垣市議会において、祖国復帰記念事業の一環として石垣市立八重山博物館建設が決定され、昭和47年4月竣工。昭和47年10月18日に開館し、昭和58年3月、沖縄県立博物館に次ぎ沖縄県内で2番目の登録博物館となる。昭和58年3月、県内で、はじめてとなる「こども博物館教室」が開講した。平成24年8月、喜舎場永珣コレクションが寄贈された。

令和元年7月、「八重山蔵元絵師画稿類（宮良安宣旧蔵）」が国の重要文化財に指定された。

令和4年10月、博物館開館50周年を迎え、記念式典、講演会、企画展を開催した。

令和6年10月、「沖縄の染と織の至宝 桃原用昇コレクション八重山展」を開催する。

2 施設

- (1) 所在地 石垣市字登野城4番地1
- (2) 施設の概要 敷地面積 1,798.75 m² 延床面積 644 m²（本館）
- (3) 建物の内容 陳列室 305 m² 資料室 27 m² 地下所蔵庫 54 m²
特別陳列室 82 m² 事務室 109 m² その他 67 m²
- (4) プレハブ収蔵庫 103.68 m²（北仮第1収蔵庫） 116.55 m²（南仮第2収蔵庫）
- (5) 賃借収蔵庫（別敷地） 330 m²（賃借面積、所在：石垣市字大川548番地）
- (6) バンナ収蔵庫（別敷地） 245.0 m²（延床面積、所在：石垣市字登野城1208番地13）

3 運営方針

博物館法の理念に基づき、「地域に根ざし、地域に学び、地域に奉仕する」ことを目的に社会教育機関としての博物館の使命を果たすため、歴史、民俗、美術工芸に関する資料を収集、保管、展示し、教育的配慮のもとに市民の利用を積極的に推進する。

特に、常設展示は琉球弧における八重山文化圏に的を絞り、日本における南の表玄関としての特色を活かすように努力している。また、郷土学習を高めることを目的に、小学生を対象とした「こども博物館教室」、「こども手作り教室」や一般市民を対象に「博物館体験講座」、「博物館文化講座」を実施している。さらに、今年度、10月2日～20日の期間「沖縄の染と織の至宝 桃原用昇コレクション八重山展」を開催し、八重山上布や帯などの魅力を多くの市民に広く周知する。

4 収蔵品数（令和6年3月末現在）

記号	分類	点数
A	絵画	281
B	書跡	1,362
C	彫刻	6
D	建築	73
E	陶磁器	3,271
F	染織	261

記号	分類	点数
G	漆器	820
H	金工	57
I	歴史	6,315
J	貨幣	1,148
K	音楽芸能	145
L	装身具	93

記号	分類	点数
M	民俗	6,269
N	考古	400
O	武具	23
P	戦争資料	365
Q	自然	136
合計		21,025

5 入館者数（令和5年4月～令和6年3月）

月	常設展示							計	日 数
	有料				無料（免除申請含む）				
	一 般	学 生	団 体	団 体	一 般	学 生	児 童		
			（一般）	（学生）					
	200円	100円	160円	80円					
4	782	17	30	0	31	0	25	885	25
5	673	10	0	0	58	64	152	957	23
6	374	10	0	0	549	4	39	976	25
7	616	56	0	0	8	0	77	757	25
8	634	140	64	0	10	0	145	993	25
9	474	46	62	0	18	0	37	637	24
10	289	14	0	0	628	16	45	992	25
11	234	10	0	0	801	9	39	1,093	24
12	915	23	0	0	39	0	148	1,125	24
1	948	30	0	0	39	0	160	1,177	23
2	820	47	0	0	26	0	129	1,022	22
3	877	87	0	0	27	0	104	1,095	26
計	7,636	490	156	0	2,234	93	1,100	11,709	291

6 令和6年度 八重山博物館年間行事計画

(1) こども博物館教室 令和6年6月～令和7年3月（別表参照）

郷土の自然、歴史、文化について理解を深め、郷土に対する誇りと愛情を高める。小学校5年生対象で、今年度は42期生を迎えて開催する。

(2) 企画展 令和6年10月2日～約1ヵ月程度開催

「沖縄の染と織の至宝 桃原用昇コレクション八重山展」を開催し、展示される八重山上布等の魅力を市民に広く周知する。

(3) こども手作り教室 令和6年8月（1回開催予定）

郷土の伝統的玩具などについて、実際の制作体験を通して理解を深める。

(4) 博物館体験講座「民具作り」令和6年12月（2回開催予定）

民具やその他身近な素材を使った日用品の製作を体験することにより、郷土の民俗に理解を深めるとともに、次世代への継承を目的に、市民対象の講座を実施する。

(5) 文化講演会 令和6年10月

企画展と連動し、染織に関するテーマとした講演会を実施予定。

講師 新垣 幸子氏 祝嶺 恭子氏
 演題 「染織に関するテーマ」
 会場 石垣市立市民会館

(別表) 令和 6 年度 こども博物館教室

開催時期 (予定)	講座名	内容
6 月下旬	開講式	博物館職員紹介、受講生自己紹介
7 月中旬	第 1 回講座 八重山の年中行事	豊年祭を中心に八重山地域の年中行事について学ぶ。
7 月中旬	第 2 回講座 染色教室	八重山上布などの伝統文化を学び、実際に染色を体験する。
8 月	第 3 回講座 気象台見学	気象台施設の見学。台風や津波等の自然災害について学ぶ。
9 月	第 4 回講座 石垣島めぐり	石垣島各自の文化財・史跡を巡り、併せて植物等の観察を行う。
11 月中旬	第 5 回講座 自然観察	於茂登岳周辺の農道を散策しながら生物等を観察する。
12 月下旬	第 6 回講座 野鳥観察	石垣島に生息する野鳥を観察する。
1 月中旬～ 下旬	第 7 回講座 焼物教室	石垣島の土を原料に焼物作りを体験する
2 月上旬	第 8 回講座 和紙作り	石垣島に自生するアオガンピを原料に、和紙作りを体験する。
3 月中旬	修了式	終了証授与・記念撮影

第6章 石垣市立図書館の概要

1 経 緯

石垣市は、昭和60年「石垣市立図書館建設基金条例」を制定し、昭和62年に市制施行40周年記念事業の一環として図書館建設の具体的作業に着手した。昭和63年1月には、審議会の答申「石垣市立図書館建設基本構想」を受けて、同年4月に準備室を設置し、「石垣市立図書館建築専門委員会」が発足した。平成元年6月起工式、平成2年3月竣工、同年10月6日開館の運びとなった。平成4年には、日本図書館協会主催全国図書館大会において「第8回日本図書館建築大賞」を受賞している。また、沖縄振興特別推進交付金事業を活用して、戦火を逃れた貴重な地域の史料を収蔵保管するための4階書庫増設工事を実施し、平成26年に完成した。

令和2年には開館30周年を向かえ、令和3年からは移動図書館専用車両（こっかあら号）運行も始まった。令和5年度に沖縄振興特別推進交付金事業を活用して、エネルギー使用量を削減する省エネ推進のため館内使用照明のLED化を実施、令和6年度取替完了予定である。

2 施 設

- (1) 所在 石垣市浜崎町1丁目1番地 (TEL 0980-83-3862 FAX 0980-83-1645)



- (2) 施設概要

敷地面積	6,316.92 m ²	一般開架室	866 m ²	事務室	103 m ²	その他
建築面積	2,263.91 m ²	児童開架室	278 m ²	視聴覚室	120 m ²	
延床面積	2,911.55 m ²	展示室	60 m ²	和洋会議室	80 m ²	

3 運営概要

- (1) 運営方針

現代社会の多様化する市民のニーズに対応し、幼児からお年寄り、体の不自由な方まですべての市民が活用できる図書館を目指し、市民に寄り添った図書館資料の充実に努める。館内においては、専門的知識を持つ図書館員によるレファレンスサービスを提供する。

また、図書館の使命を十分に果たし、市民の知的要求に応えるために、沖縄県内をはじめとする図書館ネットワークを強化する。さらに、日本最南端の情報センターとして広い視野をもち、南の玄関口として情報発信の拠点づくりに努める。

なお、図書館は資料のみではなく、人との出会い・自己と向き合う空間でもある。社会教育施設としての役割を意識し、生涯学習の拠点として地域文化の活性化と発展に寄与することを目標とする。

(2) 事業

- ①一般図書、児童図書、雑誌、新聞、視聴覚資料、記録、その他の資料を収集し、整理して保管・活用を図る。
- ②読書案内を行うとともに読書相談、調査、研究に積極的に対応する。
- ③一般向け広報誌「南風」、児童向け広報誌「こっかあら」等の広報誌を編集、発行する。
- ④時事に関する情報提供をするとともに参考資料の紹介を行う。
- ⑤読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、展示会等を企画、開催する。
- ⑥乳児・幼児・児童対象の「だっこ DE おはなし会」「絵本の読み聞かせ会」「きてみて図書館」等を企画、開催する。
- ⑦他の図書館との情報交換やネットワーク化を密にし、相互貸借を行う。
- ⑧学校図書館やその他の機関に対する団体貸出を積極的に推進する。
- ⑨学校、博物館、市民会館、公民館、研究所等との連携・協力を推進する。
- ⑩地域図書館活動を積極的に支援する。
- ⑪こっかあらブックスタート事業を実施する。
- ⑫移動図書館専用車両を運行し、遠隔地での貸し出しを積極的に行う。

4 利用統計（令和 6 年 3 月末現在）

○蔵書内訳	一般書	133,283 冊	児童書	70,246 冊	紙芝居	1,778 冊
	郷土書	69,517 冊	雑誌	22,093 冊	AV	5,197 点
					蔵書総数	302,114 件

○蔵書数の推移（各年度末数）

令和元年	281,556 冊	令和 4 年	296,083 冊
令和 2 年	286,807 冊	令和 5 年	302,114 冊
令和 3 年	291,367 冊		

○利用状況 令和 5 年度年間利用者数 46,880 人 （一日平均利用者数 174.3 人）

○貸出状況 貸出数 206,799 冊 （一日平均貸出数 768.8 冊）
（市民一人平均貸出数 4.2 冊）

一般書	74,356 冊	児童書	106,775 冊	紙芝居	3,363 冊
郷土書	9,051 冊	雑誌	10,226 冊	AV	3,028 点
				貸出総数	206,799 件

第7章 石垣市立学校給食センターの概要

1 沿革

石垣市立学校給食センターは、学校給食業務を合理的に処理するため、昭和47年に小学校10校、中学校5校の計15校を計画対象とし、学校給食共同調理場として設立。

昭和48年12月から一部の学校(8校)を対象に給食業務を開始、昭和49年5月に2校、同年9月に5校を加え、当初計画15校の完全給食を実施した。

その後、平成6年4月に八島小学校、平成9年4月に真喜良小学校、同年9月に海星小学校を加え全18校となる。

平成26年4月に、字石垣真地原から字平得大俣において給食センターを建設し業務を開始した。また、平成29年8月から調理等作業業務の一部を民間委託している。

学校給食開始状況

昭和48年12月3日	平真小学校、名蔵小・中学校、白保小学校、大浜小学校、 宮良小学校、大浜中学校、白保中学校
昭和49年5月20日	川原小学校、大本小学校
昭和49年9月18日	新川小学校、石垣小学校、登野城小学校、石垣中学校、 石垣第二中学校
平成6年4月11日	八島小学校
平成9年4月9日	真喜良小学校
平成9年9月2日	海星小学校

2 現況

①所在地	石垣市字平得大俣1273番地459
②設立年度	平成26年度
③稼働能力	6,000食/日
④敷地面積	6,086.02㎡
⑤建物面積	2,262㎡
⑥建物型式	鉄筋コンクリート2階建
⑦建物内訳	1階 事務室、検収室、下処理室、調理室、洗浄室、ボイラー室、冷凍室、冷蔵室、コンテナ室 2階 会議室、見学用通路、職員休憩室
⑧施設設備	汚水処理施設、受電施設、高架水槽、ボイラー、蒸気回転釜、スチームコンベクションオーブン、自動揚げ物機、真空冷却機、食缶洗浄機、食器洗浄機、コンテナ洗浄機、球根皮剥機、野菜裁断機、フードカッター、シンク、調理台、配送コンテナ、熱風消毒食器保管庫、割卵機、備蓄用冷凍庫、冷蔵庫、包丁・まな板殺菌庫、電撃殺虫機
⑨車両	給食配送車5台、廃棄物処理車1台、事務連絡車1台

3 学校給食実施状況

(令和 6 年 5 月 1 日現在)

区分	学校数	学級数	児童・生徒・職員数	備考
小学校児童	13	125	3,208	
中学校生徒	5	51	1,579	
小・中学校職員			422	
給食センター職員			4	
民間委託業者職員			31	
計	18	174	5,244	

4 学校給食センター管理運営

①職員数 4 名

②運営委員会 定数 20 名（教育部長、関係学校校長 17 名、PTA 関係 2 名）

任務：学校給食センター運営に関する事項を審議する。

③献立の目安 米飯 4 回／週（月・火・木・金）、麺類 1 回／週（水）

④学校給食費の推移

	小学校		中学校	
	1 食あたり (円)	月額 (円)	1 食あたり (円)	月額 (円)
昭和 58 年度～昭和 60 年度	175	3,150	194	3,500
昭和 61 年度～平成元年度	195	3,500	215	3,850
平成 2 年度～平成 26 年度	205	3,700	225	4,050
平成 27 年度～	235	4,230	265	4,770

※月額：18 食で計算

令和 6 年度石垣市少子化対策給付事業学校給食費助成金単価（担当：学務課）

	市補助 (円)	国補助 (円)	計 (円)
小学校児童	59	0	59
中学校生徒	66	0	66

令和 6 年度 1 食あたり保護者負担額（徴収額）

	1 食あたり給食費 (円)	－	給食費助成金 (円)	=	保護者負担額 (円)
小学校児童	235	－	59	=	176
中学校生徒	265	－	66	=	199

第8章 石垣市青少年センター概要と主要事業

1 沿 革

平成4年4月石垣市役所民生部の中に青少年対策係を設置し職員2名を配置するとともに、子育て悩み相談員や青少年街頭指導員を委嘱し、青少年行政がスタートした。

その後、石垣市青少年センター設置条例(平成7年3月石垣市条例第15号)を制定し、青少年の非行、問題行動の早期発見と未然防止のための諸施策を展開。これまで、家庭、学校、地域及び関係機関・団体との連携を深め、青少年に関する指導、相談、環境浄化等の諸活動を行い、その健全な育成を図ってきた。現在、困難を抱える子ども若者支援や不登校児童生徒支援のための「子ども若者総合相談窓口」及び「登校支援・通所支援」、非行防止のための「街頭指導、環境浄化」を業務の核としている。

2 組 織

設置年月日	平成7年5月1日
条 例	平成7年石垣市条例第15号
主 管 部 局	石垣市教育委員会教育部いきいき学び課
所 在 地	沖縄県石垣市字大川14番地
電 話	①代表 0980-82-1116 (FAX 兼用) ②相談専用 0980-82-1030
配置職員	課長兼所長 1名、職員 2名 面接相談員2名、ユースワーカー7名、 スクールライフサポーター10名 石垣市子ども若者総合相談窓口相談業務等のスーパーバイザー2名
法 令 等	石垣市青少年センター設置条例・施行規則・公印規則 石垣市青少年センター運営協議会規則 石垣市青少年街頭指導員に関する要綱 石垣市青少年健全育成審議会規則 石垣市青少年健全育成関係機関連絡協議会運営要綱 石垣市子ども・若者支援地域協議会設置要綱 石垣市子ども若者総合相談窓口相談業務等のスーパーバイザー設置に関する規則 石垣市不登校対策等支援配置事業実施要項 (仮称)石垣市ユースセンター設置検討委員会設置要綱 石垣市子ども・若者総合相談窓口設置要綱

3 活動内容

(1) 子ども若者総合相談支援事業（沖縄振興特別推進交付金事業等）

石垣市に居住する社会生活を円滑に営む上で困難を有する0～39歳の子ども若者本人や保護者、関係者からの相談に対して、電話や来所、アウトリーチによる個別相談を実施。青少年センターに常駐するユースワーカーによる「子ども若者伴走支援プログラム」を通して、社会的自立にむけた支援も行う。また、関係機関で構成する「石垣市子ども・若者支援地域協議会」の円滑な運営及び支援機関との連携を図り、包括的、継続的な相談並びに支援等を実施する。これまで青少年センターで行ってきた教育相談や継続指導もこの事業に包括されている。

臨床心理士によるスーパーバイズを月1回開催し、子ども若者の支援者に対してもきめ細やかな相談体制を構築する。

■配置職員 臨床心理士 1名、相談支援員1名、ユースワーカー 7名

■相談窓口 石垣市子ども若者総合相談窓口

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

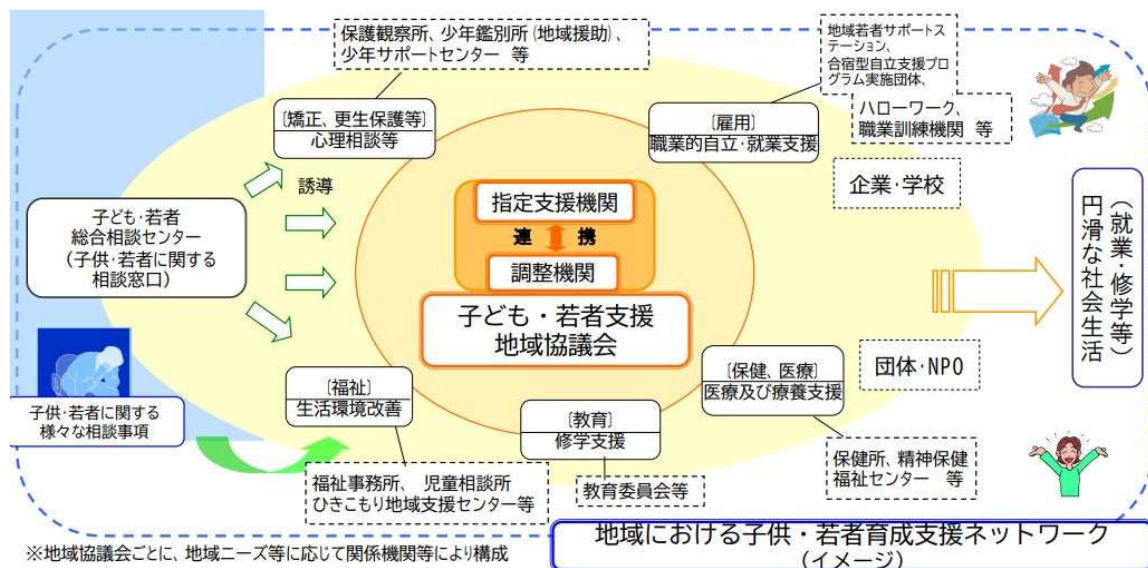
■子ども若者伴走支援プログラム

月・火・水・金曜日 午前9時～午後3時

木曜日 午前9時～午後12時

■相談窓口及びプログラム業務内容

- ①第一次的な窓口及び教育相談としての相談対応を行い、必要な情報の提供及び助言を行うこと。
- ②困難を抱える子ども若者の学校復帰や社会的自立を目的とした伴走支援プログラムを実施し、対象者の段階に応じた支援を行うこと。
- ③困難を抱える子ども若者や関係者のニーズを的確に把握すること。
- ④総合的な支援を行う際には、個人情報の提供等に関する同意を得た上で子ども・若者支援地域協議会の関係機関等へ確実につなぐこと。
- ⑤不登校児童生徒の早期自立を図るため、基本的な生活習慣の定着及び社会規範の遵守等を指導し、学校、家庭及び地域との連携を図り支援を行うこと。
- ⑥義務教育期以降に家庭や社会で孤立する若者を発見し、見守ると同時に適切な時期に適切な支援が行えるよう誘導すること。
- ⑦相談支援や伴走支援プログラム、青少年問題に関する情報収集、調査研究、研修、広報啓発等に関すること。
- ⑧その他目的を達成するために必要な事項に関すること。



(2) 青少年街頭指導

青少年センター職員を中心に、青少年の問題行動が発生しやすい繁華街、公園、ゲームセンター、カラオケボックス、学校周辺等での巡回指導を行い、非行の未然防止と早期発見、早期対応に努める。また、毎月1回、教育委員会が委嘱した街頭指導員が、学校区に分かれて定例夜間街頭指導を実施するとともに、イベント開催時や夏休み、卒業式の時には特別街頭指導を実施する。さらに、不審者対策のために、登下校時間帯の車両パトロールを実施する。

■石垣市青少年街頭指導員 約40名

■活動内容

- ①定例夜間街頭指導 毎月第3金曜日 午後8時～午後10時
- ②特別街頭指導 石垣市又は石垣市教育委員会の主催又は共催イベント等開催時、その他のイベント開催時等、南の島の星まつり、とうばらーま大会、石垣島まつり、中体連・中・高卒業式
- ③青色回転灯街頭指導 毎週水曜日 午後3時30分～午後4時30分

(3) 環境浄化

青少年を有害環境から守るために、酒、タバコ自動販売機の設置調査、カラオケ、貸しビデオ店、ゲームセンター、コンビニエンスストア、書店等の実態調査、繁華街、空き家等の溜まり場調査を行い、必要に応じて立ち入り調査を実施する。

■活動内容

- ①深夜営業店、興行場、酒類・たばこ等販売事業者等に対して、沖縄県青少年保護育成条例に基づく適切な管理運営等を促すほか、当然県民、市民が果たすべき責務を自覚し実践できるよう助言する。
- ②沖縄県が県内の青少年を取り巻く環境の実態を把握し、青少年のための環境整備を目的とする社会環境実態調査を行う。

- 有害図書販売・レンタル
- カラオケボックス
- 興行場（ゲームセンター、ボウリング場、ビリヤード場等）
- 漫画喫茶、インターネットカフェ等
- たばこ自動販売機

③石垣市青少年街頭指導員並びに県知事が指定する立入調査員と協力し、定例夜間街頭指導時等の機会にカラオケボックス、ゲームセンター、ボウリング場、コンビニ等への立入調査を行う。

④その他、各種イベント等の機会に広く市民に対しての広報・啓発を行う。

（４）石垣市不登校対策等支援員配置事業（沖縄振興特別推進交付金事業）

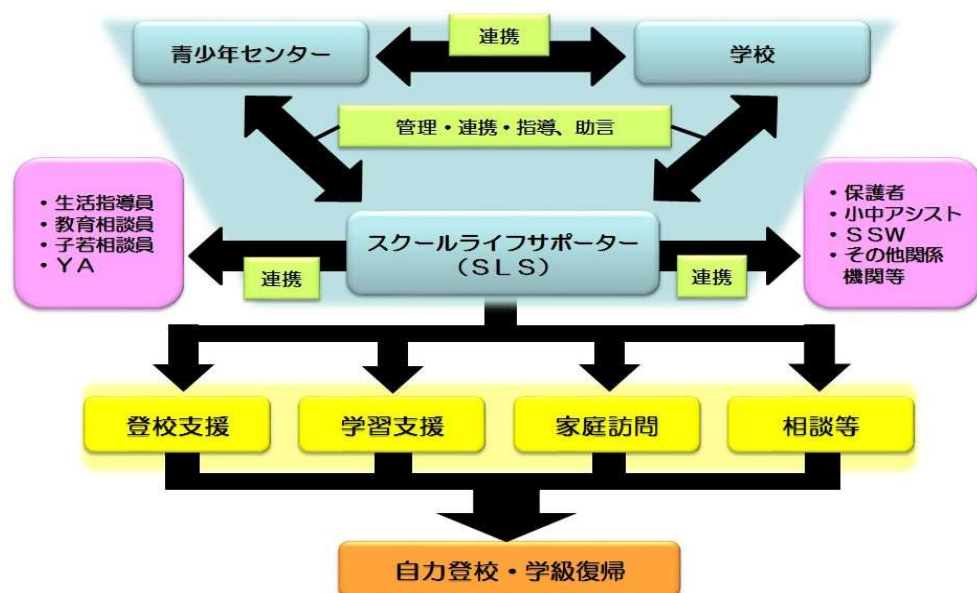
不登校問題やいじめ、非行等の未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことを目的として、スクールライフサポーターを学校に配置する。

また、あわせて教室に入ることの出来ない児童生徒に対して、学校内で孤立することがないように居場所づくり等、学校と協力し必要な支援を実施する。

■配置職員 スクールライフサポーター 10名

■業務内容

- ①不登校児童生徒等の登校支援や家庭訪問
- ②不登校児童生徒等の学校内における学習支援及び教育相談
- ③不登校児童生徒及び保護者や教職員等に対する相談、支援、情報の提供
- ④進級、進学等に伴う家庭・小学校・中学校との連携支援
- ⑤不登校児童生徒等の屋外体験活動や職場体験活動の支援
- ⑥ケース会議や生徒指導部会、教育相談部会等への参加並びに関係機関・団体等とのネットワークの構築、連携・調整等



(7) 石垣市子ども・若者支援地域協議会

子ども・若者育成支援推進法(平成 21 年法律第 71 号)第 19 条の規定に基づき、石垣市に居住する社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対し、地域の関係機関、団体及び個人がネットワークを形成し、相互に連携して総合的かつ継続的な支援の実施を図るために設置されている。

協議会が支援の対象とする子ども・若者とは、石垣市に居住する 0 歳以上 40 歳未満の者であって、社会生活を円滑に営む上で困難を有しており、地域の関係機関、団体、個人等が連携して総合的かつ継続的に支援する必要がある者をいう。

■構成機関 教育・福祉・保健・警察・矯正更生・雇用就労 (22 機関団体)

■活動内容 代表者会議 (年 2 回)、実務者会議 (年 4 回)、個別ケース検討会議 (随時)、個別相談会 (年 4 回)、ゆいりビング (毎週金曜日 16 時半～20 時)

(8) その他の業務

青少年の健全育成を図るうえで、石垣市青少年健全育成協議会の事務局を担当し、「青少年の深夜はいかい防止県民一斉行動」「社会を明るくする運動」の合同開催や八重山地区青少年育成市町民会議主催の「少年の主張大会」開催を支援する。

また、沖縄県青少年保護育成条例に基づく善行青少年、青少年健全育成功労者及び(社)日本善行会へ善行少年、成人善行者等の推薦を行う。

そのほか、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者が、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換及び適切な連携の下で支援の実現を図る。

○令和 5 年度青少年センター実績報告

1 石垣市適応指導教室入級及び石垣市青少年センター通所等検討委員会

(1)趣旨：適応指導教室入級及び青少年センター通所等について、小学校及び中学校から申請のある入級及び通所等について調査審議する

(2)構成員

1	教育部長	3	いきいき学び課
2	学校指導課	4	市立教育研究所

(3)開 催 : 15 回開催 (29 件)

2 教育相談 (教育相談員)

(1)概要：不登校、非行、怠学等の教育問題全般に関する相談の対応

(2)対象：就学中の児童生徒、保護者、関係者

相談のべ件数（R6年3月末）						
35件（同一相談者複数回相談含む）						
相談内容内訳	不登校	登校しぶり	情緒的混乱	いじめ	その他	合計
	28件	0件	1件	1件	5件	35件

* 不登校や登校しぶりに陥る複合的要因として情緒的混乱やいじめも含まれるが当初の相談理由ではない為、件数としてカウントしない。その他は非行行動に関する相談。

3 不登校等児童生徒支援内訳（生活指導員）

(1)概要：不登校児童生徒の在籍校復帰或いは自立等の直接的な支援

(2)対象：義務教育期までの児童生徒、保護者、関係者

支援対象児童生徒数

	登校支援	通所支援	体験通所	合計
小学生	1人	6人	2人	9人
中学生	2人	7人	1人	10人

支援・活動内訳（支援員2名が実施したのべ回数）

登校支援	34回
通所支援	915回
家庭訪問	13回

4 ユースアドバイザー事業

(1)概要：不登校、ニート、ひきこもり等の社会生活を円滑に営むうえで、困難を有する子ども・若者のワンストップ相談並びに訪問相談、家庭支援を軸とした自立支援

(2)対象：39歳までの子ども・若者、保護者、関係者

支援内容

支援合計	新規受付	前年度継続	年度内終結	次年度継続
59件	20件	39件	23件	36件

新規相談者内訳

10代未満	10代	20代	30代	不明	合計
5人	43人	3人	8人	0人	59人

新規相談内容（重複有）

不登校	ひきこもり	ニート	就学・就労	家族関係	対人関係	その他	合計
25件	22件	10件	0件	0件	4件	29件	90件

相談形態（新規・継続含む）

電話 相談	通所 来所	家庭 訪問	メール 相談	相談会・ 面談	登校 支援	同行 支援	関係 機関	合計
342 回	348 回	533 回	1267 回	107 回	166 回	60 回	338 回	3271 回

5 定例・特別夜間街頭指導

(1)概要：青少年の深夜はいかい防止、非行防止等を目的に石垣市青少年街頭指導員が当センターの街頭指導計画に基づき実施する。原則毎月1回の定例のほか、市主催等のイベント開催時等に特別街頭指導を実施し、真喜良～白保まで4～5名全5班で巡回指導する。

(2)実施結果

実施回数	指導件数				
	小学生	中学生	高校生	過卒生	合計
13 回	2 人	54 人	164 人	0 人	220 人

○新型コロナウイルスの影響により青少年センター職員のみで定例、特別街頭指導範囲全域で実施。

○指導件数全体では、昨年度（3月末）の256人から36人減（前年比▲14%）となっている。

○行為種別では、帰宅途中：121名（55%）、夜遊び：99人（43%）と大半を占めている。喫煙は前年度と同じ0人となっている。

6 石垣市不登校対策等支援員配置事業（S L S 配置事業）

○配置校

配置校	生徒数	支援児童生徒数 (実数)
真喜良小学校	287 人	29 人
新川小学校	364 人	15 人
石垣小学校	361 人	15 人
登野城小学校	687 人	21 人
八島小学校	234 人	13 人
石垣中学校	586 人	32 人
石垣第二中学校	568 人	39 人
大浜中学校	428 人	11 人

○支援回数（延べ）

	登校 支援 (回)	下校支援 (回)	特別室支援 (時間)	学級復帰支援 (時間)	家庭訪問	電話・ メール	会議 ・面談	その他
真喜良小	89	34	91.0	3,092.0	93	205	2	2
新川小	130	15	360.5	1,292.0	117	13	2	0
石垣小	10	0	86.0	135.5	4	10	37	81
登野城小	125	98	8,675.0	7,275.0	118	3,460	49	1
八島小	212	0	16.0	1,589.5	170	311	9	3
石垣中	125	133	403.0	329.5	336	2,433	1	113
石垣第二中	188	157	245.0	299.0	96	333	1	182
大浜中	188	182	364.0	876.0	281	269	0	2
合計	1,067	619	1,024.5	14,888.5	1,215	7,034	101	384

○令和 6 年 3 月末現在での不登校児童数（年間 30 日以上の欠席者で病気・経済的理由を除く）
（小学校）

	児童数	不登校児童数	不登校率
石垣市	3,303 人	101 人	3.1%
真喜良小学校	287 人	19 人	6.6%
新川小学校	364 人	16 人	4.4%
石垣小学校	361 人	2 人	0.6%
登野城小学校	687 人	25 人	3.6%
八島小学校	234 人	7 人	3.0%

（中学校）

	児童数	不登校児童数	不登校率
石垣市	1,707 人	162 人	9.5%
石垣中学校	586 人	41 人	7.0%
石垣第二中学校	568 人	58 人	10.2%
大浜中学校	428 人	53 人	12.4%

○S L S 配置後の不登校率の推移

(小学校)

	H30 年 (真喜良 配置開始)	R1 年	R2 年	R3 年 (石小配置 開始)	R4 年 (登小・平真 配置開始)	R5 年 (新小・八島 配置開始)
全国	0.70%	0.80%	1.00%	1.30%	1.70%	—
沖縄県	1.09%	1.24%	1.53%	1.88%	2.53%	—
石垣市	1.23%	1.41%	1.30%	1.42%	2.39%	3.10%
真喜良小学校	1.35%	1.69%	0.56%	2.75%	6.51%	6.60%
新川小学校	—	—	—	—	—	4.40%
石垣小学校	0.00%	0.54%	1.64%	0.54%	0.30%	0.60%
登野城小学校	—	—	—	—	1.20%	3.60%
八島小学校	—	—	—	—	—	3.00%

(中学校)

	H30 年 (石中配置開始)	R1 年	R2 年	R3 (石中配 置中止)	R4 (二中・大中 配置開始)	R5
全国	3.65%	3.90%	4.09%	1.30%	6.38%	—
沖縄県	4.18%	4.40%	4.30%	1.87%	5.97%	—
石垣市	5.09%	3.86%	4.33%	4.75%	9.25%	9.50%
石垣中学校	5.81%	4.52%	4.28%	3.65%	8.08%	7.00%
大浜中学校	—	—	—	—	12.36%	10.2%

※「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」
文部科学省より一部抜粋

○令和 6 年度 青少年センター年間事業計画表

月	日	曜日	事業名	場所	備考
通年		水	校区内巡回パトロール（毎週水曜日 15:00～16:00）	市街地	ユース ワーカー
		月～金	子ども若者相談窓口	青少年センター	沖振交
		月～金	子ども若者伴走支援プログラム	青少年センター	沖振交 ユース ワーカー
		月～金	登校支援・学習支援等（スクールライフサポーター）	青少年センター	沖振交
	月 1		石垣市子ども若者総合相談窓口相談業務等のスーパーバイズ	青少年センター	沖振交 第 2 金曜
	月 1		定例夜間街頭指導（5 月～翌年 3 月迄）	市街地	第 3 金曜
4	15	月	青少年の声作文応募受付開始		
	19	金	4 月期 S V （臨床心理士宮城氏への委嘱状交付有）	青少年センター	
	18	木	市立小中学校生徒指導主任研修会 （所管：学校指導課）	市役所コミュニティルーム	全小中学校
5	1	水	石垣市青少年育成協議会総会	市役所コミュニティルーム	
	10	金	5 月期 S V （臨床心理士松本氏への委嘱状交付有）	青少年センター	
	17	金	石垣市青少年街頭指導員委嘱状交付	市役所 第 1 会議室	
	30	木	子ども・若者支援地域協議会 （第 1 回代表者委員・実務者委員）	未定市役所コミュニティルーム	委嘱状交付他
	31	水	青少年の声作文応募締切		
6	14	金	6 月期 S V	結い心センター	
	15	土	第 1 回個別相談会		
	18	火	ユースワーカー研修	大瀨信泉記念館	
	19	水	青少年の声作文応募締切		
	28	金	青少年の声作文審査会	市役所 第 3 会議室	
7	6	土	青少年健全育成・社会を明るくする運動 石垣市民大会	市民会館中ホール	

7	12	金	7 月期 SV	結い心センター	
	19	金	「青少年の非行防止」県民一斉行動・青少年育成ボランティアによる一斉街頭指導	開会式：新栄公園	
8	8	木	青少年体験学習活動（SUMMER 教室） ～9 日（金）まで	青少年センター	2 日間
	10	土	特別夜間街頭指導（南の島の星まつり）	南ぬ浜町	
	16	金	8 月期 SV	結い心センター	
	29	木	子ども・若者支援地域協議会 （第 2 回実務者委員）	青少年センター	午前
9	15	日	特別夜間街頭指導（とうばらーま大会）	市街地	
	20	金	9 月期 SV	結い心センター	
	21	土	第 2 回子ども若者個別相談会	青少年センター	
10	11	金	10 月期 SV	結い心センター	予定
11	2・3	土・日	特別夜間街頭指導（石垣島まつり）	新栄公園	予定
	20	水	第 3 回子ども若者支援地域協議会 第 3 回実務者会議	市民会館中ホール	午前
12	1	水	青少年健全育成市民運動強化月間 ～1 月 31 日	市街地	
			社会環境実態調査 ～12 月 31 日 （報告書提出 1 月 31 日締切予定）	市街地	
	13	土	第 3 回子ども若者個別相談会		
1	4	土	二十歳を祝う式典（主幹：学び係）	市民会館	サポート
2	6	木	子ども・若者支援地域協議会 （第 4 回代表者・実務者委員合同会議）	市役所コミュニティルーム	
	7	金	2 月期 SV	結い心センター	
	8	土	第 2 回子ども若者個別相談会	結い心センター	
3	1	土	特別夜間街頭指導（三高校卒業式）		
	8	土	特別夜間街頭指導（中学校卒業式）		
	未定		S L S 配置事業報告		

令和 6 年度
資 料 編

令和6年度 幼稚園施設保有状況

令和6年5月1日現在

No.	幼稚園名	園児数			学級数	園舎面積（㎡）			保育室等数				保育室面積（㎡）	
		3歳	4歳	5歳		必要	保有	資格	保育	遊戯	職員	保健	保育	遊戯
1	みやまえ	－	－	1	1	307	397	－	3	1	1	－	168	80
2	あまかわ	－	0	2	1	307	516	－	2	1	1	1	132	132
3	かわはら	－	－	－	－	－	203	－	1	1	1	1	48	76
4	みやなが	－	－	－	－	－	203	－	1	－	1	－	144	－
5	しらほ	－	0	1	1	307	307	－	1	1	1	1	47	95
6	いのだ	－	－	－	－	－	150	－	1	1	1	－	40	72
7	なぐら	－	2	0	1	307	203	104	1	1	1	－	66	75
8	のそこ	－	4	5	1	516	203	313	1	－	1	－	101	－
9	あかし	－	1	2	1	516	203	313	1	1	1	1	56	80
10	おおかわ	－	3	11	1	516	322	194	2	1	1	1	128	96
計	10園	－	10	22	7	2,776	2,707	924	14	8	10	5	930	706

*かわはら・みやなが・いのだ・・・休園

令和6年度 小学校施設保有状況

令和6年5月1日現在

No.	学校名	児童数		学級数		校舎面積（㎡）			保有教室等数								保有教室等面積（㎡）			保有面積（㎡）						
		普通	特別支援	普通	特別支援	必要	保有	資格	普通教室	特別教室							普通	特別	多目的	屋内運動場	（その他）	水泳プール	（管理等）			
										理科	生活	音楽	図工	家庭	視聴覚	P C								図書	特活用	教相
1	富野小	8	0	3	0	1,326	531	795	3	1	—	—	1	—	—	—	1	—	—	156	244	—	600	—	—	—
2	吉原小	7	0	2	0	1,048	840	208	2	1	—	1	1	—	—	—	1	1	1	84	443	—	600	—	—	
3	川平小	37	2	5	2	1,875	585	1,280	6	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	289	184	—	680	—	400（173）	
4	崎枝小	5	1	2	1	1,216	855	361	3	—	—	1	1	1	—	—	1	—	—	172	513	—	—	—	—	
5	名蔵小	16	3	3	2	1,662	547	1,115	5	1	—	—	—	—	—	—	—	2	—	252	168	—	574	—	—	
6	新川小	327	14	12	3	4,385	5,231	—	15	1	—	1	1	1	—	—	1	5	1	971	1,366	—	1,215	—	400（100）	
7	石垣小	369	10	12	2	4,217	6,553	—	14	1	—	1	1	1	—	—	1	9	1	921	1,443	—	1,215	—	300（119）	
8	登野城小	639	34	22	6	6,527	5,507	1,020	28	1	—	1	1	1	1	1	1	2	1	1,999	845	—	1,049	—	400（160）	
9	平真小	595	29	20	7	6,349	3,189	3,160	27	1	—	1	—	1	—	—	1	2	1	1,737	866	—	1,215	—	300（218）	
10	大浜小	310	17	12	3	4,152	2,103	2,049	15	1	—	1	—	1	—	—	1	1	1	894	619	—	919（200）	—	300（159）	
11	川原小	28	3	3	2	1,662	1,036	626	5	1	—	1	—	1	—	—	1	1	1	307	429	—	701	—	—	
12	大本小	6	0	3	0	1,326	624	702	3	1	—	1	—	1	—	—	—	1	—	152	307	—	532	—	—	
13	宮良小	101	3	6	1	2,636	1,474	1,119	7	1	—	1	—	1	1	—	1	1	—	481	692	—	894	—	—	
14	白保小	120	3	6	1	2,636	1,555	1,081	7	1	—	1	—	1	—	—	1	1	—	439	595	—	797（200）	—	—	
15	伊野田小	10	1	2	1	1,347	1,393	—	3	1	—	1	—	1	—	—	1	3	—	142	596	180	894	—	—	
16	明石小	14	1	3	1	1,655	1,157	498	4	1	—	1	—	1	—	—	1	2	—	232	559	97	532	—	—	
17	野底小	16	2	4	2	2,043	906	1,137	6	1	—	1	—	1	—	—	1	—	—	331	263	—	894	—	—	
18	八島小	213	16	8	3	3,816	4,303	—	11	1	—	1	—	1	1	1	1	6	—	704	1,264	952	919（200）	400（153）	—	
19	真喜良小	295	16	12	3	4,600	4,897	—	15	1	1	1	—	1	1	1	1	5	—	1,154	1,263	1,176	919（200）	400（186）	—	
計	19校	3,116	155	140	40	54,478	43,286	15,151	179	17	1	16	6	16	7	10	18	41	8	11,417	12,659	2,405	15,149（800）	2,900（1,268）	—	

令和6年度 中学校施設保有状況

令和6年5月1日現在

No.	学校名	生徒数		学級数		校舎面積 (㎡)			保有教室等数										保有教室等面積 (㎡)				保有面積 (㎡)								
		普通	特別支援	普通	特別支援	必要	保有	資格	普通教室	理科	音楽	美術	技術	家庭科	外国語	視聴覚	P C	図書	特活	教育相談	進路資料	普通	特別	多目的	武道場	部室	屋内運動場	(その他)	水泳プール	(管理等)	
1	富野中	4	1	2	1	1,016	603	413	3	—	1	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—	149	182	—	—	—	—	—	—	—	—
2	川平中	23	5	3	2	2,486	1,175	1,311	5	1	1	1	1	1	—	—	—	—	—	1	—	306	473	—	—	—	—	—	—	—	—
3	崎枝中	1	1	1	1	1,016	500	516	2	1	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—	99	163	—	—	—	830	—	—	—	—
4	名蔵中	11	1	3	1	1,667	1,061	606	4	1	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	154	733	—	—	—	320	—	—	—	—
5	石垣中	519	23	15	3	6,459	5,946	513	18	2	2	2	2	2	—	1	—	1	5	1	1	1,201	2,234	475	350	350	1,222	(200)	400	(137)	
6	石垣第二中	543	22	16	4	6,281	4,878	1,403	20	2	2	2	2	2	—	—	1	3	1	2	1,354	2,454	—	450	262	1,476	(220)	400	(156)		
7	大浜中	379	22	12	4	5,801	3,509	2,292	16	1	2	2	1	2	—	1	—	1	4	1	—	1,102	1,431	—	450	—	1,366	—	400	(180)	
8	白保中	54	5	3	2	2,486	1,615	871	5	1	1	1	1	1	—	1	—	1	1	—	—	264	892	—	—	—	1,138	—	400	(173)	
9	伊原間中	22	1	3	1	2,318	1,729	589	4	1	1	1	1	1	1	—	1	1	1	—	—	252	956	—	350	—	830	(200)	400	(129)	
計	9校	1,556	81	58	19	29,530	21,016	8,514	77	10	11	10	10	11	1	3	3	6	16	5	3	4,881	9,518	475	1,600	612	7,182	(620)	2,000	(775)	

令和6年度 石垣市小学校・中学校・幼稚園 一覧

小中併置校

※TEL・FAX市外局番（0980）

学校名	校長名	TEL	FAX	E-mail	所在地
富野小中学校	伊舎堂 用右	88-2143	84-4976	tomino-st@ishigaki.ed.jp	桴海299-45
川平小中学校	比嘉 正樹	88-2141	88-2621	kabira-st@ishigaki.ed.jp	川平969
崎枝小中学校	下地 和美	88-2142	84-4558	sakieda-st@ishigaki.ed.jp	崎枝530-18
名蔵小中学校	入嵩西 清幸	82-4113	82-4200	nagura-st@ishigaki.ed.jp	名蔵243

小学校

学校名	校長名	TEL	FAX	E-mail	所在地
吉原小学校	高木 健一郎	88-2144	88-2147	yoshihara-s@ishigaki.ed.jp	川平1218-137
新川小学校	大浜 公三枝	82-4354	82-0733	arakawa-s@ishigaki.ed.jp	新栄町74
石垣小学校	真玉橋 真由美	82-2107	83-6331	ishigaki-s@ishigaki.ed.jp	石垣204
登野城小学校	大浜 譲	83-2307	83-7055	tonoshiro-s@ishigaki.ed.jp	登野城290
平真小学校	池田 幸作	82-3263	82-0759	heishin-s@ishigaki.ed.jp	平得174
大浜小学校	仲地 みゆき	82-3948	82-3548	oohama-s@ishigaki.ed.jp	大浜182
川原小学校	西島本 貴子	82-4108	83-1802	kawahara-s@ishigaki.ed.jp	大浜2064-356
大本小学校	與世山 操	82-6315	84-1860	oomoto-s@ishigaki.ed.jp	真栄里1111
宮良小学校	石田 美喜子	86-7016	86-7392	miyara-s@ishigaki.ed.jp	宮良327
白保小学校	松尾 望	86-7840	86-7396	shiraho-s@ishigaki.ed.jp	白保73-1
伊野田小学校	前泊 康史	86-7850	86-7319	inoda-s@ishigaki.ed.jp	桃里168-56
明石小学校	神谷 貴子	89-2142	84-5275	akaishi-s@ishigaki.ed.jp	伊原間249-17
平久保小学校		89-2143	89-2261	hirakubo-s@ishigaki.ed.jp	平久保77
野底小学校	大浜 寛	89-2144	89-2079	nosoko-s@ishigaki.ed.jp	野底138-1
八島小学校	石垣 永一	83-4184	84-2529	yashima-s@ishigaki.ed.jp	八島町2-3
真喜良小学校	磯部 大輔	83-6850	83-3774	makira-s@ishigaki.ed.jp	新川2018-2
海星小学校	崎山 麻希	82-4482	82-4482		大川67

中学校

学校名	校長名	TEL	FAX	E-mail	所在地
石垣中学校	石垣 史昭	82-3070	82-4653	ishigaki-t@ishigaki.ed.jp	新川217
石垣第二中学校	與世山 淳	83-1953	82-4349	ishigakidaini-t@ishigaki.ed.jp	登野城1078
大浜中学校	仲地 秀将	82-3949	88-5905	oohama-t@ishigaki.ed.jp	大浜103
白保中学校	宮良 篤	86-7841	86-7841	shiraho-t@ishigaki.ed.jp	白保268-35
伊原間中学校	當銘 武志	89-2141	89-2244	ibaruma-t@ishigaki.ed.jp	伊原間28

幼稚園

園名	園長名	TEL	FAX	E-mail	所在地
みやまえ幼稚園	真玉橋 真由美	82-2385	電話兼用	miyamae-y@city.ishigaki.okinawa.jp	新川282
あまかわ幼稚園	石垣 永一	82-2497	電話兼用	amakawa-y@city.ishigaki.okinawa.jp	八島町2-3
かわはら幼稚園	休園	82-9729	電話兼用	kawahara-y@city.ishigaki.okinawa.jp	大浜2064-356
みやなが幼稚園	休園	86-7714	電話兼用	miyanaga-y@city.ishigaki.okinawa.jp	宮良327
しらほ幼稚園	松尾 望	86-7011	電話兼用	shiraho-y@city.ishigaki.okinawa.jp	白保181
いのだ幼稚園	休園	86-8904	電話兼用	inoda-y@city.ishigaki.okinawa.jp	桃里168-56
なぐら幼稚園	入嵩西 清幸	83-1880	電話兼用	nagura-y@city.ishigaki.okinawa.jp	名蔵243
のそこ幼稚園	大浜 寛	89-2336	電話兼用	nosoko-y@city.ishigaki.okinawa.jp	野底138-1
あかし幼稚園	神谷 貴子	89-2249	電話兼用	akashi-y@city.ishigaki.okinawa.jp	伊原間249-17
おおかわ幼稚園	大浜 譲	83-0905	電話兼用	ookawa-y@city.ishigaki.okinawa.jp	大川100
海星幼稚園	屋比久 千秋	82-2373	電話兼用	kaisei@mco.ne.jp	大川68

こども園

園名	園長名	TEL	FAX	E-mail	所在地
へいしんこども園	宮良 みゆき	82-3211	電話兼用	heishin-k@city.ishigaki.okinawa.jp	平得174-3
おおはまこども園	砂川 みゆき	82-5529	電話兼用	oohama-k@city.ishigaki.okinawa.jp	大浜182
まきらこども園	清水 恵子	82-8244	電話兼用	makira-k@city.ishigaki.okinawa.jp	新川2357-1
あらかわこども園	神谷 尚美	82-2387	電話兼用	arakawa-k@city.ishigaki.okinawa.jp	新栄町74
かびらこども園	下里 奈緒美	88-2655	電話兼用	hoiku-kabira@city.ishigaki.okinawa.jp	川平831-1

令和6年度 幼稚園・こども園別在籍数

市立幼稚園（令和6年5月1日現在）

園名	3歳児			4歳児			5歳児			合計			定員				預かり保育	
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	3	4	5	計	男	女
みやまえ							0	1	1	0	1	1			35	35		
あまかわ				0	0	0	1	2	1	1	2	1		25	35	60		
しらほ				0	0	0	1	0	1	1	0	1		10	20	30		
なぐら				2	0	2	0	0	0	2	0	2		10	15	25		
のそこ				2	2	4	3	2	5	5	4	9		10	15	25	5	3
あかし				0	1	1	1	2	0.5	1	2	3		10	15	25	1	2
おおかわ				0	3	3	6	5	11	6	8	14		25	35	60		
合計	0	0	0	4	6	10	12	10	22	16	16	32		90	170	260	6	5

市立認定こども園（令和6年5月1日現在）

園名	3歳児			4歳児			5歳児			合計			定員
おおはま	3	9	12	16	7	23	16	11	27	35	27	62	80
まきら							7	11	18	7	11	18	30
へいしん	10	8	18	7	11	18	8	16	24	25	35	60	72
あらかわ	8	10	18	16	5	21	14	12	26	38	27	65	80
かびら	3	2	5	3	3	6	6	5	11	12	10	22	47
合計	24	29	53	42	26	68	51	55	106	117	110	227	309

市立幼稚園・認定こども園合計

	3歳児			4歳児			5歳児			合計		
合計	24	29	53	46	32	78	63	65	128	133	126	259

※のそこ幼稚園では、あかし幼稚園と合同預かり保育を実施。

私立幼稚園（令和6年5月1日現在）

園名	3歳児			4歳児			5歳児			合計			預かり保育
海星	8	13	21	11	15	26	17	15	32	36	43	79	24

令和6年度 石垣市立小学校・中学校 学校別学級数・児童生徒数

令和6年5月1日現在

小学校	1年		2年		3年		4年		5年		6年		特別支援学級					計		
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数				学級数	児童数	実学級数	標準学級数
													知的	言語	情緒	その他				
富野	1	0.5	1	0.5	1	0.5	3	0.5	1	0.5	1	0.5	0	0	0	0	0	8	3	3
吉原	1	0.5	3	0.5	1	0.5	2	0.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	2	2
川平	2	1	7	1	(1) 10	1	7	0.5	6	0.5	6	1	1	0	0	0	1	(1) 38	(1) 6	6
崎枝	2	0.5	1	0.5	1	0.5	0	0.5	1	1	1	0	1	0	0	0	1	(1) 6	(1) 4	3
名蔵	3	0.5	3	0.5	(2) 4	0.5	3	0.5	(1) 2	0.5	4	0.5	2	0	0	1	2	(3) 19	(2) 5	5
新川	(3) 60	2	58	2	(4) 63	2	(2) 56	2	(3) 54	2	(2) 50	2	4	0	10	0	3	(14) 341	(3) 15	15
石垣	(1) 69	2	(1) 65	2	(3) 68	2	(3) 58	2	(1) 62	2	(4) 57	2	5	0	5	0	2	(10) 379	(2) 14	14
登野城	(5) 100	3	(5) 113	4	(4) 103	3	(7) 115	4	(4) 123	4	(9) 119	4	18	0	14	2	6	(34) 673	(6) 28	27
平真	(3) 119	4	(4) 101	3	(7) 123	4	(7) 88	3	(6) 104	3	(9) 89	3	17	1	14	1	7	(29) 624	(7) 27	26
大浜	(3) 56	2	(2) 55	2	(3) 53	2	(3) 56	2	(4) 66	2	(2) 41	2	8	0	9	0	3	(17) 327	(3) 15	14
川原	3	0.5	5	0.5	9	0.5	(2) 4	0.5	4	0.5	6	0.5	2	0	1	0	2	(3) 31	(2) 5	5
大本	0	0	1	1	1	0.5	1	0.5	1	0.5	2	0.5	0	0	0	0	0	6	3	3
宮良	20	1	(1) 16	1	18	1	(2) 19	1	12	1	19	1	0	0	3	0	1	(3) 104	(1) 7	7
白保	(1) 24	1	19	1	25	1	18	1	(1) 20	1	(1) 17	1	0	0	3	0	1	(3) 123	(1) 7	7
伊野田	0	0	2	0.5	3	0.5	0	0	(1) 4	0.5	2	0.5	0	0	1	0	1	(1) 11	(1) 3	3
明石	(1) 3	0.5	4	0.5	3	0.5	1	0.5	2	0.5	2	0.5	1	0	0	0	1	(1) 15	(1) 4	4
平久保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野底	1	1	8	1	3	0.5	(1) 5	0.5	(1) 4	0.5	1	0.5	1	0	1	0	2	(2) 22	(2) 6	6
八島	25	1	(2) 31	1	(5) 49	2	(1) 37	2	(3) 37	1	(5) 35	1	7	0	9	0	3	(16) 214	(3) 11	11
真喜良	(2) 38	2	(2) 37	2	(4) 42	2	(2) 44	2	(5) 59	2	(1) 49	2	6	0	10	0	3	(16) 269	(3) 15	14
計	(19) 527		(18) 530		(30) 580		(23) 517		(30) 562		(34) 501		73	1	80	4	39	(154) 3,217	(39) 180	175

中学校	1年		2年		3年		特別支援学級					計		
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数				学級数	生徒数	実学級数	標準学級数
							知的	言語	情緒	その他				
富野	3	1	0	0	(1) 2	1					1	(1) 5	(1) 3	3
川平	6	1	(4) 12	1	(1) 10	1					3	(5) 28	(2) 5	5
崎枝	(1) 1	1	1	1	0	0					1	(1) 2	(1) 3	2
名蔵	(1) 4	1	4	1	4	1					1	(1) 12	(1) 4	4
石垣	(10) 168	5	(9) 195	5	(4) 179	5					15	(23) 542	(3) 18	18
石垣第二	(9) 196	6	(9) 192	5	(4) 177	5					11	(22) 565	(4) 20	19
大浜	(7) 128	4	(10) 139	4	(5) 134	4					9	(22) 401	(5) 17	16
白保	(3) 25	1	(1) 15	1	(1) 19	1					1	(5) 59	(2) 5	5
伊原間	(1) 11	1	3	1	9	1					0	(1) 23	(1) 4	4
計	(32) 542		(33) 561		(16) 534						42	(81) 1,637	(20) 79	76

※（ ）は特別支援学級の児童生徒数・学級数の内数 ※複式学級数は0.5で表示

幼稚園児数の動態（過去10年間）

各年6月1日現在

園名	3歳児						4歳児						5歳児																	
	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
わかば										17	7	7	6	8	11	9					16	15	7	8	6	7	10			
みやまえ	18	17	10	5	2	4	3			17	20	24	12	9	6	4	4	2			27	26	22	20	11	7	6	7	7	1
みやとり											11	8	3	3							25	25	27	12	9					
やえやま										20	23		6	4							31	33	47	8	11					
あまかわ										16	25	14	7	3	4	1	2	0			28	35	35	21	15	9	4	1	2	2
かわはら										0	1	3	1								2	0	2	4	0					
みやなが										5	11	2	0	3	1	1	0				19	7	16	6	1	5	2	1		
しらほ										4	11	9	4		1	1	0	1	0		14	11	20	12	4	0	1	2	0	1
いのだ										3	3	2	2	1	1	2	0	3			2	3	2	1	2	1	2	2	0	
ひらくぼ										1	0	1	1	0							0	1	0	1	1					
なぐら										2	0	2	0	1	0	1	0		2		0	2	2	3	0	1	0	1	0	0
のそこ										1	3	2	3	0	2	5	0	3	4		5	1	8	2	3	1	2	6	0	5
あかし										2	5	3	2	4	4	3	5	2	1		4	2	5	2	3	4	4	3	3	2
おおかわ											6	5	9	4	7	6	3	3	3		35	49	33	24	24	19	20	10	7	11
合計	18	17	10	5	2	4	3			88	126	82	56	40	37	33	12	16	10		208	210	226	124	90	54	51	32	18	22

※閉園：わかば・やえやま・みやとり・ひらくぼ 休園：かわはら・みやなが・いのだ

※認定こども園

へいしん				20	20	20	18	19	18					26	22	26	26	27	18	88	90	83	29	26	30	26	25	25	24
おおはま	9	19	20	20	16	20	16	14	12			5	19	25	23	23	24	23	23	46	40	35	35	30	27	30	23	24	27
まきら	12	10	7	20	19	14	10				10	17	16	19	22	16	19	13	0	46	52	33	34	30	22	26	20	18	18
あらかわ					17	19	15	18	18						24	21	19	25	21	55	65	59	15	8	30	29	22	25	26
かびら								11	8	5							5	11	6								11	5	11
合計	21	29	27	60	72	73	70	59	53	0	15	36	41	68	93	86	92	100	68	235	247	210	113	94	109	111	101	97	106

児童生徒数の動態（過去10年間）

市立小学校

各年5月1日現在

学校名	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
富野小	8	10	10	7	9	8	9	8	7	8
吉原小	13	12	21	23	22	12	12	11	10	8
川平小	43	59	60	52	43	38	43	44	40	7
崎枝小	17	12	9	6	7	10	7	8	8	38
名蔵小	35	32	27	22	26	25	20	21	23	6
新川小	450	447	425	430	404	394	378	379	365	19
石垣小	331	356	354	356	372	367	364	376	367	341
登野城小	530	538	568	586	623	642	676	661	677	379
平真小	651	676	637	612	626	643	611	628	602	673
大浜小	339	341	344	334	310	326	327	324	321	624
川原小	18	19	22	18	23	22	22	28	29	327
大本小	12	11	9	9	7	9	6	6	7	31
宮良小	134	134	131	136	134	116	113	103	103	6
白保小	110	108	113	114	112	109	114	115	125	104
伊野田小	25	22	18	17	18	16	13	13	15	123
明石小	21	23	23	26	23	19	22	23	16	11
平久保小	9	8	8	5	4	4	0	0	0	15
野底小	37	37	31	34	25	23	19	19	28	22
八島小	283	284	286	282	268	248	236	235	231	214
真喜良小	352	358	379	369	352	356	327	312	287	269
合計	3,418	3,487	3,475	3,438	3,408	3,387	3,319	3,314	3,261	3,225

市立中学校

各年5月1日現在

学校名	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
富野中	6	10	8	9	5	7	7	7	3	5
川平中	17	15	19	16	21	23	23	22	25	28
崎枝中	7	7	8	7	5	3	4	4	4	2
名蔵中	17	12	16	16	20	15	16	13	14	12
石垣中	575	520	529	519	550	536	575	569	588	542
石垣第二中	472	470	457	484	464	492	526	567	565	565
大浜中	390	405	403	408	417	420	442	439	424	401
白保中	55	57	58	61	59	59	53	52	52	59
伊原間中	31	35	40	37	42	32	37	32	25	23
合計	1,570	1,531	1,538	1,557	1,583	1,587	1,683	1,705	1,700	1,637

令和6年度 学校医・学校歯科医・学校薬剤師 一覧

	氏名	所属	担当学校		
			幼	小	中
学 校 医	くまさか やすま 熊坂 泰磨	のびのび子育て くまさか医院	みやまえ・おおかわ おおはまこども		
	うえはら ひでまさ 上原 秀政	上原内科医院		登野城	石垣第二・白保
	おだ やすお 小田 泰雄	小田内科医院	へいしんこども	平真・大浜	
	きどころ のぞみ 城所 望		なぐら まきらこども	名蔵・石垣・川原・大 本・真喜良	名蔵・石垣
	すずき あきら 鈴木 光	大浜診療所	しらほ あらかわこども	宮良・新川・白保	
	てるや ひろし 照屋 寛	てるや内科胃腸科			大浜
	にいむら せいよう 新村 政昇	にいむら内科胃腸科 クリニック	あまかわ	八島	
	のむら よしのぶ 野村 義信	聖紫花の杜	のそこ・あかし かびらこども	富野・川平・崎枝・ 吉原・伊野田・明石・ 野底	富野・川平・崎枝・ 伊原間
学 校 歯 科 医	すながわ あきお 砂川 明穂	すながわ歯科医院	あかし	石垣・明石	伊原間
	もりおか しげゆき 森岡 成行	森岡歯科医院	あらかわこども	新川	
	みやら よしひろ 宮良 善博	みやらデンタル クリニック	へいしんこども	平真	
	うえた たけし 上江田 武		おおかわ・のそこ	富野・登野城	富野・石垣第二
	しおがい せいいち 塩谷 清一	しおがい歯科医院	みやまえ		
	すながわ かずのり 砂川 和徳	サザン歯科クリニック	あまかわ	川原・大本・伊野田・ 八島	
	かな けんぎ 漢那 憲宜	かな歯科クリニック	まきらこども	真喜良	石垣
	やましる やすたか 山城 安貴	やましる歯科クリニック	なぐら かびらこども	川平・崎枝・名蔵・ 吉原	川平・崎枝・名蔵
	うちだ よしやす 内田 吉保	ミルク歯科医院	しらほ おおはまこども	大浜・宮良・白保	大浜・白保
学 校 薬 剤 師	しばた たくや 柴田 拓也	柴田ファミリー歯科		登野城	
	みやら よしろう 宮良 善朗	なみき薬局	のそこ へいしんこども	富野・平真・野底	富野・大浜
	やましる あつし 山城 専	はと薬局	おおかわ かびらこども	川平・崎枝・吉原・ 登野城	川平・崎枝
	こうち よしのぶ 幸地 良信	幸地薬局	あまかわ	宮良・八島	石垣第二
	かさはら だいご 笠原 大吾	なみき薬局	あかし あらかわこども おおはまこども	新川・大浜・明石	伊原間
	にいたか ゆか 新嵩 由香	新高薬局	みやまえ	名蔵・石垣・川原	名蔵・石垣
	あくつ のりこ 坏 徳子		しらほ まきらこども	真喜良・大本・白保・ 伊野田	白保

令和 6 年度 石垣市の教育

令和 6 年 10 月

編集・発行 石垣市教育委員会

沖縄県石垣市真栄里 6 7 2

TEL 0980-82-2604

FAX 0980-82-0294

E-mail kyouiku@city.ishigaki.okinawa.jp
